

東アジア研究

East Asian Studies

24号
2019年1月

国有企業退職者の再就職状況と起業の地域的背景

—遼寧省撫順市を事例として— 阿部 康久・閻 陽

コーポレート・ガバナンス関連情報開示に関する研究

—日本と韓国のSNS企業におけるコーポレート・ガバナンス報告書を事例として— 梁 晟宇

中国における刑法草案段階での公訴時効（訴追時効）制度変遷考 高橋 孝治

第2次世界大戦後のメコン河開発における日本の技術協力に関する一考察

—プレク・トノット計画（カンボジア）の事例— 藤本 穰彦・友次 晋介

東アジア学会

東アジア研究 第24号

目 次 CONTENTS

〈論 文〉

- 国有企業退職者の再就職状況と起業の地域的背景
— 遼寧省撫順市を事例として— …………… 阿部 康久・閻 陽 1
The Regional Background of Re-employment and Business Startups by Unemployed People in Fushun, China ABE Yasuhisa, YAN Yang

- コーポレート・ガバナンス関連情報開示に関する研究
— 日本と韓国 の SNS 企業における
コーポレート・ガバナンス報告書を事例として— …………… 梁 晷宇 19
A Comparative Study on Information Disclosure of Corporate Governance: Focusing on the Corporate Governance Reports of SNS Companies in Japan and South Korea YANG Jeongwoo

〈研究ノート〉

- 中国における刑法草案段階での公訴時効（訴追時効）制度変遷考 …… 高橋 孝治 45
Study of Changes in the Statutory Prescription System in Chinese Draft of Criminal Law TAKAHASHI Koji

- 第2次世界大戦後のメコン河開発における日本の技術協力に関する一考察
— プレク・トノット計画（カンボジア）の事例— …… 藤本 穰彦・友次 晋介 67
FUJIMOTO Tokihiko, TOMOTSUGU Shinsuke
A Design for the Technical Cooperation of Japan towards Comprehensive Development of Lower Mekong Basin after the Second World War: A Case Study of the Prek Thnot River Development Project in the Kingdom of Cambodia

国有企業退職者の再就職状況と起業の地域的背景

— 遼寧省撫順市を事例として —

The Regional Background of Re-employment and Business Startups by Unemployed People in Fushun, China

阿部 康久・閻 陽

ABE Yasuhisa, YAN Yang

Abstract

In China, the unemployment problem was particularly serious in cities such as the Northeast district that have strongly depended on state-owned enterprises since the late 1990s. In this study, in the case of Fushun City, Liaoning Province, which has been regarded as a representative example of a state-owned enterprise dependent city, regarding the re-employment and entrepreneurship of the unemployed people, we focused on those who are in self-employed occupations. As research methods, in addition to the collection and analysis of statistical data, we conducted an interview survey of 24 unemployed people. As a result of the survey, it was concluded the city still has a higher ratio of people receiving benefits from the government's "minimum living guarantee" system than the national average, and it is difficult to re-employ unemployed people. On the other hand, there are many people in the area who start their own businesses and are engaged in self-employment work such as restaurant management and taxi drivers. As a background for this, many of the people surveyed are poorly educated and trained, and when working in a company, they can only take jobs with bad conditions and can't move to other areas with many employment opportunities, so it can be pointed out that they were only able to earn high income by starting a business themselves. In addition to the fact that such employment opportunities are few, the low wage levels of workers are also considered to be the reasons why many people become self-employed workers. Also, we looked at the status of compensation for retirement from state-owned enterprises and found even those who were unable to receive compensation often started businesses with their own funds.

論文要旨

中国においては1990年代後半以降、計画経済時代に国有企業に強く依存してきた東北地方等の都市では、失業問題が特に深刻化していた。本研究では、国有企業依存型都市の代表例とされてきた遼寧省撫順市を事例として、失業者の再就職と起業の現状について、主に自営業的な職業に就いている人の動向に着目して検討した。研究方法として失業者の再就職状況についての先行研究や統計データの収集・分析に加えて、現地での失業経験者24人へのインタビュー調査も行った。調査結果として、同市では現在でも政府による「最低生活保障」制度による給付を受ける人の比率が全国平均より高く、失業者の再就職が難しい状況がある。その一方で同地域では、自ら起業し、飲食店経営やタクシー運転手などの自営業的な仕事に就いている人も多

い。その背景として、対象者の多くは人的資本に乏しく、企業等で働く場合には条件が悪い仕事にしか就くことができず、雇用機会が多い他の地域に移動することもできないため、自ら起業することでしか高い収入を得ることができなかった点が挙げられる。このように雇用機会が少ないことに加えて、労働者の賃金水準が低いことも自営業を営む人が多い原因だと考えられる。また、国有企業を退職した際の補償金の受給状況を見ると、補償金を受けられなかった人でも、少額の資金でできる業種を中心に起業している人もみられた。

I はじめに

労働市場の地域的状況についての分析は、日本の経済地理学において、多くの研究が行われてきた分野であった。とりわけ、産業衰退地域における企業の閉鎖・撤退やその地域経済への影響については多くの研究が行われてきたテーマであった（松原2006）。とりわけ、旧産炭地域等を事例にした研究は多く、炭鉱閉山後の労働者の再就職状況や人口移動等について検討した矢田（1975）や西原（1998）、西原・斎藤（2002）等の多くの研究が行われてきた。

その中でも近年では、制度論的アプローチに基づいた研究には多くの関心が持たれている。すなわち、政策、社会規範、労働文化、世帯構造等の総体からなる制度のあり方によって、労働市場は、ローカルなスケールでの様々な形態の社会的調整がなされているとされている。さらには、ローカル・スケールでの調整がナショナル・スケールあるいはグローバルな調整の中に埋め込まれ、接合されていることが重要であり、その接合のあり方を解明することの必要性も指摘されている（中澤2014）。例えば中澤（2014）は、地域労働市場において求職者と企業が、どのような組織、制度、媒介を通じて、いかにしてマッチングされているのかという点を明らかにしている。さらに、中澤（2015）ではタイ・バンコクで起業する日本人若年者を事例として、起業者を巻き込む様々な諸条件やそれに対する対応を生態学的な観点から検討している（中澤2015）。このような視点は、労働市場の状況を地域的背景に着目して検討する際に、大きな示唆を与えるものであると評価できる。

中国においては、雇用機会が乏しい地域で地域住民の起業が顕著な地域の代表例として、浙江省南部にある温州地域や同地域出身者による起業や産業集積の形成についての研究が挙げられる（丸川2004、丸川2013a、丸川2013b、西口・辻田2016、端木2017等）。この温州地域の事例では、軽工業等の製造業を中心とした人々の起業が盛んな理由として、地域住民や同郷者間での社会的ネットワークにより生産技術の伝播や原材料調達・販路の確保が顕著にみられた点が指摘されている。

具体的には、これらの地域では人々が自ら事業を興すことへのハードルは低く、限られた資金や人的資本しか持っていない人であっても起業できる「大衆資本主義」とも呼ぶべき状況が生じている。それが成り立っている背景としては、まず、製品を販売したり材料を調達したりできる卸売市場が多く存在しているため、誰でも比較的簡単に事業を興せる点が指摘されている（丸川2013b）。また、このような人々の起業を可能にした社会的ネッ

トワークの役割について検討した研究も多くなされている（西口・辻田2016, 端木2017等）。

しかしながら、一般的には中国では改革開放後に人々の起業が盛んになったと認識されているものの（丸川2013a）、温州地域のような特に起業が盛んな地域を除くと、その実態を検討した事例はあまり多くはみられないように思われる。とりわけ、国有企業改革の進展により、多くの失業者が生まれた東北地方等の地域における人々の再就職や起業のあり方については、特に近年では、関心が薄くなっているように思われる。

そこで本研究では、このような労働市場の社会的調整のあり方を分析する上で、象徴的な地域の事例として、1990年代後半から2000年代初頭に多くの失業者が生まれ、失業問題が深刻化していた遼寧省撫順市の事例を取り上げる。

中国における国有企業の人員削減は1993年頃から実施されはじめ、1990年代後半から特に顕著に行われるようになった（丸川2013b, p.91）。このような国有企業の人員削減は、本稿の対象地域である遼寧省の場合は2002年頃まで（鄭・阿部2003, 阿部2012）、全国的にみると2004年頃まで続いたとみられる（中国労働統計年鑑2005, 2006）。この時期に大量の失業者が現れた原因の1つとして、国内企業間あるいは外資系企業との競争激化により、元々、大量の余剰人員を抱えていた国有企業が人員削減に踏み切ったことで、大量のレイオフ（一時帰休、中国で「下崗」と呼ばれる）や解雇が行われ、失業者が増加してきた点が指摘できる（丸川2013b, p.91）。

特に、計画経済時代に国有企業に強く依存してきた東北地方等の地域では、このような失業問題は特に深刻であった（鄭・阿部2003, p.45）。丸川（2000）は「中国の失業問題は地域差がきわめて大きく、失業率がきわめて高い都市は単一の産業に依存した企業城下町であるケースが多い」と指摘している。このような地域における失業者の再就職状況については、劉ほか（2006）、何ほか（2007）、趙編（2007）等による報告がなされており、失業者が再就職することの難しさや転職できた人でも、給与額が少ない等の理由により、再就職先を退職することも多いこと等が指摘されている。

もちろん、国有企業において労働者のレイオフや解雇が実施される際には、政府による失業者の再就職支援のための政策も取られていた。例えば、中国政府は1998年から、失業者の再就職に対して、税制上の支援政策を実施している。特に2011年1月1日に実施された就業を支持・促進するために、新たに実施された税制優遇政策では、優遇措置を享受できる人員の範囲をさらに拡大し、特に大卒者等の若年者や都市部の失業者等の起業や就業を支援する政策が執られている。また、失業者の再就職を促進し、起業促進により雇用問題を改善するために、中国国家財政部は2014年4月から「關於继续实施支持和促进重点群体创业就业有关税收政策的通知」という政策を発表している。この政策の内容は失業者が自主的に起業する場合は、一世帯当たり毎年最大で9,600元の給付金を、企業は失業者1名を雇用する場合には、毎年最大で5,200元の減税を受けられるというものである。

白（2012）では、このような都市部の失業者への雇用対策として、失業者の起業によるものを含めた中小民営企業がある程度の役割を果たしている点について論じている。この

他に、地方政府レベルでの失業者による起業支援政策についても一部の地域では実施されており、吉林省図們市や江蘇省淮安市での取り組みを取り上げた包（2004）や李（2011）による報告がなされている。以上のような、先行研究はみられるもの、国有企業の人員削減により失業した人々の実際の再就職状況を特に失業者による起業や、それを取り巻く諸条件に注目しながら検討した研究は、あまり見られないようである。

そこで本研究では、撫順市における失業者の現在の就業状況について確認した上で、失業者たちの再就職の現状について、主に自営業的な職業に就いている人の動向に着目して検討していく。分析の際には、中国において民営企業の比率が高い国内先進地域との比較を念頭に置きながら、同市における失業者による起業の地域的背景やその限界についても検討することを目的とする。

II 研究対象地域の概要と研究方法

1. 撫順市の人口と住民の就業状況の推移

遼寧省撫順市は中国東北部の遼寧省にある人口215.8万人（実質的な都市地域である「市轄区」と呼ばれる区部の人口は141.2万人）の都市である（表1）。計画経済期には、撫順市を含む遼寧省は中国の重化学工業の拠点として発展していた。アジア最大の露天炭鉱であった撫順炭鉱のほかに、製鉄やアルミニウム工業、石油化学工業等の大規模な工場が存在していた。「改革開放」政策が始まった1978年の時点では、同市の総生産額の中で第二次産業が占める比率は約80%にも上っていた。しかしながら近年では、石炭資源の枯渇により撫順市の産業を支えてきた炭鉱の多くは閉鎖され、石炭業に関連する国有企業も徐々に規模を縮小している。また、製鉄業等の他の国有企業も、国内の私営企業や外資企業等との競争が激化していった（陳ほか2006）。

結果として、1990年代後半から2000年代初頭にかけて「減員増効」（人員を減らし効率を高めること）を目標とする国有企業の改革が進展し、同市には大量の一次帰休（レイオフ）者と失業者が生まれた（鄭・阿部2003, Abe and Zheng2009）。

以下では、このように急激に失業問題が深刻化した撫順市の人口の推移と住民の就業状況について、概観する。撫順市の人口（表1）は、1999年から2015年までの17年間で10万人近くも減少している。このような人口減少は、主に若年層が市外へ流出したことが主な要因となっており、国有企業を退職した人々が市外へ移動して再就職したケースは少ないと考えられる。とりわけ、基盤産業であった石炭産業やその他の国有企業が衰退している割に人口減少率は大きくはなく、戸籍制度等の人口移動を抑制する政策の影響により、人口が滞留しているのが実態であるといえる（Abe and Zhang2009）。

地理的な状況を見ると、撫順市は省政府所在都市で省内最大の都市である瀋陽市に隣接しており（図1）、中心駅間での所要時間は最短で30分程度であるが、便数の問題や乗車手続きの複雑さのため、実際には撫順市から瀋陽市に通勤しながら就業することは困難であ

表1 撫順市の人口と就業者数等の推移

	単位 万人					
	年末人口		城鎮単位	個体企業	私営企業	登録
	全市	区部	就業者数	就業者数	就業者数	失業者数
1999	226.9	139.2	74.9	12.1	6.6	2.1
2000	227.0	139.3	70.9	13.9	7.6	2.3
2001	226.2	139.0	67.1	16.0	8.9	3.3
2002	226.1	139.0	58.3	18.5	10.3	3.9
2003	225.5	141.5	55.2	21.2	11.8	5.0
2004	224.9	141.1	53.5	24.6	13.7	5.2
2005	224.4	140.6	51.2	23.9	14.6	5.4
2006	223.9	140.3	47.9	27.2	16.0	5.1
2007	223.7	140.1	45.3	27.8	16.7	4.1
2008	223.2	139.6	43.2	20.3	9.7	3.8
2009	222.6	139.1	41.7	27.1	10.0	4.1
2010	220.9	138.4	40.3	28.2	10.8	4.0
2011	220.1	144.8	28.2	34.5	11.6	3.7
2012	219.3	144.1	30.9	27.4	12.0	3.6
2013	218.0	143.2	32.8	24.2	12.4	2.4
2014	217.4	142.6	30.7	31.3	13.1	2.1
2015	215.8	141.2	30.9	32.6	14.4	2.8

注) 「城鎮単位就業者数」とは、非農村部の政府機関・国有企業等で就業している人の数を指す。
 「個体企業就業者数」とは、従業員数7人以下の小規模な自営業者で就業している人の数を指す。
 「私営単位就業者数」とは、従業員8人以上の民営企業で就業している人の数を指す。
 「登録失業者数」とは、非農村地域に常住している法定年齢内の人で、労働する能力と意欲があるにもかかわらず仕事がない人の数を指す。

資料：各年版の『中国都市統計年鑑』（人口）、『遼寧統計年鑑』（就・失業者数）より作成。



図1 対象地域

る¹⁾。また、瀋陽市の住宅費の高さのため、撫順市の国有企業を退職した人が瀋陽市に居住して企業等で就業することも難しい状況になっている。例えば、2016年10月時点での撫順市の平均不動産価格をみると、住宅価格は4,087元/m²（現地調査を行った2015年8月時点で1元は約19.5円）、賃貸価格は月額13.88元/m²である。これに対して、瀋陽市の場合はそれぞれ7,121元、21.31元となっており²⁾、瀋陽の価格は撫順のそれぞれ1.74倍、1.54倍となっている。また家賃が高い割には瀋陽の賃金水準は撫順の1.24倍程度とそれほど高くはない（表2）。そのため、瀋陽の賃金水準は生活コストの割には低いとみなされており、失業者が瀋陽等の近隣の大都市に移住して就業するという選択肢は経済的にみてもメリット

¹⁾ 具体的には、まず定期券のような毎日の通勤のために割安な料金で利用できる料金設定がなく、利用者は毎回、乗車券を列に並んで正規料金で購入する必要がある。加えて、乗車のたびに安全検査を受ける必要があり、実質的な所要時間は、上述した時間より、かなり長くなる。また、高速バスという交通手段もあるが、渋滞等のため定時性も確保されておらず、通勤時間が2時間を超えるため毎日の通勤に使用可能な手段にはなっていない。そのため実際には、撫順から瀋陽に毎日通勤することは現実的ではない。

²⁾ 『中国住宅価格市況網』（<http://www.creprice.cn/>、2016年10月26日閲覧）。

が少ないのが実情である。

このような雇用条件下にある同市の就業状況に関するデータ（表1）を概観すると、統計上の失業者数は、同市の登録失業者数が最も多かった2005年でも5.4万人であった。しかしながら、この失業者数には、国有企業等の職場に在籍しながらレイオフされた人は含まれていないため、実質的な失業状態にあった人は、これよりかなり多かったと考えられる³⁾。何ほか（2007, p.89）によると、撫順市では1998年の時点で国有企業（地方政府等が所有する集団制企業と呼ばれる公有企業も含む）で働いていた就業者数70.5万人のうち、レイオフされた人の数は、15.94万人に上っていた。その後、2003年末までにレイオフされた累計数は32.9万人にまで増加したとされている。

表2 瀋陽市と撫順市における労働者の年間平均賃金

年	都市	年間平均賃金（元）	
		全市	市轄区
2011	瀋陽市	45,756	46,555
	撫順市	36,186	36,909
2012	瀋陽市	49,898	50,744
	撫順市	38,754	39,847
2013	瀋陽市	52,461	53,752
	撫順市	42,524	44,178
2014	瀋陽市	56,590	57,957
	撫順市	45,622	47,758

資料) 各年版の『中国城市統計年鑑』より作成。

また、撫順市で日本における生活保護に相当する「最低生活保障」制度による給付金を受給している人の数をみると、1998年の1.3万人から、最も多かった2003年には19.3万人にまで増加している（趙2006）。その後は2010年頃から減少する傾向が見られ、2014年には14.5万人となっている（『遼寧統計年鑑』）。特に、同制度が実質的に整備され、支給該当者の多くが受給できるようになったと考えられる2006年以降の時期を対象にして、人口に占める受給者の比率をみていくと2006年には8.5%、翌2007年には8.7%、2008年は8.6%、2009年は8.7%と高い水準が続いている。その後は、受給者率は徐々に低下していき、2014年の時点では6.7%にまで下がっている。しかしながら、農村部を含めた全国平均が5.2%であることを考えると、依然として高い水準が続いているといえる（表3）。後述するインタビュー調査の対象者の中でも3人が、この「最低生活保障」制度による給付金を受給しているが、受給額は月額400元というわずかな金額である。

また、非農村部の政府機関・国有企業等で雇用されている人の数（「城鎮単位就業人数」）

³⁾ 登録失業者は「非農村地域に常住している法定年齢内の人で、労働する能力と意欲があるにもかかわらず仕事がない人」と定義されているが、本稿では、本文で述べたような国有企業等をレイオフされ実質的な失業状態にあった人々を含めて検討する。

をみると1999年の74.9万人から2011年には28.2万人となっており、その就業者数は1999年時点の4割弱にまで減少している（表1）。その一方で、私営企業や「個体企業」（従業員数7人以下の小規模な自営業者）で働く人の数は1999年から2007年まで大幅に増加していた。その後、リーマンショックや欧州債務危機等が起こった2008年には減少したものの、2009年以降は再び増加に転じており、国有企業を退職した人々の多くは、これらの私営企業や個体企業で就業していると予想できる。

表3 撫順市と全国における最低生活保障受給者の比率

年	撫順市		全国	
	受給者数 (万人)	人口比 (%)	受給者数 (万人)	人口比 (%)
2006	19.1	8.5	3,833.2	2.9
2007	19.4	8.7	5,838.4	4.4
2008	19.2	8.6	6,640.3	5.0
2009	19.3	8.7	7,105.6	5.3
2010	18.5	8.4	7,524.5	5.6
2011	17.0	7.7	7,582.5	5.6
2012	16.7	7.6	7,488.0	5.5
2013	16.1	7.4	7,452.2	5.5
2014	14.5	6.7	7,084.2	5.2

資料：『遼寧統計年鑑』（各年版）等により作成。

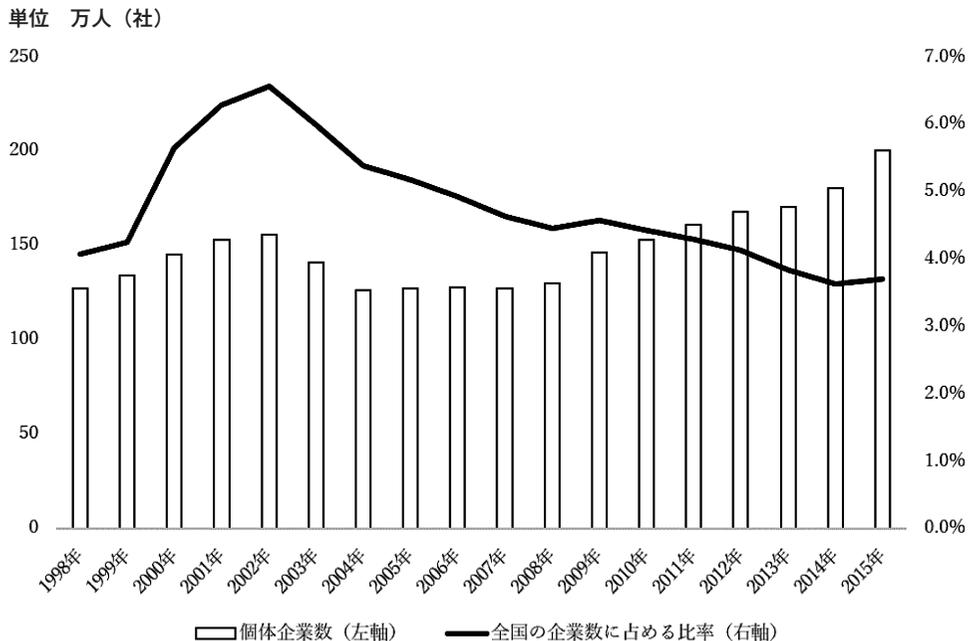


図2 遼寧省の個体企業数と全国に占める割合の推移

資料：各年版の『中国統計年鑑』により作成。

全国的にみても、撫順市を含む遼寧省では民営企業⁴⁾、とりわけ「個体企業」と呼ばれる自営業者の起業が活発であったことがうかがえる。図2では、撫順市を含む遼寧省における1998年以降の個体企業数と全国の個体企業数に占める比率を示している。この図によると、遼寧省における個体企業数は2002年まで増加を続けた後、2003年以降はいったん減少し、その後2008年から再び増加する傾向がみられる。全国の個体企業数に占める比率でみると、2002年には6.6%にまで急増しており、その後、比率は低下している。2002年に遼寧省の人口が全国に占める比率は3.3%であった点を考えれば、同年の比率は高い数値であったといえる。上述した通り、遼寧省において国有企業従業員の解雇が一段落したのが2002年であったことを考えれば、この年までに国有企業を退職した人が起業した事例が多かったと推測できる。また、2003年から2007年までは個体企業数が減少していることから、事業不振により廃業した個体企業も多かったことも推測できる。

撫順市の場合も、2000年以降の個体企業数の増加は著しい。従業員数でも、より規模の大きい私営企業の従業員数の増加数を大きく上回っている（表1）。1999年には52,086社（従業員数では12.1万人）だったものが、2005年には73,769社（23.9万人）、2010年には109,156社（28.2万人）と急激に増加している。その後は2011年からは減少に転じた後、2014年以降には再び増加する傾向がみられ始めている。従業員数ベースでみると2007年に27.8万人まで増加し続けた後、2008年以降は2011年（34.5万人）をピークに増減を繰り返している（図3）。

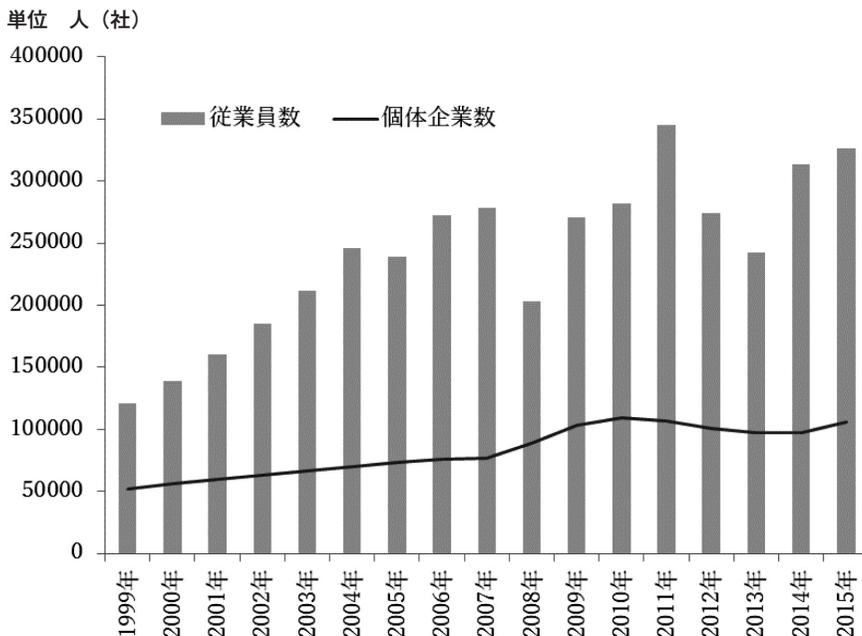


図3 撫順市における個体企業数と従業員数の推移

資料：各年版の『遼寧統計年鑑』より作成。

⁴⁾ 本稿では、従業員7人以下の個体企業とそれ以上の規模の私営企業を総じて民営企業と称する。

このような小規模な個人企業の存在は、国有企業を失業した人々の雇用の受け皿の1つになっていると考えられ、失業者の中には自ら企業を立ち上げ、生計を維持している人も多いといえる。

2. 研究方法

前節までの考察を踏まえ、本稿では研究方法として失業者の再就職状況についての先行研究や統計データの収集・分析に加えて、2015年8～9月と2016年2月、11月に、市内の区部にて筆者らの知人からの紹介を通じて失業経験者へのインタビュー調査を行った（表4、表5）。調査対象者としては個人企業として位置づけられる自営業等に従事する人（17人）を中心に選定し、他の就業状態にある人（7人）にもインタビューを行った。

調査対象者の選定基準として①国有企業において就業した後に失業した経験があり、②調査時点で退職年齢である55歳に達していない人、という条件を満たす人々を選定した。結果的に41～55歳までの年齢の人（男女12人ずつ）が選定された。

本稿では以上の基準により選定した失業経験者24人に対して、①失業後の職歴と現状、②現在の収入レベルと満足度、③失業後の政府や就業していた国有企業からの支援等についてのインタビュー調査を行った。

Ⅲ 失業者の再就職状況と地域的背景

1. 調査対象者の概要

本章では、主に起業を中心とした失業者の再就職状況について、その地域的背景に注目しながら検討していく。はじめにインタビュー調査の結果を概観すると、回答者24人のなかで、失業する前の職種が工場労働者であった人が22人、炭鉱労働者であった人が2人であった。また、職場を退職した時期は1998年～2002年に集中しており、撫順市における失業問題が深刻化した時期と一致している（表4）。

職業構成をみると、自営業的な職業に就いている17人では、飲食店や個人経営のタクシー運転手、小売業等の業種を営んでいる人が多い。またそれ以外の7人のうち、非雇用者として働いている人は5人であり、飲食店従業員（2人）、工場労働者、運転手、ベビーシッターとして就業している。また、疾病により就業することができない人も2人いる。収入レベルを見ると、自営業を営む人では省政府所在都市である瀋陽市の平均賃金を超えるレベルの収入を得ている人が多い（表5）。

また彼（女）らは、失業した時点で30代以上の年齢に達していた人が多かったが、学歴等の人的資本をあまり保有していないため、国有企業を退職した後、他の企業等に雇用されて働くことが難しかった。具体的には、調査対象者の中で高等学校卒以上の学歴を有している人はなく、すべて中学校か小学校卒の学歴であった（表4）。

先行研究においても、国有企業の失業者が持つ技術・技能は低く、多くは失業する前に

表4 調査対象者の概要

失業者	性別	年齢	学歴	失業年	失業前職種	失業時補償金
ID 1	女	44	中学校	2002	工場労働者	有 (13,000元)
ID 2	男	47	中学校	2002	工場労働者	有 (13,000元)
ID 3	男	52	中学校	2001	工場労働者	有 (10,800元)
ID 4	女	49	中学校	2001	工場労働者	有 (10,800元)
ID 5	男	47	中学校	2001	工場労働者	有 (8,500元)
ID 6	男	45	中学校	2001	工場労働者	有 (8,500元)
ID 7	女	46	中学校	2001	工場労働者	有 (8,000元)
ID 8	女	45	中学校	2001	工場労働者	有 (8,000元)
ID 9	女	48	中学校	2001	工場労働者	有 (10,800元)
ID10	女	47	中学校	2001	工場労働者	有 (10,800元)
ID11	女	47	中学校	2001	工場労働者	有 (8,500元)
ID12	女	48	中学校	2001	工場労働者	有 (8,500元)
ID13	男	50	小学校	2002	炭鉱労働者	有 (10,000元)
ID14	男	54	小学校	2002	炭鉱労働者	有 (10,000元)
ID15	女	48	中学校	2002	工場労働者	有 (10,000元)
ID16	男	43	中学校	1998	工場労働者	無
ID17	男	52	中学校	1998	工場労働者	無
ID18	男	52	中学校	1998	工場労働者	無
ID19	女	41	中学校	1998	工場労働者	無
ID20	男	53	中学校	2001	工場労働者	無
ID21	男	49	中学校	2001	工場労働者	無
ID22	男	50	中学校	2001	工場労働者	無
ID23	女	49	中学校	2001	工場労働者	無
ID24	女	47	中学校	2001	工場労働者	無

資料：インタビュー調査による。

は、比較的単純な労働に従事していたことが示されている（劉ほか2006, pp.2-5）。政府は、このような失業者らに対する再就職支援制度を実施していたものの、教育レベルや技術・技能が低い失業者が求職市場に入っても再就職することは困難であり、実際に転職できた人は一部であった。また転職できた人の場合も、給与額が少なかったこと等の理由により、再就職先を退職することも多かったという（劉ほか2006, pp.2-5）。

このような雇用機会の少なさは、2014年の時点でも基本的には変わっておらず、とりわけ45歳以上の年齢になると、就職できる機会が少なくなっている。結果として、失業者の高齢化も課題となっているという。また、再就職者は従業員の入れ替わりが激しい民間企業や個人経営の企業でパートタイムとして就業しているケースも多く、実際に2年以上就業を続けている人の比率は29%にすぎないという（遼寧省就職網2014）⁵⁾。すなわち、多くの再就職者は就業と失業を繰り返す傾向にあり、安定的な雇用を得ている状態だとは言い

⁵⁾ 遼寧省就職網（2014）：<http://www.jyw.gov.cn/web/assembly/action/browsePage.do?channelID=1230726876593&contentID=1381470256218>（2014年10月28日閲覧）。

表5 調査対象者の現在の就業状況等

対象者 番号	政府 / 企業からの支援	現在の仕事	居住地から 就業地までの 距離 (km)	年収
ID 1	無	飲食店従業員 (パートタイム)	2	3.6万円
ID 2	無	衣料品店経営	15	6万円
ID 3	600元 / 月 補償金 (企業)	無職	0	0
ID 4	600元 / 月 補償金 (企業)	飲食店経営	1	9.6万円
ID 5	600元 / 月 補償金 (企業)	個人タクシー経営	-	7.2万円
ID 6	600元 / 月 補償金 (企業)	個人タクシー経営	-	6万円
ID 7	600元 / 月 補償金 (企業)	飲食店経営	10	24万円
ID 8	600元 / 月 補償金 (企業)	飲食店経営	2.5	8.5万円
ID 9	600元 / 月 補償金 (企業)	衣料品店経営	15	6万円
ID10	600元 / 月 補償金 (企業)	売店経営	15	12万円
ID11	600元 / 月 補償金 (企業)	美容院経営	1	7.2万円
ID12	600元 / 月 補償金 (企業)	飲食店経営	3	12万円
ID13	400元 / 月 最低生活保障金 (政府)	飲食店従業員	10	2.4万円
ID14	400元 / 月 最低生活保障金 (政府)	三輪タクシー運転手	-	3万円
ID15	無	旅館経営	1.5	10万円
ID16	400元 / 月 最低生活保障金 (政府)	工場労働者	9	2.4万円
ID17	無	飲食店経営	3	12万円
ID18	無	露店	2	7.2万円
ID19	無	配送業 (バイク便) 経営	1.5	9.6万円
ID20	無	無職	0	0
ID21	無	インターネット通販	0	60万円
ID22	無	個人タクシー経営	-	9万円
ID23	無	インターネット通販	0	6万円
ID24	無	ベビーシッター	不定	9.6万円

資料：インタビュー調査による。

難い。このように国有企業を退職した人々は、あまり多くの人的資本等を有しておらず、フルタイムで働ける再就職先を見つけるのが困難な状況がみられる。

2. 起業の地域的背景

以下では、自営業的な仕事を営んでいる人々の個々の事例を紹介していく。ID 5、ID 6 と ID22の 3 人の回答者は、個人タクシーの資格を取り、運転手をしている。彼らへのイン

タビュー調査や現地での観察によると、撫順市においては、タクシー業の企業化が進んでおらず、多くの車両を運用する企業はあまり多くなく、個人タクシーのように個々の運転手が自ら車両を購入し、個人経営的な事業を営んでいる場合が多い。同市では自身で自動車と営業許可証を購入すれば、個人タクシーの営業を始めることができる。また、使用する自動車は資産としての価値もある上、自家用車としても使用できる点も起業した失業者たちにとって魅力的であった。この3人の個人タクシー事業者の場合は、失業した直後は、他のタクシー所有者に雇われて運転手として働いていたが、収入が低かったので自らの貯金で自動車とタクシーの営業許可証を購入し、タクシー事業者になった。彼らの年収はそれぞれ9万元、7.2万元、6万元であり、企業に雇用されて運転手として働く他の調査対象者（ID14）の年収が3万元であることを考えれば、比較的高い収入を得ているといえる。これらの個人タクシー経営者の事業が成り立っている要因としては、中国の中小規模都市においてはサービス業の組織化・企業化が進んでおらず、大規模なタクシー会社が少ないため、個人経営で事業を行っても高い売上げを得られる可能性が高い点が挙げられる。

以上の事例は、失業者が自営業者に転業することで生計を立てられることを示す一例であると考えられる。タクシー以外でも、ID 4、7、8、12、17が経営する飲食店等の業種等でも撫順市では全国チェーンの飲食チェーンの店舗はそれほど多くはなく、料理の味や価格でも個人経営の飲食店が高い競争力を持ちえる状況があると考えられる。

一方、ID23のように、2013年から WeChat と呼ばれるソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）を利用して化粧品等をネット販売している事例もみられる。彼女の場合は、失業した当初は、スーパーでレジの仕事をしていたが、給料が安く、勤務時間も長いので、2年間働いた後に退職した。近年、「微商」と呼ばれる個人事業者がインターネット上のみで商品を販売するビジネス・モデルが急速に発展したため、友達の紹介で現在の事業をはじめたという。店舗がないので、起業のための資金や賃貸料等の固定費もあまりかからないのがメリットである。収入は不安定であるが6万元程度の年収が得られるという。

以上のように、自ら起業した失業者が多い背景として、一般労働者として就業する場合には給与水準が低く、自営業者との収入格差も大きいという点が指摘できる。陳（2010）によると、中国の最低賃金は一人当たり GDP の25%で、平均賃金の21%であったが、世界においてそれぞれ58%、50%である。世界の水準と比べると、中国の最低賃金は非常に低かったといえる。また遼寧省では、都市住民の収入格差は年々拡大している（劉2015）。このような労働者の賃金が安すぎる点や大きな収入格差が存在する点は、失業者が自営業者として起業することを促したと考えられる。

実際に、企業や他の人が経営する事業所で被雇用者として働いている人もみられるが、その所得水準は低い。ID 1の場合は、料理店でパートタイムの従業員として就業している。仕事の内容としては、それほど専門的な技能は必要なく、中学校までの教育しか受けられなかった彼女にとっても容易な仕事であるが、給料が安く、勤務時間も長いため、心理的なストレスは多いという。しかし、年齢が高い彼女が他に従事できる職種は少なく、生計

を維持していくためには現在の仕事を続けざるを得ない状況である。

また、彼（女）らが自ら起業することができた要因として、中国の中小規模都市では、戸籍制度等により人口移動を抑制する政策が採られてきたため、撫順市のように雇用条件が悪い地域であっても、ある程度の人口規模が維持されている点が推測される⁶⁾。また、それにもかかわらず、このような中小規模都市においては、サービス産業のチェーン化や大規模化が進んでいない点が挙げられる。結果として、上述した飲食業や個人タクシーを営む人の事例のように、個人経営の零細なサービス業を起業しても有力な競合者が少なかったため、事業に成功できた可能性も考えられる。また、ID21やID23の事例のように、近年、電子商取引が急速に普及したことにより、インターネット販売を行う事業を興せた人もいる。

3. 政府や企業による支援の実情

以下では、再就職が難しい状況にあった元失業者たちに対する政府や元勤務先の国有企業による支援の状況について検討していく。

まず、調査対象者の中には、失業時に退職金に相当する一時払いの補償金を受け取ることができた人が15人おり（表4）、金額は概ね当時の月収に勤続年数を乗じた額に近いものであった。また、この15人のうち10人は、現在も退職した企業から月払いの補償金も受け取っている（表5）。その金額は失業前の月収の8割（600元）程度の金額であり、彼（女）らが退職した2000年代初頭前後の物価水準であれば、生計を補助することが可能な金額であったと考えられる。しかしながら、その後の物価上昇により補償金の価値は実質的に目減りしており、2014年時点の同市の労働者の平均賃金と比較すれば、その15%弱程度の価値にまで低下している。

その一方で、このように補償金を受け取ることができなかった人も9人いる（表4）。補償金を受け取ることができた人とそうでない人がいる理由としては、在職時における雇用契約に違いがあったとされている。すなわち、国が設立した全民制企業等で雇用され、従業員としての身分が保障されていた全民制労働者と呼ばれていた労働者では補償金を受け取ることができたのに対して、地域の手工業者の組織化や全民制企業の子会社として設立された集団制企業等に属していた労働者では補償金の支払い対象になっていなかったといわれている（鄭・阿部2003）。

補償金の有無と現在の就業状況との関係を見ると、補償金を受けられた15人では、自営業を営んでいる人が11人、被雇用者として働く人が3人、疾病のため就業していない人が1人となっている。これに対して、補償金を受けられなかった9人では、自営業者が6人、被雇用者として働く人が2人、疾病のため就業していない人が1人であった（表4、表5）。

⁶⁾ Abe and Zheng (2009) でも、中国東北地方の遼寧省に属する撫順市には、悪い雇用条件にもかかわらず、失業者や不安定就業者の世帯においても、市外への転出者を出している世帯は、全体の1割未満であり、就業条件不利地域での人口の滞留現象が見られることが指摘されている（Abe and Zheng 2009,p.37）。

これらの退職時の補償金は、調査対象者が起業した際には、起業資金の一部として使用することが可能であったと考えられる。その一方で、補償金を受けられなかった人でも起業することができた人もいる。このような人々の場合は、自身の貯金のほかに親族等から資金を借りて起業した人もいと推測される。

また調査対象者の中には、撫順市政府による就業支援政策により、再就職のための技能を身につけたという事例も、わずかながらみられる。2015年9月8日に撫順市労働就業管理局の窓口で確認した内容によると、同市では失業者の再就職を促進するために「惠普制就業培訓」と呼ばれる失業者に対する無料の職業訓練を行っている。規定の年齢以下の人で、一定の就業能力があり、規定の時間数の研修を受けることができる人であれば、この「惠普制就業培訓」を受講できるという。失業者は「就業失業登記証」と呼ばれる失業者である証明書を保有していれば、指定された機関にて無料で職業訓練を受けることができる。具体的には、ハウスキーピングサービス、ベビーシッターやコンピューター技術等の職業訓練のコースがある。

調査対象者の中では、ID24がこの職業訓練の制度を利用して、再就職のための技能を身につけている。同氏の場合、撫順市の政府が運営している職業紹介所にてこの制度を知り、週2～3回程度、産褥期ヘルパーのコースを受講して資格を取得し、2010年からベビーシッターとして勤務している。

同氏の収入レベルをみると年収は9.6万元程度あり、被雇用者として働く他の調査対象者よりは高く、瀋陽市等の省政府所在地レベル都市の平均賃金に比べても高い収入を得ている。しかしながら、調査対象者の中では、このように政府による就業支援制度を受けて資格を取り、被雇用者として働く人の事例は、同氏の実例のみであり、失業経験者が職業訓練等を通してスキルアップすることで、十分な収入が得られる仕事に再就職することは難しいことが再確認された。

IV おわりに

以上、本研究では撫順市における国有企業失業者の再就職と起業の現状について、その地域的背景に着目しながら検討してきた。

登録失業者数からみると、撫順市における国有企業失業者の数は、2005年以降は減少に転じているとみられている。しかしながら、国有企業や政府機関における就業者数をみると減少傾向が続いており、これらの公的セクターでは失業者が再就職できる雇用は生まれていない。実際に同市では現在でも政府による「最低生活保障」制度による給付を受ける人の比率が全国平均より高く、失業者の再就職が難しい状況がある。その一方で、个体企業や私営企業での就業者数の推移をみる限り、ある程度の就業者数の増加がみられ、とりわけ个体企業の企業数と就業者数の増加が顕著である。

そこで自営業的事業を営んでいる人を中心に失業経験者24人への現地調査を行ったとこ

る、以下のような調査結果が得られた。まず、个体企業のような自営業の事業を行っている人々では、飲食店や個人経営のタクシー運転手、配送業、小売業等の業種を営んでいる人が多くみられた。収入レベルを見ると、自営業を営む人では中国の中規模都市の人々の平均賃金を超えるレベルの収入を得ている人が多い。彼らは、失業した時点で30代以上の年齢に達していた人が多く、学歴等の人的資本をあまり保有していないため、国有企業を退職した後、他の企業等に雇用されて働くことが難しかった。具体的には、調査対象者の中で高等学校卒以上の学歴を有している人はなく、すべて中学校か小学校卒の学歴であった。このように雇用機会が少ない上に、中国では労働者の賃金水準自体も低いため、失業者が再就職するためには、失業者自身による起業が重要なルートになっている可能性がある。また、国有企業を退職した時点での補償金（企業から支払われた退職金や失業手当に相当する給付金）の受給状況を見ると、補償金を受けられなかった人でも、少額の資金でできる業種を中心に起業している人もみられた。

以上の調査結果を踏まえて、若干の予察的考察を加えると、彼（女）らが、あまり多くの人的資本等を有していないにもかかわらず、自ら起業することができた要因として以下の点が考えられる。まず、中国の中小規模都市では、戸籍制度等により人口移動を抑制する政策が採られてきたため、撫順市のように雇用条件が悪い地域であっても、ある程度の人口規模が維持されている点が推測される。また、それにもかかわらず、このような中小規模都市においては、日本や米国等の資本主義国の事例と比べると（シェーン著・谷口ほか訳2011）、サービス産業のチェーン化や大規模化が進んでいない点が挙げられる。結果として、上述した飲食業や個人タクシーを営む人の事例のように、個人経営の零細なサービス業を起業しても有力な競合者が少なかったため、事業に成功できた可能性もある。加えて、近年、電子商取引が急速に普及したことにより、インターネット販売を行う事業を興せた人もいる。すなわち、個人経営の零細なサービス業を起業しても、事業に成功できる可能性が比較的高い点が、自営業を営む人が多い要因として考えられる。

また、同市の失業者たちの中には、自営業者として生計を立てることに成功した人々もみられるものの、彼（女）らが興した事業は、軽工業を中心とした製造業の発達やそれらの産業集積が形成されている浙江省温州地域や他の沿海部の諸地域等とは異なり、サービス業を中心とした零細な自営業を営む人が多いといえる。その背景として、温州地域と比較すると地域住民の間で生産や原材料調達のためのノウハウの伝播・移転や卸売市場の発達がみられなかったことが要因になっていると予想できる。

撫順市政府では、産業構造が第三次産業へシフトしていく中で、住民への起業支援政策を促進しているものの、製造業等の基盤産業の育成が進まなければ、このような零細な自営業の起業による雇用促進には限界があるといえる。そのため、自営業者として生計を立てることができない失業者に対しては、今まで以上に手厚い社会保障制度を充実させることも必要である。また今後は、本稿の事例で検討してきた自営業への転業による失業問題の緩和といった現象が、他の途上国の雇用対策の参考になるのかという点も考察していく

必要がある。これらの点については今後の研究課題としていきたい。

付記：本稿の内容は、閻が2017年1月に九州大学大学院地球社会統合科学府に提出した修士論文の内容を、指導教員であった阿部が加筆修正の上で投稿したもので、その内容は2017年8月に開催された第12回日韓中地理学会（於：済州国立大学校）にて口頭発表した。閻の在学中には、九州大学の鏑木政彦先生と施光恒先生に副指導教員をお引き受け下さり、多くのご厚誼を賜った。また、投稿論文の作成に際しては九州大学院生の端木和経氏から多くのご助力を頂いた。なお本研究に際しては、2015～2017年度のJSPS 科研費（基盤研究（C）、課題番号：15K03014、研究代表者：阿部康久）による助成を受けた。

参考文献

- 阿部康久（2012）、「中国地方都市における国有企業の立地環境と経営改革の進展—東北特殊鋼を事例として—」（溝口常俊・阿部康久編『歴史と環境—歴史地理学の可能性を探る—』花書院）、249-264ページ。
- スコット・A・シェーン（2011）、『＜起業＞という幻想—アメリカン・ドリームの実現』（谷口功一・中野剛志・柴山桂太訳、原著は2008年発行）白水社。
- 鄭南・阿部康久（2003）、「国有企業改革の進展にともなう人員削減と補償の現状—遼寧省撫順市における企業調査報告から—」『アジア経済』44巻9号、45-60ページ。
- 白雪松（2012）、「中国東三省における都市貧困問題の対策としての民営中小企業の役割：「東北振興」政策以降を中心に」『北東アジア経済研究（岡山大学）』第9号、63-87ページ。
- 中澤高志（2014）、『労働の経済地理学』日本経済評論社。
- 中澤高志（2015）、「若者の海外就職・起業と日本のビジネス・エコシステムの生成」『地理科学』70巻3号、122-141ページ。
- 西口敏宏・辻田素子（2016）、『コミュニティー・キャピタル—中国・温州起業家ネットワークの繁栄と限界』有斐閣。
- 西原純（1998）、「わが国の縁辺地域における炭鉱の閉山と単一企業地域の崩壊—長崎県三菱高島炭鉱の事例」人文地理50巻、105-127ページ。
- 西原純・斎藤寛（2002）、「産業のリストラクチャリング期における炭鉱閉山と三階層労働者の帰趨—長崎県三菱高島炭鉱の事例」人文地理54巻、109-130ページ。
- 端木和経（2017）、「中国浙江省温州出身者の社会的ネットワークに基づく産業集積の形成—北京大紅門アパレル地域を事例として」『経済地理学年報63巻、148-163ページ。
- 松原宏（2006）、『経済地理学—立地・地域・都市の理論』東京大学出版会。
- 丸川知雄（2000）、「失業問題の現状と展望」（中兼和津次編『シリーズ現代中国の構造変動 第2巻 経済—構造変動と市場化』東京大学出版会）、257-285ページ。
- 丸川知雄（2004）：温州産業集積の進化プロセス、『三田学会雑誌』96巻：521-541。
- 丸川知雄（2013a）、『チャイニーズ・ドリーム—大衆資本主義が世界を変える—』筑摩書房。
- 丸川知雄（2013b）、『現代中国経済』有斐閣。
- 矢田俊文（1975）、『戦後日本の石炭産業—その崩壊と資源の放棄』新評論。
- ABE Yasuhisa, ZHENG Nan (2009), "Why do the unemployed remain in an Area of China with Disadvantaged Employment Opportunity?: A Case Study of Fushun City, the Northeast China", *Geographical Science (Chirikagaku)*, 64(1), pp. 22-37.
- 包建鑫（2004）, 在希望的田野上—淮安市後動下崗失業人員“創業試驗田”紀実. *中国就業*, 2004 (2), p. 22-43.
- 陳東海（2010）, 改善收入分配要解決收入過低的問題, *金融博覽*, 2010 (7), pp.26-27.

国家統計局城市社会經濟調査司 (2000-2016), 中国城市統計年鑑, 北京: 中国統計出版社.

国家統計局人口和就業統計司・労働和社会保障部規画財務司 (2005-2006), 中国労働統計年鑑, 北京: 中国統計出版社.

何偉・張建中・朴熙榮 (2007), “撫順市職工再就業問題研究”, 遼寧高職学報, 9(7), pp. 89-92.

遼寧省統計局編 (2000-2016), 遼寧統計年鑑, 北京: 中国統計出版社.

李穎 (2011), 閩門市多項措施助下崗失業人員創業, 労働保障世界, 2011(2), p. 13.

劉岩・靳楓・宋爽・張淞綸・胡礼君・田冠浩・譚林 (2006), “鉄飯碗消失之後－東北三省四市国企職工生活, 就業狀況調查” (<http://www.docin.com/p-298448063.html>, 2006年1月21日付, 2018年1月4日閲覽), pp. 1-28.

劉玉梅 (2015), “遼寧省收入差距与城市貧困問題研究”, 合作經濟与科技, 2015(4), pp. 30-31.

趙定東 (2006), “論大型国有企業失業人員的轉型適應与社会識同: 基于遼寧省的個案調查”, 社会, 2006(3), (<http://paper.usc.cuhk.edu.hk/Details.aspx?id=5788>, 2018年1月4日閲覽).

趙文祥編 (2007), 資源枯竭型城市労働力轉移規律与就業問題研究, 北京: 中国労働社会保障出版社.

コーポレート・ガバナンス関連情報開示に関する研究

—日本と韓国のSNS企業におけるコーポレート・ガバナンス報告書を事例として—

A Comparative Study on Information Disclosure of Corporate Governance: Focusing on the Corporate Governance Reports of SNS Companies in Japan and South Korea

梁 晟宇
YANG Jeongwoo

Abstract

Recently, many corporations place great importance on the corporate governance by stakeholders in order to prevent organizational misconduct and accomplish reliable operations in corporations. ‘Principles of Corporate Governance’ issued by OECD has promoted the effective application to mainly G20 countries. In response to this, Japan and South Korea established and revised ‘Corporate Governance Code’ and ‘Code of Best Practices for Corporate Governance’ respectively, and companies in both countries have disclosed their governance structure to the public. Since these regulations are based on the principles-based approach, which is voluntarily implemented, companies have their way to respond to the regulation.

This comparative study reviews the governance principles in Japan and South Korea. The contents of the corporate governance report issued by Social Networking Service (SNS) companies in Japan and South Korea are also examined. The findings indicate that since companies in both countries are strongly aware of their shareholders, designing organizations including the board of directors and the audit committee becomes crucial. Meanwhile, there are differences between Japan and South Korea in the criteria of judging the independence of outside directors. It also reveals that governance organizations, internal control system and various stakeholders besides shareholders differ between two countries.

The results of this study point to the following critical issues. Firstly, the broader stakeholder perspectives are necessary. Secondly, both governance design and its operation need to be disclosed to the public in more detail. Lastly, external evaluation needs to be invigorated by enhancing the comparability of the reports.

要 旨

近年、企業の不祥事などを防止し健全な組織運営を実現するために、株主を含むステークホルダーを頂点とするコーポレート・ガバナンスが注目されている。OECDの「コーポレート・ガバナンス原則」は、従来よりG20参加国を中心に、ガバナンス原則の実効的な適用を促して

いる。これを受け、日本では「コーポレート・ガバナンス・コード」が、韓国では「企業支配構造模範規準」が各々制定・改訂され、企業はガバナンス関連情報の開示を行っている。本開示制度は、「準則主義」ではなく「原則主義」であり、企業側の自主的な実施を求めているため、「原則を実施」していても、各企業の対応方法などにおいては多少の差異が見られる。

本稿は、比較研究として、日本および韓国におけるガバナンス上の各原則を整理し、日韓のSNS（Social Networking Service）関連企業が発行したコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容を検討した。日韓両方に見られる傾向として株主を強く意識しており、取締役会や監査役会などの機関設計が最も重要な要素となっている点が共通点として挙げられる。一方、社外取締役の独立性の判断基準、ガバナンス機関および内部統制の運用状況、株主以外のステークホルダーなどについては、両国の間に差異が見られる。考察の結果、社会における説明責任を全うするためには、第一に広義のステークホルダー目線の取り組みが必要なこと、第二にガバナンスの整備および運用両方を詳細に開示すること、第三に報告書の比較可能性を向上させ、外部評価を活性化させることが必要であることが導き出された。

I. 研究の背景・目的・方法

企業の健全な運営は重要である。経営の成果だけではなく、成果に至る行程やその仕組みまでも同じ重さで問われる時代になっている。2000年代に入って、アメリカのエンロン事件などの大型会計不正事件を機に制定された米国のSOX法（Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002）や、それに影響を受けて作られた各国の内部統制関連法令は、財務報告に係わる企業内部の様々な業務手続の量的・質的な向上に貢献している。日本では、2006年6月に成立した金融商品取引法において同内容が盛り込まれた¹。内部統制報告制度の導入前は、その実効性と監査コストの急増に関する懸念もあったが、同制度が定着している現在は、ステークホルダーへの説明責任（Accountability）向上につながったと評価されている。財務報告に係わる内部統制の整備および運用に関する責任は経営者に属する、ということが強調され、企業自らが統制の仕組みを検証した上でその結果を開示することとなっている。とりわけ、企業は財務報告関連の各仕組みについて、さらなる見える化を実現できるようになった。独立監査人による内部統制監査の実施の際にも、社内の個々の会計処理の適切性や妥当性がスムーズに確認できるようになった。

しかしながら、内部統制の限界は常に存在する。経営者自らが内部統制を整備するため、経営者が統制上の仕組みを迂回しようと思えば、いくら精緻な内部統制であっても、簡単に無効化できるうえ、組織的な共謀も防げないという致命的な弱点がある²。実際に、東芝や富士ゼロックスなどの粉飾会計の事例を見ると、統制の仕組みそのものは一定水準を満たしており、不正問題が公になる前までは、内部統制上の重要な不備は報告されていなかった

¹ 金融庁企業会計審議会（2007）『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）』2007年2月15日、1-2ページ。

² 松本 尚哲（2012）「監査制度における内部統制報告制度の位置づけとこれからの展望について」『社会科学雑誌』第5巻、470ページ。

た。それにもかかわらず、経営陣の介入や組織的な行動により、内部統制は有名無実なものになっていたのである。このような事象を踏まえ、近年内部統制の上位にあるコーポレート・ガバナンスについても、その重要性がより強調されつつある。

2014年5月に改正された会社法は、コーポレート・ガバナンスに係わる様々な規律を備えている。2002年の商法改正時に導入された指名委員会等設置会社に加え、監査等委員会設置会社の新設、社外取締役等の要件の見直し、独立監査人（会計監査人）の独立性の強化などが図られた。内部統制は経営者を頂点とする健全な組織運営の体制を担保しているが、コーポレート・ガバナンスは株主を始めとするステークホルダーを頂点とする。経営者は株主から経営を委託されると同時に、株主によって選任された監査役や独立監査人からのけん制を受けている。取締役（執行役員）会での審議を経た適正な意思決定や迅速な情報開示は常に求められているが、ガバナンスの側面では、これらの過程におけるけん制機能の有効性も問われている。企業がステークホルダーの権利を侵害するような場面において、コーポレート・ガバナンス上の各仕組みにより、どこまで阻止できるか、あるいはリスクを如何に低減できるかが重要となってくる。これらの仕組みが常に有効に機能していることが、透明な企業組織の運営および説明責任の完遂の前提となる。日本では長らく、欧米に比べ、取締役会が株主の利益を重視しないという傾向が指摘されてきたが³、同法の改正は、それを払拭するための取り組みでもあったともいえる。

金融庁と東京証券取引所が2015年3月に公表し2018年6月に改訂した「コーポレート・ガバナンス・コード」には、「1. 株主の権利・平等性の確保」「2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働」「3. 適切な情報開示と透明性の確保」「4. 取締役会等の責務」「5. 株主との対話」といった基本原則とそれに係わる補充原則が定められている。これを受け、各上場企業はコーポレート・ガバナンス報告書を作成し開示している。これによりステークホルダーは当該企業のガバナンス状況に関する詳細情報を、以前より多く得ることが可能となった。このような施策は、企業ガバナンスの透明性を向上させ株式投資の活性化を支えるものであり、守りのガバナンスから攻めのガバナンスへの変化を促している。

本稿は、コーポレート・ガバナンスに係わる社会的要望を背景とした日本および韓国における開示事例を研究対象としている。研究方法として、まず、コーポレート・ガバナンス関連制度の考え方や導入過程を確認したうえで、主な先行研究をレビューする。次に、日本および韓国におけるコーポレート・ガバナンス上の各原則を整理する。続いて、比較研究として、日韓のSNS (Social Networking Service) 関連企業が発行したコーポレート・ガバナンス報告書の内容を確認し、その過程で得られた示唆に基づく考察と関連項目の検討を行う。

³ 菊池ら（2000）によると、日本の大規模株式会社の株主構造として、①法人株主中心、②株式の相互持合いと長期安定保有・議決権の経営者への委任が挙げられる。その結果として「物言わぬ株主」が多くなった。菊池 敏夫、平田 光弘（2000）『企業統治の国際比較』173ページ。

Ⅱ. コーポレート・ガバナンス開示関連制度

1. 日本および韓国における関連制度の整備

日本では、2004年3月、東京証券取引所が「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」を公表し、ガバナンスに関する共通認識の基盤を作った。2009年12月にはその改訂がなされ、各企業には各原則に関する努力義務が課されることとなった。

2014年6月、政府は「日本再興戦略」を改訂し、緊急構造改革プログラムの一環として、コーポレート・ガバナンスの強化を掲げた。それは、経営者マインドの改革や、透明な意思判断を後押しする仕組みの整備、内部留保の積極的な活用、グローバル水準のROE達成に伴う資本効率の向上などを狙いとしている⁴。その目的は、「様々な投資主体による長期的な価値創造を意識した、リターンを最終的に家計まで還元する一連の流れ（インベストメント・チェーン）の高度化、及び資金の出し手である金融機関等による借り手の経営改善・体質強化支援」が総合的に行われることにより「雇用機会の拡大や賃金上昇、設備投資や配当の増加等を通じて経済全般に還元」することが実現でき、「経済の好循環」を生み出すことである⁵。

これを受けて金融庁と東京証券取引所は2015年3月に「コーポレート・ガバナンス・コード」を策定した。同コードは同年6月より上場企業を対象に適用されたが、従来の努力義務が、「Comply or Explain」（原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明する）へ強化されている。コーポレート・ガバナンス上の重要な要素を、上場規則に盛り込むことによって、企業組織の透明な運営と関連情報の適宜開示を促し、資本市場のさらなる活性化・国際化を進めるものである。同コードは、2018年6月に改訂されている。なお、金融庁が2014年2月に制定した日本版スチュワードシップ・コード「責任ある機関投資家の諸原則」により、金融機関にも、投資先企業の経営監視の強化など、コーポレート・ガバナンスの向上への貢献が求められている。

一方、韓国では、1997年の通貨危機により国際通貨基金（IMF）からの救済支援を受け、2001年の融資完済までに、12の銀行に対する是正措置、総合金融会社16社の営業認可の取り消し⁶、財閥30グループのうち17の解体⁷を行うなど、激動の時代を送った背景がある。当時の政府の臨時組織であった非常経済対策委員会は、1998年2月に、コーポレート・ガバナンス改善の一つの方法として、上場企業への社外取締役の選任を義務づけた。2000年1月には、韓国上場会社協議会が、「社外取締役の職務遂行の規準」を公表し、各企業による自主規制を促した。2007年には同規準が改訂され、社外取締役の権限と責任の明確化や

⁴ 日本経済再生本部（2014）「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－」2014年6月24日、4ページ。

⁵ 日本経済再生本部（2014）前掲書、30ページ。

⁶ 韓国金融監督院ホームページ「金融産業における構造改革期」<http://m.fss.or.kr:8000/fss/cmsContents/contents-View.do?mId=M0150705000000>（2018年7月24日閲覧）

⁷ 朝日新聞「IMFは「死に神」だったのか 格差広げた韓国通貨危機」2017年7月30日。<https://www.asahi.com/articles/ASK7S7X33K7SULFA02D.html>（2018年7月13日閲覧）

独立性の強化が図られた。他方、韓国金融委員会の支援により設立された民間団体である企業支配構造改善委員会は、1999年9月に「企業支配構造模範規準」を公表し、2003年2月にはそれを改訂した⁸。内容として、株主、取締役会、監査組織、利害関係者、市場による経営監視毎の原則を示している。同委員会は、2002年6月に設立された非営利社団法人韓国企業支配構造院（Korea Corporate Governance Service）に引き継がれ、同規準は2016年7月に2次改訂がなされている。

韓国取引所は、2017年3月に開示細則を改訂し、コーポレート・ガバナンス開示制度を正式導入した。これは、上記の「企業支配構造模範規準」（2016年改訂）やG20/OECDの「Principles of Corporate Governance」（2015年改訂）を踏まえ、同取引所が選定した「核心原則」について、自主開示するよう各企業に求めているものである⁹。核心原則は「1. 株主の権利」「2. 株主への公平な待遇」「3. 取締役会の機能」「4. 取締役会の構成・選任」「5. 社外取締役」「6. 取締役会の運営」「7. 取締役会内の委員会」「8. 社外取締役の評価と報酬」「9. 内部の監査組織」「10. 外部監査」の10項目となっている。

さらに、韓国金融委員会は、同開示制度を完全義務化し、2019年より連結基準の総資産が2兆ウォン以上の上場企業から段階的に「Comply or Explain」の形で適用させる方針である¹⁰。しかし、核心原則の構成項目を含んだ詳細なガイドラインは2018年3月の時点で草案作成の段階にとどまっており、本稿の執筆時点（2018年7月）においてもまだ公表はされていない。

2. コーポレート・ガバナンス関連報告に関する考え方

1999年、OECDはコーポレート・ガバナンス原則を発表した。同原則はこれまでに世界銀行やG20参加国を中心に実効的な適用を促している。2回目の改訂は2015年に公表されている（日本語版は2016年）。内容として「Ⅰ. 有効なコーポレート・ガバナンスの枠組みの基礎の確保」「Ⅱ. 株主の権利と公平な取扱い及び主要な持分機能」「Ⅲ. 機関投資家、株式市場その他の仲介者」「Ⅳ. コーポレート・ガバナンスにおけるステークホルダーの役割」「Ⅴ. 開示及び透明性」「Ⅵ. 取締役会の責任」という6つの章およびそれらに係わる39の原則で構成されている。同原則には企業のみならず、行政や市場に係わりを持つ各機関やクロスボーダーに関する事項なども盛り込まれ、グローバル社会全体として総合的なコーポレート・ガバナンスの強化を支援する形になっている。

コーポレート・ガバナンスが重要な理由についてOECDは次のように説明している。「資本の国際的な流れは、会社が資金調達のためにより大きな投資家集団にアクセスすること

⁸ 韓国企業支配構造改善委員会（2003）「企業支配構造模範規準」改訂2003年2月、1-2ページ参照。証券取引所、証券業協会、上場会社協議会、Kosdaq証券市場・登録企業協議会、投信協会など、当時の関連機関から設立された。

⁹ 韓国取引所「Comply or Explain方式の支配構造開示制度の導入」2017年3月9日、プレスリリース。

¹⁰ 韓国金融委員会「2019年より企業支配構造開示が段階的に義務化—経営透明性の強化及び中長期企業価値の向上への期待—」2018年3月22日、プレスリリース。

を可能にする。会社や国がグローバルな資本市場の恩恵を十分に受けようとするならば、あるいは、長期的な「辛抱強い」資本を誘引しようとするならば、コーポレート・ガバナンスの枠組みが、信頼に足るもので、国境を越えてもきちんと理解され得るものでなければならないし、国際的に受け入れられた原則に整合的なものでなければならない¹¹。つまり、各国の自主努力に留まらず、経済協力開発機構加盟国の連携を通じた、グローバルレベルの資本市場の活性化を狙いとしていることが分かる。OECDが公表したコーポレート・ガバナンス原則を項目レベルで整理すると以下の通りとなる。

図表1 OECDのコーポレート・ガバナンス原則

区 分	原 則
Ⅰ. 有効なコーポレート・ガバナンスの枠組みの基礎の確保	A. コーポレート・ガバナンス枠組みの策定
	B. コーポレート・ガバナンス慣行に影響を与える法律・規制
	C. 異なる当局間の責任分担と設計
	D. 株式市場の規制
	E. 監督・規制・執行当局の要件
	F. クロス・ボーダー協力の強化
Ⅱ. 株主の権利と公平な取扱い及び主要な持分機能	A. 株主の基本的な権利 (①持ち分、②譲渡権利、③知る権利、④株主総会、⑤取締役の選任・解任、⑥利益分配)
	B. 株主の意思決定への参加 (①定款等、②株式授権、③売却等の特別な取引)
	C. 株主の議決権行使
	D. 株主間の協議原則
	E. 株主平等
	F. 関連当事者間取引時の注意事項
	G. 少数株主の保護
	H. 企業支配権と市場機能
Ⅲ. 機関投資家、株式市場その他の仲介者	A. 機関投資家の議決権行使方針等
	B. 実質株主による議決権行使
	C. 機関投資家の利益相反管理体制
	D. 利益相反の開示・最小化を担保する仕組み
	E. インサイダー取引等の禁止
	F. 海外上場・重複上場時の関連規制開示
	G. 株式市場の公正かつ効率的な価格形成
Ⅳ. コーポレート・ガバナンスにおけるステークホルダーの役割	A. ステークホルダー権利の尊重
	B. ステークホルダー利益侵害時の救済機会
	C. 従業員参加の仕組み
	D. ステークホルダーの情報アクセス
	E. ステークホルダーの通報権利
	F. 倒産処理と債権者の権利
Ⅴ. 開示及び透明性	A. 重要情報の開示 (①財務報告、②目標・非財務情報、③主要株主、④役員報酬、⑤役員選任・独立性、⑥当事者間取引、⑦リスク、⑧ステークホルダー関連事項、⑨ガバナンス体制)
	B. 開示情報の質
	C. 年次の外部監査

¹¹ OECD (2016) 『G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則 (日本語版)』、10ページ。

VI. 取締役会の責任	D. 外部監査人の義務
	E. 情報伝達のチャネル
	A. 取締役の注意義務
	B. 全ての株主に公平な意思決定
	C. 取締役会の倫理
	D. 取締役会の重要な機能 (①経営計画、②ガバナンス体制、③経営陣管理、④経営陣報酬、 ⑤公正な取締役選任、⑥利益相反の防止、⑦監査体制、⑧開示)
	E. 取締役会の客観的判断
	F. 取締役の情報アクセス
G. 従業員代表の情報アクセス等	

(出所) OECD (2016) の内容をもとに筆者作成

OECDの主な原則に関する考え方は日本においても韓国においても引き継がれている。日本では、東京証券取引所の上場規則により、「コーポレート・ガバナンス・コード」上の各原則の実施がすべての上場企業に対して促されている。各上場企業は「コーポレート・ガバナンス報告書」の提出対象となっており、第一部および第二部上場企業においては全73原則（原則31項目、補足原則42項目で全73原則の体系）が、マザーズ、JASDAQにおいては5つの基本原則が遵守対象となっている。第一部および第二部上場企業の実績を確認すると、2015年12月の時点では、すべての調査委対象会社（1,858社）が実施しているのは73原則のうち6原則であり、残りの67原則のうち52原則が実施率90%以上という結果であった¹²。2017年7月の時点では、すべての調査委対象会社（2,540社）が実施しているのは7原則、実施率90%以上は55原則であった。なお、実施率90%以下であった11原則についても、「議決権電子行使プラットフォーム」の項目（44%）以外は、いずれも実施率70%以上であった¹³。全体として、年々、実施率の高い項目が増えつつあることが見てとれる。

一方韓国においては、2016年に改訂された「企業支配構造模範規準」がある。91の原則があるが、すべてが「Comply or Explain」の対象ではなく、複数の勧告事項も含まれている¹⁴。韓国金融委員会は、上記の91原則のうち10の核心原則を選定し、その実施と関連情報の開示を求めているが、まだ強制力がないため、2017年12月末基準で、同内容を「企業支配構造報告書」（以降、「コーポレート・ガバナンス報告書」と名称を日韓統一する）を通じて任意開示した企業は70社にとどまっている。韓国金融委員会と韓国取引所によると、各核心原則について、自社の遵守有無が明示されていないケースや、自社に有利な部分を中心に選別した開示が行われるケースなどもあるため、現在、「原則ガイドライン」の作成と開示に関する規程の整備を進めている¹⁵。

¹² 東京証券取引所「コーポレート・ガバナンス・コードへの対応状況（2015年12月末時点）」2016年1月20日。

¹³ 東京証券取引所「コーポレート・ガバナンス・コードへの対応状況（2017年7月14日時点）」2017年9月5日。

¹⁴ 韓国企業支配構造院「企業支配構造模範規準（2次改訂）」2016年7月26日。

¹⁵ 韓国金融委員会「2019年より企業支配構造開示が段階的に義務化—経営透明性の強化及び中長期企業価値の向上への期待—」2018年3月22日、プレスリリース。

Ⅲ. 先行研究のレビュー

コーポレート・ガバナンスについて、開示文書上の記載内容の個別検討や開示項目の国別比較を対象とした研究は殆ど見られないが、ガバナンス機関の在り方を中心とした先行研究は複数存在する。

宮島ら（2006）の研究によると、日本企業の取締役会の特徴として、内部昇進者による構成、経営の執行と監督の未分離、取締役会の規模が過大であることが挙げられる。しかし、2002年の商法特例法改正や関連議論の活発化により、多くの企業が、業務執行機関と監督機関を分離し、執行役に業務決定権限の大幅な移譲を行い経営の効率化を可能とし、かつ社外取締役による指名・報酬・監査の3委員会への参加により、けん制機能の強化を図ることをも可能とした。結果として、委員会設置会社の特徴を生かした米国型の取締役会への変化や、執行役員制を活用した従来の日本型経営システムの進化が生み出されることとなった。いずれの変化においても、社外取締役の増加とその機能強化は、ガバナンス上重要な意味を持つとしている。

富裕（2017）は、日本の3つのガバナンスシステム（監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社）における取締役、代表取締役、社外取締役、監査役、社外監査役、独立役員など、各機関の要件について確認し、各々の役割と責任をコーポレート・ガバナンス・コードと関連付けて説明した。また、東京証券取引所の第一部上場企業の9割強が独立社外取締役を設置している一方、第二部上場企業においては約1割の設置にとどまり、JASDAQ上場企業においては約3割が独立社外取締役を1人も選任していないという現状を紹介し、積極的な社外取締役の起用が急務であると指摘した。社外取締役設置が必要な理由として、独立社外取締役を複数置く会社は、1人の場合に比べて自己資本利益率（ROE）も高くなるという調査結果を示している。つまり、現行法が定めているガバナンス機関の在り方として社外取締役の役割が特に注目されており、企業の財務成果の面でも影響を及ぼす可能性があるとしている。

青木（2017）は、日本におけるコーポレート・ガバナンス改革動向の説明や、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社の機能検討を行った。彼はこの3つのガバナンスシステムにはいずれも弱点があると指摘し、機関設計の変更や形式的要件の充足は実質的なガバナンス強化には直結しないと主張した。さらには、社外取締役や社外監査役のガバナンス上の実効性こそが重要であり、コーポレート・ガバナンスを強化しても自然に企業不祥事が防止できるようなものではないと述べている。これらのことから、企業のガバナンス機関の設計やその開示内容（形式）と実際の運用（実質）においては、一定の乖離が存在する可能性があることが分かる。

紺野（2012）は、東京証券取引所に提出されているコーポレート・ガバナンス報告書のうち指名委員会等設置会社を対象に、社外取締役の要件について考察し、形式的な社外性よりも、実質的な独立性という視点での考慮が、社外取締役の実効性を考える際には重要

な要素になると主張している。また、ニューヨーク証券取引所は社外取締役の独立性を強調しているが、日本においては、社外取締役の指定に関する各社の考え方に相違があることを指摘し「各社一律的なディスクロージャー」の重要性を強調している。

一方、日韓の制度整備に係わる比較研究を挙げると以下の通りである。

Kim (2004) は、日韓のガバナンス制度について、日本は従来の枠組みを維持しながら企業の自発的な改革を促してきた反面、韓国は短期的な効果が明らかになるようなトップダウン式の制度改革を図ってきたと説明している。両国とも株主を中心とするようなグローバルスタンダードを目指してはいるが、ガバナンス改革自体は、個別企業が取り組んでいると指摘している。つまり、日韓両国におけるコーポレート・ガバナンスの向上とは、制度の整備や社会的な重要性認識を背景として、各企業の自主努力によって実質的な変化が図られていくものであると主張している。

Choi ら (2017) は、日米韓における取締役会関連制度の比較研究を行った。韓国において IMF 救済金融を切っ掛けに、アメリカでは一般的であった社外取締役制度 (1998年) および監査委員会制度 (1999年) が整備された。その結果、社外取締役の比率が日本に比べ高くなったものの、同制度の実効性に関しては疑問が残っていると説明している。社外取締役が量的に増えたことが経営監督のレベル向上に必ずしも結びつくものではないと指摘し、ガバナンスの向上のためには、第一に取締役会による CEO の評価とその交代の実施、第二に取締役の実質的な助言機能の強化、第三に委員会組織の活性化が必要であると結論付けている。従って、けん制機能の強化には国レベルの関連制度の整備より、個別企業内部による具体的な取り組みが、実際のガバナンス向上に直結するということを明らかにした。

以上の先行研究から、コーポレート・ガバナンスの向上には独立性を確保した社外取締役などの機関設計が重要な役割を担っているものの、ガバナンスの仕組みと実際の運用との間にはギャップがあり、その改善のためには個別企業レベルの取り組みが必要であることが明らかになった。従って、従来のガバナンス情報開示の形式的な要件は依然として求められながらも、社外取締役の独立性判断に関する各社の考え方の一律開示など、実質的なガバナンス状況をも求められることとなり、それらをステークホルダーに如何に伝えていくかが論点となる。次章からは先行研究から得られた示唆を踏まえ、日韓の報告形式や企業の開示事例を確認し、あるべき姿を見出していく。

IV. コーポレート・ガバナンス報告書の比較

本章では、日本および韓国におけるコーポレート・ガバナンス報告書の標準的な形式を確認したうえで、SNS 関連企業を対象とした具体的な事例を比較する。日本においてはすべての上場企業に同報告書の発行が求められているが、韓国においては、まだ任意開示を求めるのみであり、発行実績を見ると 2017年 9月 から順次開示されていることが分かる。本稿作成の時点 (2018年 7月) で、韓国の「電子開示システム (DART)」に提出された同

報告書の合計数は177件ある¹⁶。そのうち、半数以上は金融当局の重要な監督対象となる銀行・投信・保険などの企業のものである。この業種は一般的なガバナンスの仕組み以外にも、国特有の様々な規制を受けているため、一般論としての日韓比較にはあまり適していないと筆者は判断した。それ以外の多種多様な業種の中から、比較的多く開示されているのは SNS 関連企業のものであった。SNS (Social Networking Service) とは、人と人とのつながりを促進・サポートする機能であり、ウェブサイト、個人・グループ間の通信、コミュニティ、広告、ソーシャルゲームなど多岐にわたる。この産業は、伝統的な産業に比べ、市場拡大の可能性と拡大にともなうリスクの両方が高いとされており、個々の企業においてもリスク管理やガバナンスの面での一定レベル以上の対応が求められている。これを鑑み、本稿では、比較的风险の高い業界にある SNS 関連企業が、コーポレート・ガバナンスの現状をどの程度ステークホルダーに伝えているかという観点で、日本5社と韓国3社の事例を比較することとした。

図表2 比較対象の日韓の SNS 関連企業

項目	日本					韓国		
	Cyber Ag.	mixi	GREE	DeNA	LINE	NAVER	kakao	NHN Et.
機関設計	監査等委員会設置会社	監査役会設置会社				監査委員会設置会社		
外国人株式保有比率 ※1	47.93%	41.14%	19.61%	29.60%	94.20%	60.22%	24.81%	10.82%
支配株主の有無 ※2 (親会社を除く)	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし
親会社の有無	なし	なし	なし	なし	あり	なし	なし	なし
総資産 ※3※4	164,009	192,123	122,954	344,609	303,439	8,019,251	6,349,428	2,117,583
売上高 ※3※4	371,362	189,094	65,369	139,390	167,147	4,678,468	1,972,326	909,115
主な事業領域	メディア、ゲーム、インターネット広告、投資育成	エンターテインメント、メディアプラットフォーム	インターネットメディア	ゲーム、EC事業	コミュニケーション、コンテンツ	ポータルサイト	モバイルサービス、ポータルサイト	ネットゲーム、決済
従業員数 ※3	4,416	775	1,416	2,475	5,100	2,793	2,549	761

※1：韓国は2018年7月末基準、日本は有価証券報告書上の基準日 ※2：20%以上保有の大株主が存在する場合「あり」と表記

※3：2016または2017年度の実績、連結ベース

※4：百万円（日本企業）・百万ウォン（韓国企業）

(出所) 各社の有価証券報告書等に基に筆者整理¹⁷

¹⁶ 韓国の「電子開示システム」(dart.fss.or.kr) にて筆者が検索した結果、開示された報告は98社・合計177件であった(2018年7月6日の時点で検索。2017年開示が76件、2018年の同時点までの開示が101件)。

¹⁷ 日本：株式会社サイバーエージェント (Cyber Ag.)、株式会社ミクシィ (mixi)、グリー株式会社 (GREE)、株式会社ディー・エヌ・エー (DeNA)、LINE 株式会社 (LINE)、韓国：ネイバー株式会社 (NAVER)、株式会社カカオ (kakao)、NHN エンターテインメント株式会社 (NHN Et.)。() は本稿での表記名。

1. コーポレート・ガバナンス報告書の形式

コーポレート・ガバナンス関連開示は、日韓両国とも証券取引所が主導しその形式や記入要領に関する案内を行っている。日本の報告書は以下の構成になっている。

図表3 日本のコーポレート・ガバナンス報告書

<p>I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>a. コーポレート・ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由</p> <p>b. コーポレート・ガバナンス・コードの各原則に基づく開示</p> <p>2. 資本構成（外国人株主比率を含む）</p> <p>a. 大株主の状況（支配株主、親会社の有無など）</p> <p>3. 企業属性（上場市場区分、決算期、業種など）</p> <p>4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針</p> <p>5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情</p> <p>II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況</p> <p>1. 機関構成・組織運営等に係る事項（機関設計の組織形態）</p> <p>a. 取締役関係（定款上の取締役、社外取締役の選任有無、各人員数など）</p> <p>b. 会社との関係（社外取締役の属性と会社との関係、選任理由、独立役員の適合説明）</p> <p>c. 監査等委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員構成及び議長の属性 ・ 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 ・ 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 <p>d. 任意の委員会（設置状況、委員の属性と構成）</p> <p>e. 独立役員関係（人数及び補足情報）</p> <p>f. インセンティブ関係（制度の有無、ストックオプションの付与対象者、補足説明）</p> <p>g. 取締役報酬関係（個人別報酬開示有無、報酬の算定方法・方針、補足説明）</p> <p>h. 社外取締役のサポート体制（社外取締役への情報伝達体制）</p> <p>i. 代表取締役社長等を退任した者の状況（元代表取締役社長等である相談役・顧問等の情報）</p> <p>2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）</p> <p>3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由</p> <p>III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況</p> <p>1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況（株主総会招集通知の早期発送、電磁的方法による議決権の行使など）</p> <p>2. IRに関する活動状況（個人投資家向け、アナリスト・機関投資家向けの定期的説明会、担当部署の設置）</p> <p>3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況（CSR活動など）</p> <p>IV. 内部統制システム等に関する事項</p> <p>1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況</p> <p>2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況</p> <p>V. その他</p> <p>1. 買収防衛策の導入の有無（補足説明を含む）</p> <p>2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項</p> <p>（参考資料：模式図）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーポレート・ガバナンス体制 ・ 適時開示体制（任意）
--

（出所）東京証券取引所のひな形（監査等委員会設置会社用）を基に筆者整理・追記

この報告書は、コーポレート・ガバナンスに関する企業独自の基本的な考え方に基づいて実際にどのような機関設計を行っているか、また、その構成員である取締役の専門性および独立性、各機関への監督・監査、そして株主をはじめとするステークホルダーの權益を守るための仕組み全般についてまで言及されるようになってきている。特に、同報告書の冒頭には、「コーポレート・ガバナンス・コード」上の主な原則の遵守について記載する形式になっており、もし未実施の原則があれば、株主などに未実施の理由や企業の方針、改善計画などを提示する必要がある。具体的には「特定の事項を開示すべきとする原則」という項目が設けられ、同コード上の原則1-4（政策保有株式）、原則1-7（関連当事者間の取引）、原則2-6（企業年金の運用）、原則3-1（情報開示の充実）、補充原則4-1①（経営陣委任の範囲）、原則4-9（独立社外取締役の独立性判断基準）、補充原則4-11①（取締役の要件・多様性）、補充原則4-11②（取締役・監査役の兼任状況）、補充原則4-11③（取締役会の実効性評価）、補充原則4-14②（取締役・監査役のトレーニング）、原則5-1（株主との建設的対話）に対しては、明示的な説明が求められている（2018年6月現在）¹⁸。

なお、企業の機関設計についても、現在の体制の選択理由などを述べさせ、現時点のガバナンス構造が適切であることをステークホルダーに説明するようになってきている。例えば、「監査等委員は、取締役会における議決権の認められた監査役である」¹⁹ことから、ガバナンス上、従来の監査役会より監査等委員会の設置がより有効であるといわれるケースもあるが、報告書にて現在のガバナンス体制の選択理由を明らかにすることは、監査役会設置会社であっても、ガバナンスのレベルが監査等委員会設置会社などに劣らないということを直接・間接的にアピールできるという意味合いもある。

韓国においては、2017年4月に韓国取引所がコーポレート・ガバナンス報告書の作成方法や例示について実務者向けの説明会を複数回開催しているが、現在、具体的なひな形などは公開されておらず、10の核心原則とその概要説明のみが提示されている。よって、本稿では、核心原則の内容と上記説明会を踏まえて各企業が作成した報告書の内容を整理し、標準的な報告書の形式を把握した。主な構成は以下の通りである。

図表4 韓国のコーポレート・ガバナンス報告書（＝「支配構造報告書」）

<p>I. 支配構造一般（コーポレート・ガバナンスの概要）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 支配構造の原則と方針 2. 組織図 3. 支配構造の特徴（現状の説明、補足説明） <p>II. 株主（株主権利の保護、関連手続きの適切性）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 株主の権利 <ol style="list-style-type: none"> a. 株主の状況

¹⁸ 日本取引所グループ「コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領」2018年6月

¹⁹ 森本 滋（2017）『企業統治と取締役会』商事法務、167ページ。

- b. 株主総会の開催実績
- c. 株主総会での決議
- d. 配当内訳
- 2. 株主への公正な待遇
 - a. 株式発行の状況
 - b. IR 関連活動の状況
 - c. 企業情報の開示状況（英文開示の有無などを含む）
 - d. インサイダー取引防止、内部統制の状況

Ⅲ. 取締役会（取締役会運営の効率性、社外取締役の独立性）

- 1. 取締役会の機能
 - a. 取締役会での審議・議決事項の定義
 - b. 企業の経営、財務に関する事項
 - c. 取締役会の権限
- 2. 取締役会の構成・選任
 - a. 取締役の選任状況（個人毎の任期、職位、所属委員会などを含む）
 - b. 取締役の選任要件
- 3. 社外取締役
 - a. 社外取締役の兼職状況
- 4. 取締役会の運営
 - a. 当期の取締役会開催状況
 - b. 案件毎の可決有無、取締役毎の出席・賛否
- 5. 取締役会内部の委員会組織
 - a. 設置委員会の概要説明（個人毎の任期、職位などを含む）
 - b. 当期の委員会の活動状況
- 6. 評価及び報酬
 - a. 役員報酬（全体と1人あたりの報酬）

Ⅳ. 監査組織（監査機能の専門性及び独立性）

- 1. 企業内部の監査組織
 - a. 監査委員会の役割、構成
 - b. 当期の監査委員会の活動状況
 - c. 監査委員会の補助組織（内部監査、コンプライアンス部門などを含む）
- 2. 外部監査人（＝独立監査人）
 - a. 外部監査人の選任
 - b. 外部監査人の独立性

Ⅴ. 支配構造関連その他重要事項

- 1. 社会的責任遂行関連
- 2. 役員・従業員の報酬体系
- 3. 添付資料
 - ・ 定款
 - ・ 取締役会運営規程など

（出所）韓国取引所のプレスリリース資料、比較対象3社の報告書を基に筆者整理²⁰

²⁰ 2018年7月現在、韓国では日本同様のひな形などは公開されていないため、韓国取引所のプレスリリース資料（「Comply or Explain 方式の支配構造開示制度の導入」2017年3月9日）上の10の核心項目とその説明内容及び各社の報告書（NAVER・kakao・NHN Et.）を参照し共通的に見られる項目を中心に整理した。

韓国においても日本と同様に、株主、取締役会、監査・監督機能に関する説明が主な内容となっている。中でも特に株主をはじめとするステークホルダーの権利保護に焦点が当てられ、それを支えるための機関設計や取締役の資格に関する詳細内容の説明がなされている。注目すべき点は、社外取締役の実効性を判断する一つの要素として、社外取締役の独立性のみならず、他社との兼任状況が重要視されていることである。韓国では関連法令によって2社以上の兼任は禁止されている。他社の役員を過度に兼任すれば、当該会社に関する重要な案件の十分な検討ができず、社外取締役としての客観的な判断やけん制機能の発揮ができないからである。もう一つの特徴としては、ガバナンスの一般的な整備状況のみならず、取締役会の開催実績や案件の可決有無といった具体的な運用状況についても詳しく開示することになっている点が挙げられる。

2. 日本と韓国における SNS 関連企業の報告書比較

本章では日本と韓国の関連報告書を比較した。日本5社、韓国3社のコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容を確認した結果は<図表7>の通りである。日本と韓国の報告書について、形式や書き方などが多少異なっている面はあるものの、OECDのガバナンス原則に基づき、一般事項、ガバナンス体制、ステークホルダー、内部統制、その他の事項でまとめられている点は、両国とも共通している。日韓の報告書上の項目マッピングについては<図表7>の「ひな形等の項目」(日本・韓国)の列を参照されたい。なお、各項目の記載レベルを「◎詳細の補足説明」「○通常の記述」「△簡略・一部の情報のみ」と評価しているが、その考え方と例示は<図表8>の通りである。

比較結果を見ると、まず、コーポレート・ガバナンスに関する自社の考え方、基準の遵守有無、その運用状況については、日韓両国とも十分な関連記述がなされていることが分かる。特に日本においては、東京証券取引所が提示したコーポレート・ガバナンス・コード上の各開示必須原則の実施状況が詳細に説明されている。この内容は報告書冒頭の2～4ページの分量となるが、これを読めば、各社の主な遵守状況を大方把握することができる。しかし、韓国においては、冒頭に全体が分かるような記述はなく、10の核心項目のうち、不足しているものがあれば、報告書の該当部分にて補足説明が追記される形となっている。フルコンプライカ否かは明示されていない(<図表5>参照)。

次に、コーポレート・ガバナンス体制については、取締役会や監査役会・各種委員会の機関設計や役員の選任、報酬などの面で、日韓両方とも詳しい記述がなされている。特に役員の経歴や能力、選任理由などについては、個人毎の判断結果までも示されている。日本においては、社外取締役・社外監査役(または監査委員会メンバー)に対して、他社兼任状況のみならず、企業との利害関係・独立性に関する各項目の判断内容を明示するようになっている(<図表6>参照)。しかし、利害関係がある場合でも、その内容が過去のものであったり、金額的重要性が認められないという場合には、独立役員欠格事由にならないという見解も見られる。この判断に関しては、東京証券取引所規則上の所定の項目に

図表5 実施（コンプライ）有無に関する記載例

<p>当社は、コーポレート・ガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。 (日本) 株式会社ミクシィ (mixi) の記載例 (報告書1ページ)</p>
<p>【コーポレート・ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 <中期経営計画> 原則4-1-2：当社が事業展開するインターネット産業は、環境・技術の変化が早いと、中長期計画を策定するかわりに、中長期的な経営戦略をIR活動等を通じて継続的に説明を行い、株主や投資家の理解促進に努めております。</p> <p>【コーポレート・ガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 <政策保有株式> 原則1-4：当社は、事業上の連携強化が見込まれる場合等、「政策保有株式」を保有することがあります。これらの政策保有株式の議決権の行使については、その議案の内容を精査し適切に対応いたします。(以降省略) (日本) 株式会社サイバーエージェント (Cyber Ag.) の記載例 (報告書1ページ)</p>
<p>6. (3) 未遵守事項及びその事由 (社外取締役外部評価の未実施) 当社は現在、社外取締役に対する外部評価を実施していません。但し、今後「社外取締役の内部評価基準に対する外部機関の諮問」及び「社外取締役の外部評価」に関する要件に適合した場合には実施する方針です。 (韓国) NHN エンターテインメント株式会社 (NHN Et.) の記載例 (報告書19ページ)</p>

(出所) 各社の報告書より抜粋

従う場合 (LINE) や、東京証券取引所と個別企業両方の判断基準を勘案する場合 (GREE) とがある²¹。この事実は、先行研究で確認した通り、けん制機能が期待されるガバナンス機関である社外取締役等の独立役員について、まだ各社の認識に差があり、「各社一律的なディスクロージャー」が徹底していない可能性を示している。

一方、韓国においては、社外取締役・社外監査役等と企業との利害関係の有無に関する明示的かつ具体的な説明は見られない。判断基準の設定・開示がまだ求められていないためである。

しかし、独立役員に期待されるのは、「社内に存在する暗黙知とは一線を引き、物事の利害得失を客観的に判断する能力」であり、取締役会などで、常に利害関係者を平等に扱い、適切な意思判断を貫くことが重要である²²。これを考えると、役員の独立性に関する議論はコーポレート・ガバナンスにおいて非常に重要な部分であるといえるものの、日韓の事例からは開示レベルにおいて温度差が見られる。

図表6 日本における社外取締役・監査役の独立性 (独立役員) 判断項目

社外取締役と企業との関係	社外監査役と企業との関係
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者	a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役	b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

²¹ (LINE) LINE 株式会社「コーポレート・ガバナンス報告書」2018年4月27日、4-6ページ、(GREE) グリー株式会社「コーポレート・ガバナンス報告書」2017年10月2日、4-6ページ。

²² 堀江 貞之 (2015) 『コーポレート・ガバナンス・コード』日本経済新聞出版社、91ページ。

c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者	c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者	d. 上場会社の親会社の監査役
e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者	e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家	f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）	g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）	h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）	i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）	j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. その他	k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
	l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
	m. その他

（出所）東京証券取引所のひな形より抜粋

次に、取締役会と監査役会（または監査委員会）の活動状況を見ると、日本の報告書においては、各組織の目的や人員構成、役割、権限、職務内容といった整備状況の詳細および運用状況の大まかな情報が記載されているが、韓国の報告書においては、それらの内容に加え、詳細な活動実績も記載されている。委員会などの開催日時、議案・可決有無（個人毎の賛否）などが含まれており、具体的な運用状況が把握できるようになっている。社外取締役だけが参加するエグゼクティブ・セッションの開催状況まで開示しているケースもある。

他方、ステークホルダー関連の側面で見ると、株主総会の活性化と議決権行使に関する内容、IR活動、開示体制に関する情報は日韓両方に見られる。日本においては、コーポレート・ガバナンスの体制図に加え、適時開示の体制図も追加され、情報収集から判断および開示実施に至るまでの流れが分かりやすく説明されている。韓国の場合、適時開示の体制図はないが、株主総会、決議、配当に焦点を当てており、直近3年間の株主総会開催状況、議案名およびその可決有無、参加株主・株式数累計、配当方針・配当実績などの事項が詳細に開示されている。

その他ステークホルダーについては、国ごとの明らかな相違はなく、企業ごとの個別取り組み分野や開示情報量における相違が見られる。様々なCSR活動を公開しているケース（Cyber Ag., DeNA, kakao）もあれば、従業員（報酬）の説明をしているケース（NAVER,

NHN Et.)もある一方、「倫理規程に規定されている」とだけ言及し、具体的な説明を省いているケース (mixi) も見られた。詳しくは<図表8>の「実際の開示内容」を参照されたい。

これについて、堀江 (2015) は、東京証券取引所が他報告書などへの参照を可とすることで、コーポレート・ガバナンスに関する情報の入り口は同報告書であるが、関連情報が様々な開示資料にまたがって記載される可能性が高く、情報の一覧性の面でやや難があると指摘している²³。

続いて、コーポレート・ガバナンス体制における重要構成要素の一つである内部統制システムの側面から見ると、日本の報告書にはグループ管理体制、取締役の職務執行、監査役等の監督機能、内部監査、外部監査などに係わる全般事項に加え、反社会勢力排除のための取り組みについても詳しい説明がなされている。一方、韓国の報告書には、監査委員会サポートのための内部補助組織や外部監査の状況を中心とした言及は見られるが、日本のような、企業全体としての総合的な内部統制体制に関する説明はやや不足している。

最後に、株主構成や外国人の保有比率、支配株主の有無などについて、日本は開示必須項目となっているが、韓国の場合は、いずれも記載項目がなく、該当情報を把握するためには「事業報告書」(日本の「有価証券報告書」に該当)などを参照する必要がある。

特記すべき事項として、調査対象である日本のLINE社は日米同時上場を行っており、その親会社は韓国のNAVER社である(所有株式の割合73%)。NAVER社は韓国で上場しているが、外国人株主保有率は60%を超える。この構造的な状況を踏まえ、LINE社は、少数株主の保護のために次のような取り組みを実施している。グループ間の取引は「関連当事者取引管理規程」に則って審議する。経営会議にて1次承認し、諮問委員会及び取締役にて2次承認を行う。諮問委員会は社外取締役会のみにより構成されており、常に少数株主保護の観点で方針策定・取締役会への提言を行う機能を持っている。諮問委員会は年に一度取締役会の実効性について評価を行う²⁴。

²³ 堀江 貞之 (2015)、前掲書、115ページ。

²⁴ LINE株式会社「コーポレート・ガバナンス報告書」2018年4月27日、3ページ。

図表7 日本と韓国のコーポレート・ガバナンス報告書の形式(項目)と、SNS企業が発行した報告書の内容比較

区分	ひな形等の項目※		日本					韓国			
	日本	韓国	Cyber Ag.	mixi	GREE	DeNA	LINE	NAVER	kakao	NHN Et.	
1. ガバナンス一般 基準(コード、模範規程)の提示、 その遵守状況(Comply or Explain) 企業のガバナンスに関する方針・考え方 企業の属性 株主の構成	I. 1. a/b	I. 1.	◎※1	◎※2	◎※1	◎※1	◎※1	△※13	△※13	△※13	
	I. 1.、II. 3.	I. 3.	○	○	○	○	○	○	○	○	
	I. 3.	—	○	○	○	○	○	—※14	—※14	—※14	
	I. 2.	II. 1. a	○	○	○	○	○	△※15	○	△※15	
	2. コーポレートガバナンス体制										
	組織図(ガバナンス体系図)	I. 2.	○	○	○	○	○	○	○	○	△※16
	取締役会・委員会等ガバナンス組織の概要	II. 1.	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	取締役会・委員会等の活動状況	II. 2.	○	○	○	○	○	○	◎※17※18	◎※17	◎※17※18
	取締役と企業との利害関係・独立性 (社内・社外)取締役等へのインセンティブ	II. 1. b/e	◎※3	◎※3	◎※3※4	◎	◎※3	△※19	△※19	△※19	△※19
	(社内・社外)取締役等の報酬	II. 1. g	○※5	◎※5	○※5※6	○	◎※5	△※20	△※20	△※20	△※20
社外取締役へのサポート状況	II. 1. h	○	○	○	○	△※7	○	○	○	○	
社外取締役へのサポーター状況	II. 1. j	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
監査委員会(監査役会)の構成・独立性	II. 1. c/e	○	◎※4	◎※4※8	○	○	△※21	△※21	△※21	△※21	
監査委員会(監査役会)の活動状況	II. 2.	○	○	○	○	○	◎※22	◎※22	◎※22	◎※22	
3. ステークホルダー関連											
株主総会・議決権行使	III. 1.	○	○	○	○	○	○	◎※23※24	◎※23	◎※23	
支配株主との取引等の際の少数株主の保護	I. 4.	—	—	—	—	◎	—	—	—	—	
IR関連活動、情報開示の体制	III. 2.	○	◎※10	○	○	○	○	○	○	○	
その他ステークホルダーへの取り組み (CSR等を含む)	III. 3.	○	◎※11	△※12	○	◎	◎※11	△※25	○	◎※25※26	
4. 内部統制											
内部統制システムの整備 (反社会的勢力排除体制を含む)	IV. 1/2.	○	○	○	○	○	○	△※28	△※27	△※28	
5. その他											
買収防衛策の導入	V. 1.	—	—※9	—※9	○	○	○	—	—	—	
その他のガバナンス関連事項	I. 5.、V. 2	V(あれば)	○	○	○	◎	○	○	◎	○	
その他の添付資料	V. 3	—	—	—	—	—	—	—	—	○	
文字数(図などを除く)			14,618	11,562	15,679	31,044	17,058	18,540	14,017	13,105	
ページ数			11	12	13	20	13	30	28	26	

※ひな形等との項目マッピングは図表3(日本)ノ4(韓国)参照【記載レベル】◎ 詳細の補足説明、○ 通常の記述、△ 簡略・一部の情報のみ、— 記載なし

【(続き) 注記の説明】

(日本)

- ※1：未遵守原則の説明 (Cyber Ag./DeNA：中期経営計画、GREE：議決権の電子行使・招集通知の英訳、LINE：最高経営者の後継者計画・業績予想の未公表)。
- ※2：原則をすべて実施
- ※3：利害関係・独立性について、詳細の判断基準を設け、個人毎の抵触有無を表示
- ※4：現在・過去の利害関係有りの独立役員について、その影響範囲 (取引総額) 説明・問題無し
の判断
- ※5：ストックオプション
- ※6：業績連動型報酬制度
- ※7：報酬金額の開示なし。「有価証券報告書に記載」の旨。
- ※8：独立性の判断基準 (GREE：自社、LINE：東京証券取引所規則所定の項目)
- ※9：導入なし
- ※10：体制図あり
- ※11：CSR 関連活動を詳しく説明 (Cyber Ag.：教育、女性支援、DeNA：CSR 関連活動：CSR 全般、
腐敗・不正競争の防止、人材開発、社員の健康、女性の活躍、社会問題解決への貢献)
- ※12：CSR 関連活動の詳細開示なし。「倫理規程に規定」の旨。

(韓国)

- ※13：日本のように遵守有無を冒頭でまとめていない。各詳細項目にて未遵守の説明がある場合あり。
- ※14：韓国の場合、事業報告書や企業 Web 等で確認できる基本情報 (業種、決算期等) は記入無し
- ※15：株主の構成比率、主要株主などの情報がない
- ※16：取締役会以下の組織は図式に表記無し
- ※17：取締役会と各委員会の開催状況の詳細説明 (議案、可決有無、個人の賛否)
- ※18：社外取締役の推薦委員会の構成、活動実績、選任基準などを詳しく説明
- ※19：取締役の選任理由、経歴、能力を中心に記述。社外取締役の場合の兼任状況も説明あり。しかし、取締役の企業との利害関係について明確な説明はない。
- ※20：取締役等へのインセンティブ制度の明示的な説明なし
- ※21：監査委員は全員社外取締役。しかし、独立性判断基準や評価結果に関する説明がない。
- ※22：監査委員会の一般体制のみならず、活動履歴 (議案、可決有無) と独立監査人との関係も開示、監査補助組織 (遵法監視人) の表示あり
- ※23：一般情報に加え、直近3年間の株主総会開催状況・配当情報、直近年度の議案、賛否内訳、参加株主・株式数累計も開示
- ※24：配当に関する考え方、直近3年間の配当実績
- ※25：従業員報酬制度の概要
- ※26：環境を中心とした個別 CSR 取り組みを紹介
- ※27：監査委員会サポートのための内部組織、外部監査の状況及び外部監査人への非監査業務について言及。企業全体としての内部統制体制については説明なし。
- ※28：監査委員会サポートのための内部組織、外部監査についてのみ言及。企業全体としての内部統制体制については説明なし。
- ※29：訴訟状況の開示あり。訴訟内容の累積表示、現時点の件数・金額と財務諸表への影響度を表示
- ※30：直近3年間の行政処分・訴訟発生なし
- ※31：添付あり (kakao：定款、取締役会運営規程、倫理綱領、NHN Et.：定款、取締役会運営規程)

(出所) 各社の報告書を基に筆者が整理・比較

V. 考察

本稿ではコーポレート・ガバナンス開示制度の考え方および導入過程を確認し、先行研究のレビューを行った。次に、比較研究として、日韓の SNS 関連企業が実際に発行した最近の報告書を比較し類似点と相違点を明らかにした。その結果、以下の課題が浮き彫りとなった。

最初に、読み手であるステークホルダーの範囲に関する課題である。日韓両方に見られる傾向として、株主を強く意識していることが挙げられる。企業にとっては、投資家である株主への、受託者としての説明責任が最も重要であるため、コーポレート・ガバナンス報告書では株主の基本的な権利に言及しながら情報開示の体制や議決権の行使など、株主の主な関心事を中心に詳細内容が開示されている。特に、株主の権利を守る組織体制や配当方針といった株主への継続的なリターンの提供ができる仕組みの確保が、企業側に求められている。特に、大量の株を長期にわたり保有している機関投資家に対しては、企業組織の中長期的な価値向上のために、直接・間接的なコミュニケーションの機会を設けている。また、不特定多数の少数株主に対しては、対話その他個別対応が難しい面があるものの、適時開示の仕組み、議決権の電子行使、利益相反取引の防止策などを開示することで、一定の配慮を行っている。

一方、株主以外の広義のステークホルダー向けの開示情報の量という点では、各企業にはかなりの温度差が見られる。韓国においては主に従業員を中心とした説明が、日本においては CSR 全般の概要説明が多くある中、具体的な内容が全く開示されないケースもあった。株主の企業に対する投資が収益として家計まで還元される社会システムの高度化、という面では現在のコーポレート・ガバナンス報告は大きく評価できるが、顧客、従業員、取引先、競合他社、地域社会、NPO・NGO などが求めている、社会の一員としての企業組織の健全な運営という面では情報がやや不足している。従来の社会貢献活動中心の CSR レポートやサステナビリティレポートなどのようなものから差別化された形で、株主以外のステークホルダーへの企業の責務と方針、現在のガバナンス体制とステークホルダー・マネジメントの関係に関する考え方、個別テーマの取り組み状況や担当組織・相談窓口などに係わる情報開示を企業自らが行えば、現在のコーポレート・ガバナンスの範囲が拡張でき、本来の社会的責任の完遂に貢献できると考えられる。

第二に、日韓比較で明らかになった開示情報の偏りに関する課題である。両国とも機関設計を重視し取締役会や社外取締役、監査役会（監査委員会）などについて、原則として要求事項に対応し十分な情報開示を行っているが、項目によっては日韓の大きな違いも見られた。例えば、社外役員の独立性判定基準について、日本では具体的な項目を設け一人ひとりを判断し、かなり高いレベルの客観的な評価が可能となっているが、韓国では日本ほどの詳細な評価基準やそれに係る補足説明は見られない。また、コーポレート・ガバナンス体制の構成要素であり、経営陣を頂点とする管理システムである内部統制についても、

日本では経営者の方針のみならず、担当組織の構成人員、各監査・監督の機能、内部通報など、仕組み全般に至るまで詳細に開示されているが、韓国では日本ほどの詳細説明は見られない。

株主総会の運営実績、取締役会・監査委員会などの開催実績、議案・議決結果については、韓国は詳細情報を開示しており、独立役員個人ごとの議案に対する賛否など、詳細の活動状況も把握できるようになっている。さらに韓国では、財務的な影響が少なく事業報告書などに記載されないような訴訟についても、発生有無やその概要を開示しており、ステークホルダーの知る権利を満たしている。その一方、日本では、これらについての詳細説明は見られない。

以上の状況から、日本では、取締役・監査役などの独立性の担保や内部統制の仕組みといった「整備」の面が、韓国では、各ガバナンス機関の具体的な活動状況やリスク（訴訟、行政処分）の発生などに関する「運用」の面が、各々重要視されていることが明らかになった。しかし、全体的なガバナンスシステムとして評価する際には、グラウンドデザインである整備の内容と、現況を表す運用の内容両方を見る必要があることから、ステークホルダーが適切な判断を下すためにも、整備と運用両方の情報が偏りなく提示される必要がある。

第三に、詳細判断基準の設定と外部評価の活性化に関する課題である。最も重要な課題として、先行研究のレビューから得られた示唆の通り、形式から実質へのガバナンスの向上が挙げられる。コーポレート・ガバナンス報告書の開示制度の開始に際しては企業負担の懸念もあったが、実際には今まで大きな問題もなくスムーズに対応できている。しかし青木（2017）は、コーポレート・ガバナンス・コードへの対応自体は比較的簡単に実施できているが、最低限の開示対応にとどめる企業も多く、「形式的、画一的な対応になっていることが指摘されている」と述べている²⁵。

上記の第二の課題にて考察した通り、ガバナンスの整備および運用状況両方の情報が十分開示されていれば、外部も、ガバナンス態勢の透明性や適切性に対する一定の判断を行うことができる。ガバナンス上の主な項目についても、〈図表6〉日本の独立性判断基準のような定性・定量的な判断基準を設ければ、企業間の比較可能性も格段に増す。その結果、株主をはじめとするステークホルダーは、より精緻な企業間の横並び比較が可能となり、適切な意思決定や社会的責任投資（Socially Responsible Investment）を行うことができるようになる。さらには外部による評価もより活性化されることとなる。結果的に、機関投資家や独立した第三者による客観的な評価を受けた企業は、ガバナンス体制の改善のために継続的改善を行うことになるため、詳細判断基準の設定と外部評価の活性化は、企業の形式的な対応から実質的な向上に導かせるための有力な方法の一つであるといえる。

²⁵ 韓国：韓国経済新聞「取引所「支配構造開示」サンプルの公開」2017年4月24日、<http://news.hankyung.com/article/201704242269i>（2018年8月10日閲覧）、

日本：青木（2017）前掲書、88ページ。

VI. 結論

コーポレート・ガバナンス関連制度の整備が求められる理由は、企業組織の健全な運営および長期的な面での企業価値の増大に直結させるためである。国の経済というマクロ視点においては、企業の安定した発展から得られる株主の投資収益を家計につなげるというインベストメント・チェーンの高度化を図る狙いがある。企業組織と、機関投資家を含む株主が車の両輪となって共に努力しなければ、インベストメント・チェーンの好循環を生み出すことはできない。そのため、日韓を含む多くの国では、企業向けのコーポレート・ガバナンス・コードと機関投資家向けのステewardシップ・コードを各々設け、真摯な対応を求めている。両コードは、各々の組織が置かれた環境や内部状況が異なるため、その主体性を尊重し、準則主義（Rule-based Approach）でなく、原則主義（Principle-based Approach）で自主的な実施を促している。

企業側の様々な努力は、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示される。現在、日韓の各企業はガバナンス向上のため真摯に取り組んでおり、従来に比べ多くの発展が見られるようになった。一方、この取り組みは、原則主義であるため、外部から見ると実際の遵守レベルや実効性については判断が難しい部分もある。現実的な問題として、企業が形式的な対応にとどまっているケースも散見される。同報告制度の鍵は、企業に対し如何に実質的な対応を促し、長期的に企業価値を増大させていくかである。

本稿の結論として、社会における説明責任を全うするために、広義のステークホルダー目線の取り組み検討の必要性、ガバナンスの整備と運用両方の詳細開示の必要性、報告書の比較可能性向上と外部評価活性化への方向性を導き出した。

最後に、開示内容と現状とのギャップについて客観的な調査・測定、ギャップの発生原因に関する分析を、ガバナンスの更なる向上を模索するために欠かせない要件として今後の研究課題としたい。

【謝辞】

本稿が掲載されるまで編集・査読の先生方から多大なるご支援・ご指導を頂きました。心より感謝申し上げます。

【参考文献】

・日本語文献（五十音順）

青木崇 (2017) 「日本のコーポレート・ガバナンス改革と経営者の自己統制」『現代社会研究』15号、85-93ページ。

朝日新聞「IMFは「死に神」だったのか 格差広げた韓国通貨危機」2017年7月30日。

<https://www.asahi.com/articles/ASK7S7X33K7SULFA02D.html> (2018年7月13日閲覧)

紺野卓 (2012) 「委員会設置会社における社外取締役の独立性についての研究—東京証券取引所のコーポレート・ガバナンス報告書を手掛かりとして—」『専修マネジメント・ジャーナル』専修大学経営研究

所、1 (1-2)、131-144ページ。

植田敦紀 (2016) 「コーポレート・ガバナンス・コードと株主総会—持続的価値創造に向けた企業と投資家との対話—」『専修商学論集』103号、109-129ページ。

OECD (2016) 『G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則 (日本語版)』

株式会社サイバーエージェント「コーポレート・ガバナンス報告書」2018年4月26日。

株式会社サイバーエージェント「有価証券報告書」2017年12月21日。

株式会社ディー・エヌ・エー「コーポレート・ガバナンス報告書」2018年6月29日。

株式会社ディー・エヌ・エー「有価証券報告書」2018年6月25日。

株式会社ミクシィ「コーポレート・ガバナンス報告書」2018年6月27日。

株式会社ミクシィ「有価証券報告書」2018年6月27日。

菊池敏夫、平田光弘 (2000) 『企業統治の国際比較』文真堂。

金融庁企業会計審議会 (2007) 『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について (意見書)』2007年2月15日。

グリー株式会社「コーポレート・ガバナンス報告書」2017年10月2日。

グリー株式会社「有価証券報告書」2017年9月27日。

経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」2017年3月31日。

鄭義哲 (2017) 「コーポレート・ガバナンス・コードに対するフルコンプライ企業株式パフォーマンス」『西南学院大学商学論集』西南学院大学学術研究所、64 (3)、55-68ページ。

東京証券取引所「コーポレート・ガバナンス・コードへの対応状況 (2015年12月末時点)」2016年1月20日。

東京証券取引所「コーポレート・ガバナンス・コードへの対応状況 (2017年7月14日時点)」2017年9月5日。

東京証券取引所「コーポレート・ガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」2018年6月1日。

富裕 (2017) 「コーポレート・ガバナンスをめぐる諸課題—上場会社の機関設計—」『産大法学』京都産業大学法学会、51 (1)、239-273ページ。

日本取引所グループ「コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領」2018年6月。

堀江貞之 (2015) 『コーポレート・ガバナンス・コード』日本経済新聞出版社。

松本尚哲 (2012) 「監査制度における内部統制報告制度の位置づけとこれからの展望について」『社会科学雑誌』第5巻、461-478ページ。

宮島英昭、新田敬祐 (2007) 「日本型取締役会の多元的進化」『企業統治の多様化と展望』神田秀樹編、金融財政事情研究会、27-77ページ。

森本滋 (2017) 『企業統治と取締役会』商事法務。

LINE 株式会社「コーポレート・ガバナンス報告書」2018年4月27日。

LINE 株式会社「有価証券報告書」2018年3月30日。

・韓国語文献 (カナダラ順)

김용열 (2004) 「한국과 일본의 기업지배구조 개혁 평가와 시사점」『한일경상논집』한일경상학회, 제28권, pp.51-76.

(Kim Yong-Yul (2004) 「韓国と日本の企業支配構造改革に関する評価と示唆」『韓日経商論集』韓日経商学会、第28巻、51-76ページ。)

남기석, 정호성 (2009) 「일본의 기업지배구조에 대한 평가 및 전망」

『국제지역연구』한국외국어대학교 국제지역연구센터, 제13권2호, pp.93-113.

(Giseok Nam, Hosung Jung (2009) 「日本の企業支配構造に対する評価及び展望」『国際地域研究』韓国

- 外国語大学校国際地域研究センター、第13巻2号、93-113ページ。) 2018年6月4日。
- 네이버 주식회사「기업지배구조보고서」2018년6월4일。
(네이버株式会社「企業支配構造報告書」2018年6月4日。)
- 네이버 주식회사「사업보고서」2018년4월2일。
(네이버株式会社「事業報告書」2018年4月2日。)
- 네이버 주식회사 외국인 주식보유 비율
(네이버株式会社の外国人株式保有比率)
<http://vip.mk.co.kr/newSt/price/foreign.php?stCode=035420> (2018年8月8日閲覧)
- NHN 엔터테인먼트 주식회사「기업지배구조보고서」2018년6월4일。
(NHNエンターテインメント株式会社「企業支配構造報告書」2018年6月4日。)
- NHN 엔터테인먼트 주식회사「사업보고서」2018년4월3일。
(NHNエンターテインメント株式会社「事業報告書」2018年4月3日。)
- NHN 엔터테인먼트 주식회사 외국인 주식보유 비율
(NHNエンターテインメント株式会社の外国人株式保有比率)
http://finance.daum.net/item/foreign.daum?code=181710&nil_profile=stockprice&nil_menu=b013 (2018年8月8日閲覧)
- 주식회사 카카오「기업지배구조보고서」2018년6월4일。
(株式会社カカオ「企業支配構造報告書」2018年6月4日。)
- 주식회사 카카오「사업보고서」2018년3월30일。
(株式会社カカオ「事業報告書」2018年3月30日。)
- 주식회사 카카오 외국인 주식보유 비율
(株式会社カカオの外国人株式保有比率)
<http://vip.mk.co.kr/newSt/price/foreign.php?stCode=035720> (2018年8月8日閲覧)
- 최준선, 김성곤 (2017) 「미국, 일본, 한국의 이사회 구조 동향 -2015년 이사회 구조 동향을 중심으로-」 『동북아법연구』 제10권 제3호, pp.131-158.
(Choi Junesun, Kim Sungkon (2017) 「米国・日本・韓国の取締役会構造の動向—2015年の取締役会構造の動向を中心に—」 『東北亜法研究』 第10巻第3号、131-158ページ。)
- 한국거래소「Comply or Explain 방식의 지배구조 공시제도 도입」2017년3월9일, 보도자료。
(韓国取引所「Comply or Explain 방식의支配構造開示制度の導入」2017年3月9日、プレスリリース。)
- 한국거래소「Comply or Explain 방식 기업지배구조 관련 투자 정보 제공」2017년10월10일, 보도자료。
(韓国取引所「Comply or Explain 방식の企業支配構造関連の投資情報の提供」2017年10月10日、プレスリリース。)
- 한국경제신문「거래소「지배구조 공시」 샘플공개」2017년4월24일。
(韓国經濟新聞「取引所「支配構造開示」サンプルの公開」2017年4月24日。)
- <http://news.hankyung.com/article/201704242269i> (2018年8月10日閲覧)
- 한국금융감독원 홈페이지「금융산업의 구조조정기」
(韓国金融監督院ホームページ「金融産業における構造改革期」)
<http://m.fss.or.kr:8000/fss/cmsContents/contentsView.do?mId=M0150705000000> (2018年7月24日閲覧)
- 한국금융위원회「'19년부터 기업지배구조 공시가 단계적으로 의무화—경영 투명성 강화 및 중장기 기업가치 제고 기대—」2018년3월22일, 보도자료。
(韓国金融委員會「2019年より企業支配構造開示が段階的に義務化—経営透明性の強化及び中長期企業価値の向上への期待—」2018年3月22日、プレスリリース。)

한국기업지배구조개선위원회「기업지배구조모범규준」개정, 2003년 2월.

(韓國企業支配構造改善委員會「企業支配構造模範規準」改訂、2003年 2月。)

한국기업지배구조원「기업지배구조모범규준 (2차개정)」2016년 7월 26일.

(韓國企業支配構造院「企業支配構造模範規準 (2次改訂)」2016年 7月 26日。)

中国における刑法草案段階での 公訴時効（訴追時効）制度変遷考

Study of Changes in the Statutory Prescription System in
Chinese Draft of Criminal Law

高橋孝治
TAKAHASHI Koji

Abstract

In China, the criminal law was first promulgated in 1979. However, in 1950, which is shortly after the Declaration of the People's Republic of China was established, the drafting work of the criminal law had already begun. This report clarifies how the prescribed statute of limitations of the Chinese criminal law in the draft stage has changed.

The institution of prescribed statutes of limitations is a system whereby criminal prosecution can not be prosecuted after a certain period of time has elapsed since the occurrence of a crime. However, China's appeal statute and prescription system does not judge the completion of the prescription based on the time of indictment, judging the completion of the prescription on the basis of the judgment (LI'AN) of the start of police investigation. The criteria for the completion of such an aging were the same for the Union of Soviet Socialist Republics, which China used as a model for legal development. However, it can be said that exploring the transition at the draft of the criminal code has a great significance in exploring where this abstract criterion absence is located.

The conclusion of this paper is that China intends to create a text which can be read at the time of prosecution as the criterion of completion of prescription, and that the public statutory time limit system judges the completion of the prescription on the basis of the start of police investigation, It can be said that the police and the court can be said to be legal operations after the criminal law is completed.

要 旨

中国（中華人民共和国）では、1979年に初めて刑法典が公布された。しかし、中華人民共和国成立宣言がなされてからすぐである1950年には既に刑法の起草作業は始まっていた。本稿は、この草案段階の中国刑法において、特に公訴時効制度（中国では「訴追時効制度」と呼ばれている）がどのように変遷したのかを明らかにし、現在の中国の公訴時効制度を評価するものである。

公訴時効制度とは、本来犯罪の発生から一定期間経過した場合には、刑事訴追ができなくな

るという制度である。しかし、中国の公訴時効制度は、「起訴時」を基準に時効の完成を判断せず、立案（警察の捜査の開始）時を基準に時効の完成を判断しているとの指摘がある。このような時効完成の判断基準は、中国が法整備のモデルとしたソビエト連邦も同様であったが、このような判断基準の中国における深淵はどこにあるのかを探る上で、このような刑法草案段階での変遷を探ることは非常に大きな意義があると言える。

本稿の結論としては、中国も当初は訴追時が時効完成の判断基準であると読める条文を作る意図があり、公訴時効制度が事実上「立案時効制度」となっているのは、刑法典が完成した後の公安、人民法院による法運用と言えるのではないだろうかと述べる。

※本稿で〔 〕は直前の単語の中国語原文を表し、原則として初出にのみ付した。ただし、「告発」や「措置」など日本語のそれと混同しやすい語には、必要に応じ初出以外にも中国語原文を付した。

I はじめに

1. 問題の所在

公訴時効制度とは、犯罪の発生から一定の法定期間が経過した場合、被疑者に対して起訴ができなくなるという制度である。中華人民共和国（以下「中国」という。なお、1949年10月1日の中華人民共和国成立宣言以降を特に強調する場合は「新中国」という）では、公訴時効制度は訴追時効制度〔追訴時効制度〕という名称で導入されている。中国では、人民検察院（日本の「検察庁」に相当する）による「公訴」の提起の他にも、捜査が不必要であるほど軽微な一定の犯罪について被害者が直接人民法院（日本の「裁判所」に相当する）に刑事訴訟を提起する「自訴」という方法が認められている¹。そして、自訴も時効の対象となるため、中国では「公訴」時効と呼ぶのは適切ではないのである（本稿では、「中国における公訴時効制度」を指す場合「訴追時効制度」と呼ぶ）。

中国では、訴追時効制度は、刑法に規定されている。そして、中国では1979年7月1日に刑法典が制定されるまでは、刑法典は存在しなかった（1980年1月1日施行。以下「79年刑法」という）。それまでは、「懲治反革命条例」などの単行法規、最高人民法院や最高人民検察院が出した文書や中国共産党の文書などの寄せ集めで刑事法を構成してきた²。この79年刑法は、1997年3月14日に全面改正され（1997年10月1日施行。以下「97年刑法」という）、その後も度々小改正がなされ現在に至っている（2015年8月29日最終改正。同年11月1日改正法施行）。

79年刑法と97年刑法上の訴追時効制度は大きくは変わらない。訴追時効制度の根拠条文は以下の通りである。なお、中国では、警察を「公安」と呼ぶ。

¹ 陳衛東（主編）（2014）、『刑事訴訟法』（第4版）中国・中国人民大学出版社、296頁。龍宗智＝楊建広（主編）（2012）、『刑事訴訟法』（第4版）中国・高等教育出版社、334頁。

² 高見澤磨＝鈴木賢〔ほか〕（2016）、『現代中国法入門』（第7版）有斐閣、287～288頁。

97年刑法

第87条³ 犯罪は以下の期限を経過した場合、訴追できない。

- (一) 法定最高刑が5年未満の有期懲役の場合、5年。
- (二) 法定最高刑が5年以上10年未満の有期懲役の場合、10年。
- (三) 法定最高刑が10年以上の有期懲役の場合、15年。
- (四) 法定最高刑が無期懲役、死刑の場合、20年。20年を経過しても、訴追が必須の場合は、最高人民検察院に報告しその許可を得なければならない。

第88条⁴ 人民検察院、公安機関もしくは国家安全機関が立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後、捜査または裁判から逃れた場合は、訴追期限の制限を受けない。

被害者が訴追期限内に告発〔控告〕した場合において、人民法院、人民検察院または公安機関が立案すべきであったにも関わらず立案しなかった場合は、訴追期限の制限を受けない。

第89条⁵ 訴追期限は犯罪の日から計算し、犯罪行為が連続もしくは継続状態にある場合、犯罪行為終了の日から計算する。

訴追期限内に再び犯罪を行った場合、前罪の訴追の期限は後罪の日から計算する。

訴追時効については、97年刑法第88条により、時効完成の判断時が立案もしくは告発〔控告〕時となっており、事実上「立案もしくは告発〔控告〕時効」と呼ぶべき制度となっている⁶。立案とは、公安機関や人民検察院、人民法院が報案、告発〔控告〕、通報〔挙報〕、自首などにより、管轄範囲に従い審査をし、犯罪事実が確実に存在するかと刑事責任を追究すべきかを審査し、あわせて法により刑事事件として捜査および裁判といった訴訟活動を行うか否かを決定することをいう⁷。そして、立案が行われないと、中国では捜査や逮捕、起訴などが始まらないため、刑事訴訟手続きを開始するための手続きとも言われている

³ 79年刑法第76条も全く同じ条文であった。

⁴ 79年刑法第77条には以下のような規定があった。「人民法院、人民検察院、公安機関が強制措置を執った後、捜査または裁判から逃れたときは、訴追期限の制限を受けない」。

⁵ 79年刑法第78条も全く同じ条文であった。

⁶ 高橋孝治（2016）、「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究（慶應義塾大学）』111号、83頁。

⁷ 王敏遠（主編）（2012）、『中国刑事訴訟法教程』（第2版）中国・中国政法大学出版社、213頁。王国枢（主編）（2013）、『刑事訴訟法学』（第5版）中国・北京大学出版社、180頁。なお、ここでは「報案」のみ日本語に対する妙訳がないため中国語原文を用いている。報案とは、被害者に限らず、全ての団体もしくは個人が犯罪事実の発生を発見したが、被疑者が不明である場合に、公安機関、人民検察院、人民法院に報告することをいう。また、告発〔控告〕は、被害者およびその近親者あるいは訴訟代理人が人身あるいは財産の権利の犯罪事実あるいは犯罪嫌疑者を公安や司法機関に対し報告し侵害者の法律責任を追究する行為をいう。

る⁸。そして、告発〔控告〕とは、被害者およびその近親者あるいは訴訟代理人が人身あるいは財産の権利の犯罪事実あるいは犯罪嫌疑者を公安機関などに対し報告し侵害者の法律責任を追究する行為である⁹。すなわち、公安機関などが事件を捜査するかを内部決定したり、被害者などが公安機関などに犯罪事実を告発〔控告〕すれば訴追時効にはかからないのである。これは、捜査が始まる前に訴追時効にかかることはないということであり、事実上訴追時効により有罪ではないと判断されることは、非常に起こりにくいということになる。このため、中国でも97年刑法第88条により、訴追時効制度は事実上死文化しているとも言われ、当該規定の意味の解明については、さらなる研究が待たれているとも言われている¹⁰。

ところで、新中国では、79年刑法が最初の刑法典であるが、1950年より刑法の起草作業は始まっていた（この点についてはI 3. で詳しく述べる）¹¹。それでは、刑法草案段階の訴追時効制度はどのようになっていたのだろうか。本稿は、これを見ていきたい。本稿は、1950年から起草される中国刑法の草案段階における訴追時効制度の変遷について見て、特にその実態を「立案もしくは告発〔控告〕時効」としている条文がどのように形成されてきたのかを明らかにする。そして、意味の解明が待たれるとされる97年刑法第88条の意味を、特に歴史的側面から多少なりとも明らかにする。

なお、草案段階での中国の刑法典は、第38稿までであったことが知られている。しかし、残念なことにこれら38稿の全ての内容が明らかになっているわけではない¹²。そこで、本稿は現在確認することができる新中国の刑法草案である刑法大綱草案、初稿、第13稿、第21稿、第22稿、第27稿、第30稿、第33稿、第34稿、第35稿、第36稿、第37稿、第38稿を見ることにする（これらの正式名称については（表1）の通りである。また、これらの条文を挙げると重複する部分も多いが、本稿では資料紹介の意味も込めて訴追時効制度にかかる部分は全て確認する）。

(表1)

正式名称	本稿における略称
中華人民共和国刑法大綱草案	刑法大綱草案
中華人民共和国刑法指導原則草案（初稿）	初稿
中華人民共和国刑法草案（草稿）（第13次稿）	第13稿

⁸ 譚世貴（主編）（2009）、『刑事訴訟法学』中国・法律出版社、257頁。

⁹ 樊崇義（主編）（2009）、『刑事訴訟法学』中国・中国政法大学出版社、344頁。王国枢（主編）・前掲註（7）183頁。

¹⁰ 賈宇（主編）（2009）、『刑法学』中国・中国政法大学出版社、253頁。

¹¹ 陳忠林（主編）（2012）、『刑法総論』（第2版）中国・高等教育出版社、8頁。高銘喧（2012）、『中華人民共和国刑法的孕育誕生和發展完善』中国・北京大学出版社、1頁。

¹² 歐武夫（Wolfhart）（林依仁（訳））（1996）、『中共刑法評析』台湾・蔚理出版社、2頁は、これら草案段階の中国刑法について、「条文以外については、中共刑法の文献はみな明確に残っている」と述べ、各稿の条文の文言は明らかでないとしている。

中華人民共和国刑法草案（草稿）（第21次稿）	第21稿
中華人民共和国刑法草案（初稿）（第22次稿）	第22稿
中華人民共和国刑法草案（初稿）（第27次稿）	第27稿
中華人民共和国刑法草案（初稿）（第30次稿）	第30稿
中華人民共和国刑法草案（修正稿）（第33次稿）	第33稿
中華人民共和国刑法草案（修正稿）（第34次稿）	第34稿
中華人民共和国刑法草案（修訂二稿）（第35次稿）	第35稿
中華人民共和国刑法草案（法制委員会修正第一稿）（第36次稿）	第36稿
中華人民共和国刑法草案（法制委員会修正第二稿）（第37次稿）	第37稿
中華人民共和国刑法草案（第38次稿）	第38稿

2. 先行研究の検討

刑法草案段階での訴追時効制度について触れた先行研究は、中国における研究成果にわずかに存在しているのみである。例えば、于志剛（1999）、『訴追時効制度の研究 [追訴時効制度研究]』（中国・中国方正出版社）12頁は「訴追時効制度は中華人民共和国の刑事立法過程で常に重要視されており、1950年の『中華人民共和国刑法大綱草案』のときから、約30年後の第38稿まで、例外なく訴追時効制度に関する一般的な規定が置かれていた」と述べる。また、高銘暄（2012）、『中華人民共和国刑法の誕生と発展 [中華人民共和国刑法的孕育誕生和發展完善]』（中国・北京大学出版社）74～77頁も刑法草案段階での訴追時効制度に触れてはいるが、結局、第33稿と79年刑法では訴追時効制度の規定がどのように変化したのかを述べるのみである。刑法草案段階での訴追時効制度がいかなる変遷を遂げてきたのかについて検討をした先行研究は管見の限り見当たらないということになる。

3. 議論の前提—中国刑法草案史

1949年10月1日に新中国が成立すると、「懲治反革命条例」（1951年2月21日公布・施行）や「懲治貧汚条例」（1952年4月21日公布・施行）などの刑事に関する単行法規が制定された。しかし、新中国は同時に刑法の起草作業も行っていた¹³。

1950年7月25日に刑法大綱草案が、1954年9月30日に初稿が中央人民政府法制委員会によって作成された。刑法大綱草案と初稿の二つは、新中国建国初期の刑法草案として重要視されている¹⁴。しかし、刑法大綱草案は、法制委員会刑法大綱起草委員会の起草委員が個人で作成した初稿で、委員会の会議などで検討されたものではない¹⁵。そのため、未熟な規定が多いと評されているものの、以後の刑法起草作業の叩き台となったようである¹⁶。

¹³ 高銘暄・前掲註（11）前言1頁。歐武夫・前掲註（12）12頁。

¹⁴ 高銘暄＝趙秉志（2007）、『中国刑法立法之演進』中国・法律出版社、39頁。

¹⁵ 高銘暄＝趙秉志（編）（2015）、『新中国刑法立法文獻資料総覧』（第2版）中国・中国人民公安大学出版社、74頁。

¹⁶ 高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（15）74頁。

また、初稿は1954年の新中国の憲法公布の後に作成されており、革命法制の強化や反革命分子との闘争のために作成された¹⁷。

この後も、全国人民代表大会常務委員会の办公厅や法律室などで多くの刑法草案が作成された。1955年6月に「中華人民共和国刑法草案（第1稿）」が起草され¹⁸、さらに1962年6月22日に毛沢東が「刑法だけでなく、民法も必要である。現在は無法無天であり、法律がなくてはならない。刑法と民法は必ず作らなければならない、法律の制定だけでなく、案例集も編纂しなければならない」と述べたことにより¹⁹、刑法起草作業はより積極的に行われるようになった²⁰。

なお、1957年6月に第22稿が草案として公布され、それに対して出された意見を取り込み、1963年10月に第33稿が完成した²¹。しかし、この第33稿が作成されたのを最後に、一度刑法の起草作業は中断される²²。これは1966年から始まるプロレタリア文化大革命（以下「文革」という）による「法ニヒリズム」、「法律虚無主義」によって法律が不要なものとなされたためである²³。

そして、1977年に文革の終了宣言がなされると、再び刑法起草作業が開始された²⁴。この再び開始された刑法起草作業の際には、文革開始前の第33稿などの起草経験も参考にされたという²⁵。そして、第33稿を叩き台として第38稿までが起草され、79年刑法が1979年7月1日に第5回全国人民代表大会第2回会議を通過し、同月6日に公布され、1980年1月1日から施行された。

II 文革前の刑法草案における訴追時効制度

1. 刑法大綱草案

刑法大綱草案は、中央人民政府法制委員会の委員が1950年7月25日に作成したものである。刑法大綱草案では第31条に訴追時効制度が規定されていた。その条文は以下の通りである。

刑法大綱草案第31条²⁶

犯罪は犯罪成立日から、その犯罪行為が連続状態もしくは犯罪結果が継続状態にあ

¹⁷ 高銘暄＝趙秉志（編）（1998）、『新中国刑法立法文獻資料総覧（上冊）』中国・中国人民公安大学出版社、168頁。

¹⁸ 甲斐克則＝劉建利（編訳）（2011）、『中華人民共和国刑法』成文堂、7頁。

¹⁹ 「民主和法制」『人民日報』1978年7月13日付2面。なお、中国では裁判結果は「案例」と呼ばれている。

²⁰ 白有忠（2010）、『憶《刑法草案（修訂二稿）》の起草情況』『百年潮（中国中共党史学会）』2010年2期、30頁。高銘暄＝趙秉志・前掲註（14）41頁。

²¹ 徐益初＝井戸田侃（編著）（1992）、『現代中国刑事法論（現代中国法叢書第3巻）』法律文社、4頁。

²² 高銘暄＝趙秉志・前掲註（14）41頁。甲斐克則＝劉建利（編訳）・前掲註（18）7頁。

²³ 徐益初＝井戸田侃（編著）・前掲註（21）4頁。白有忠・前掲註（20）30頁。

²⁴ 歐武夫・前掲註（12）15頁。白有忠・前掲註（20）31頁。

²⁵ 歐武夫・前掲註（12）15頁。高銘暄＝趙秉志・前掲註（14）42頁。

²⁶ 高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（15）77～78頁。高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（17）145頁などに収録。

る場合はその犯罪終了日から、以下の期間、捜査や審判が始まらなかった場合、訴追権の消滅時効は完成し、訴追できない。

- 一、反革命の罪を犯した者、15年。
- 二、死刑の罪を犯した者、10年。
- 三、監禁の罪を犯した者、5年。
- 四、その他の罪を犯した者、3年。

前項の時効期間は、裁判を行うための捜査が開始もしくは継続できない原因があるときはその進行を停止する。その原因が消滅したときは進行を継続し、既に進行した期間と合算して時効期間を計算する。

刑法大綱草案では、訴追時効制度に関する条文は一条しか存在しなかった。この中で特徴的と言えるのは、「捜査や審判が始まらなかった場合、訴追権の消滅時効は完成し、訴追できない」と規定しており、「起訴」ではなく、「捜査開始」が時効完成の判断基準となっているという点であろう。

I 1. で述べたように、現在の中国も79年刑法第77条や97年刑法第88条によって、「立案や告発[控告]がなされれば訴追時効にかかることはない」との実務運用がなされている。そして、79年刑法および97年刑法下での訴追時効制度の法運用の精神は、刑法大綱草案にも存在していたと言えよう。

もっとも、このような捜査開始時を基準に訴追時効の完成を判断するという手法は、新中国独自のものではなく、1924年10月31日にソビエト連邦で公布された連邦法である「ソビエト連邦および各加盟共和国刑事立法綱要（ОСНОВНЫЕ НАЧАЛА УГОЛОВНОГО ЗАКОНОДАТЕЛЬСТВА СОЮЗА ССР И СОЮЗНЫХ РЕСПУБЛИК）」第10条やロシア社会主義連邦ソビエト共和国が1926年11月22日に公布した刑法（Уголовный кодекс РСФСР 1926 года. 1927年1月1日施行）第14条にも見ることができる²⁷。新中国の立法は、ソビエト連邦や東欧社会主義国の法制度が参照されたとされており²⁸、捜査開始を訴追時効完成の判断の基準点に用いる手法も、ソビエト連邦の法を模した制度と言っていいだろう。

²⁷ ソビエト連邦では、連邦全体レベルでの連邦法が作られ、その枠の中でソビエト連邦の各構成国が構成国法を制定するという形式がとられていた。しかし、連邦法が構成国法の経由なくして直接適用される場合やソビエト連邦の代表的構成国であったアロシア社会主義連邦ソビエト共和国の法が事実上ソビエト連邦の法全体を代表するものとして取り扱われることもあったとされている（小森田秋夫（編）（2003）、『現代ロシア法』東京大学出版会、7頁）。そのため、連邦法である1924年10月31日のソビエト連邦および各加盟共和国刑事立法綱要には施行日は存在しない。

²⁸ 王文杰（2006）、『嬗變中之中國大陸法制』（第2版）台湾・國立交通大學出版社、92頁。高見澤磨＝鈴木賢（2010）、『中国にとって法とは何か—統治の道具から市民の権利へ（叢書中国的問題群3）』岩波書店、79頁。

2. 初稿

中央人民政府法制委員会が1954年9月30日に作成した初稿では、第26条に訴追時効制度が規定されていた。その条文は以下の通りである。

初稿第26条²⁹

中華人民共和国成立前の犯罪は、原則として訴追しない。ただし、殺人罪に関しては犯罪のときから検挙までが10年以内の場合、訴追することができる。

中華人民共和国成立以降の犯罪は、犯罪のときから以下の期間を経過したとき訴追されない。

- (一) 死刑、無期懲役に処される可能性がある場合は20年を経過したとき。
- (二) 10年以上の有期懲役に処される可能性がある場合は15年を経過したとき。
- (三) 10年以下5年以上の有期徒刑に処される可能性がある場合は8年を経過したとき。
- (四) 5年以下の有期徒刑に処される可能性がある場合は3年を経過したとき。
- (五) 労役もしくは罰金に処される可能性がある場合は1年を経過したとき。

反革命罪は訴追期限の制限を受けない。

初稿で特徴的な点は、新中国成立前の犯罪を訴追時効制度の条文を用いて「訴追しない」としている点であろう。新中国において、新中国成立前の犯罪については、刑法を含めた国民党統治下の法律が失効し、犯罪と認定するための根拠が不存在となったゆえに裁くことができないという論理構成をとっていた³⁰。このような論理構成をとるようになったのは、いつからなのかは不明である。しかし、少なくとも初稿発表時には、新中国成立前の犯罪については、訴追時効の条文で訴追しないとしようとしていたということである。なお、国民党統治下の法律が失効したため訴追しないとの論理構成は、中国では訴追時効制度の一論点として論じられつつも、「当該取り扱いは時効により追及しないこととは違う」とも言われている³¹。

また、初稿では反革命罪を訴追時効制度の対象外としている。これは反革命罪は時間が経過し、過去の行為となった場合でも「裁かれぬ」ということがあってはならないという反革命罪に対する厳格な態度を示す条文である。新中国は、反革命罪に対する処罰は、厳格に行っていたので当然のことと言えよう³²。なお、反革命罪とは、社会主義体制に危害を与える犯罪である。

²⁹ 高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（15）90頁。高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（17）176～177頁などに収録。

³⁰ 李光燦（1984）、『中華人民共和国刑法論（上冊）』吉林人民出版社、705頁。日本語では、高橋孝治（2017）、「中台人的交流に関する公訴時効制度（訴追時効制度）の考察」『問題と研究（台湾・国立政治大学国際関係研究センター）』46巻3号、98頁。

³¹ 李光燦・前掲註（30）705頁。日本語では、高橋孝治・前掲註（30）111頁。

³² 坂口一成（2006）、「中国刑法における『反革命の罪』から『国家の安全に危害を加える罪』への改正の意味」『ノモス（関西大学法学研究所）』18号、51頁。

ところで、初稿には、刑法大綱草案には規定されていた「犯罪が連続状態もしくは継続状態であった場合の時効の起算方法」や「時効の停止の規定」などが規定されていない。この意味では、初稿は刑法大綱草案よりも後退したと評価できるだろう。また、刑法大綱草案に規定されていた「捜査開始が訴追時効完成の判断基準となる条文」も初稿には規定されていない。

3. 第13稿

全国人民代表大会常務委員会辦公庁は1956年11月12日に第13稿を作成した。第13稿では第81条～第85条、第87条に訴追時効制度が規定されている。この条文は以下の通りである（第86条は「刑の時効」の規定なので、本稿では省略する）。

第13稿³³

第81条 中華人民共和国成立以前の犯罪は、原則として訴追しない。ただし、殺人罪に関しては犯罪のときから15年以内の場合、訴追することができる。

第82条 中華人民共和国成立以降の犯罪は、犯罪のときから以下の期間を経過したとき訴追されない。

- (一) 拘役以下の場合、2年。
- (二) 5年未満の有期徒刑の場合、5年。
- (三) 5年以上10年未満の有期徒刑の場合、10年。
- (四) 10年以上の有期徒刑、無期徒刑の場合、15年。
- (五) 死刑の場合、20年。

訴追期限は法定刑の最高刑により計算するものとする。

第83条 訴追期限は犯罪の日から計算するものとし、犯罪が連続状態もしくは継続状態にある場合、犯罪行為終了の日から起算するものとする。

第84条 人民法院、人民檢察院が強制処分をとった後で、捜査もしくは審判から逃れた場合、訴追期限を2倍に延長するものとする。ただし、25年を超過することはできない。

第85条 嚴重な罪を行い、民憤の大きな反革命分子は、中華人民共和国成立以前であろうと以降であろうと訴追時効の制限を受けない。

³³ 高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（15）100～101頁。高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（17）203～204頁などに収録。

第87条 犯罪を行ってから、一貫して勤労し、法を守り、時効期限の2分の1以上を経過した場合、処罰を軽くすることができる。

第13稿は、初稿が制定されてからは2年、1955年6月に起草されたという「中華人民共和国刑法草案（第1稿）」も入れて稿数では13稿が経過しているため、その間の経験もあり、規定内容が充実してきていると評価できよう。「捜査もしくは審判から逃れた場合、訴追期限を2倍に延長するものとする」との規定が見られ、この条文が訴追時効制度を事実上「立案もしくは告発〔控告〕時効」にしている「人民法院、人民検察院、公安機関が強制措置を執った後、捜査または裁判から逃れたときは、公訴時効の制限を受けない」（79年刑法第77条）との規定の原形と思われる。しかし、第13稿第84条の規定は、明らかに訴追時効制度を利用して意図的に逃亡した者に対して時効期間を延長するというペナルティの条文である。「訴追期限の制限を受けない」ではなく、「訴追期限を2倍に延長する」の場合、単に時効期間が延びるだけで、事実上時効完成を立案もしくは告発〔控告〕時に判断しているとは言えないからである。すなわち、少なくとも第13稿の段階では、中国では「立案されれば訴追時効にかかることはない」という取り扱いを行う意図はなかったと言える。

また、他に第13稿で特徴的な点は、以下の通りである。初稿では、反革命罪は一律に訴追時効の制限を受けないと規定されていたのに対し、第13稿では「嚴重な罪を行った民憤の大きい反革命罪」に対してのみ訴追時効の制限を受けないこととなった。ここには、何をもって「民憤が大きい」とするのかという問題はある。しかし、反革命罪に対して厳格な姿勢を示す新中国において、反革命罪の全てが必ずしも訴追時効にかからないわけではないとしている点は特筆できる。さらに、「一貫して勤労し、法を守り、時効期限の2分の1を経過した場合には処罰を軽くすることができる」という規定も置かれた。新中国の犯罪処罰においては、犯罪者が更生〔改造〕されているかが重要な要素となる³⁴。第13稿第87条の規定は、この新中国の犯罪者の更生に関する姿勢が訴追時効制度に表れた規定と考えられるだろう。

4. 第21稿および第22稿

全国人民代表大会常務委員会法律室は、1957年6月27日に第21稿を作成し、全国人民代表大会常務委員会弁公庁は翌28日に第22稿を作成した。第21稿では第84条～第88条、第90条に、第22稿では第83条～第87条、第89条に訴追時効制度が規定されており、その条文の文言は全く同じ規定である。そして、その条文内容は以下の通りである（第21稿の条文番号はカッコなしで表記し、第22稿の条文番号はカッコ内で表記している。また、第21稿第89条および第22稿第88条は「刑の時効」の規定なので、本稿では省略する）。

³⁴ 平野龍一＝浅井敦（編）（1982）、『中国の刑法と刑事訴訟法』東京大学出版会、16頁。

第21稿³⁵、第22稿³⁶

第84条（第83条） 中華人民共和国成立前の犯罪は、以下に列挙する犯罪者の他は訴追されない。

- （一）重大な罪状で民憤も大きい反革命分子。
- （二）殺人犯で、犯罪のときから刑事案件として提起されるまで15年が経過していない者。

第85条（第84条） 中華人民共和国成立以前に行った反革命活動で、中華人民共和国成立以降、寛大な処理によって刑罰を受けておらず、再び反革命罪もしくは反革命分子を隠匿〔隠藏〕することをを行った者は、過去の犯罪の軽重を問わず、全て訴追することができる。

第86条（第85条） 中華人民共和国成立以降の犯罪については、以下の期間を経過したとき訴追されない。

- （一）罰金、拘役の場合、2年。
- （二）5年未満の有期懲役の場合、5年。
- （三）5年以上10年未満の有期懲役の場合、10年。
- （四）10年以上の有期懲役、無期懲役の場合、15年。
- （五）死刑の場合、20年。

訴追期限は、法定刑の最高刑をもって計算する。

第87条（第86条） 訴追期限は犯罪の日から計算し、犯罪行為が連続または継続状態にある場合、犯罪行為終了の日から計算する。

訴追期限内に再び犯罪を行った場合、前罪の訴追期限は後罪を犯した日から計算する。

第88条（第87条） 人民検察院、人民法院が強制処分をとった後、捜査もしくは裁判から逃避した場合、訴追期限は2倍に延長される。ただし、25年を超えることはできない。

第90条（第89条） 犯罪を行ってから、一貫して勤労し、法を守り、時効期限の2分の1以上を経過した場合、処罰を軽くすることができる。

第21稿および第22稿は、第13稿と比べると、新中国成立前に反革命行為を行い、寛大な処理によって刑罰を受けることがなかったにも関わらず、新中国成立後に反革命分子を隠匿した者に対して訴追時効制度が適用されなくなるという規定と、訴追時効期間内に再犯

³⁵ 高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（15）114頁。高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（17）237～238頁などに収録。

³⁶ 高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（15）125頁。高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（17）266～267頁などに収録。

を行った場合に時効が中断するという規定が追加されている。II 3. で、新中国の刑事法では、犯罪者が更生しているかが重要な点となっていると述べた。第21稿および第22稿では、この点が訴追時効制度にも強く反映されたと評価できるだろう。すなわち、反革命行為を行い、刑罰を受けなかったにも関わらず、反革命罪を再び犯す、もしくは反革命分子を隠匿するという事は、本人に反革命分子からの更生が見られないからである。また、訴追時効期間内に再犯を行う者も同様に更生が見られないと評価できるため同様である。

5. 第27稿、第30稿および第33稿

全国人民代表大会常務委員会弁公庁は1962年12月に第27稿としてこれまでの刑法草案を修正し、さらに1963年2月27日には第30稿、1963年10月9日には第33稿として再修正をした。

これら第27稿、第30稿および第33稿の第81条～第85条に訴追時効制度は規定され、その文言は全て同一である。このため、第28稿、第29稿、第31稿、第32稿は管見の限り公開されていないものの、これらも同一の条文だったのではないかと思われる。なお、これら第27稿、第30稿および第33稿における訴追時効制度の条文は以下の通りである。また、第27稿からは「刑の時効」に関する規定は存在していない。

第27稿³⁷、第30稿³⁸および第33稿³⁹

第81条 中華人民共和国成立前の犯罪は、以下に列挙する犯罪者の他は訴追されない。

- (一) 重大な罪状で民憤も大きい反革命分子。
- (二) 殺人犯で、犯罪のときから刑事案件として提起されるまで20年が経過していない者。

第82条 中華人民共和国成立以前に行った反革命活動で、中華人民共和国成立以降、寛大な処理によって刑罰を受けておらず、再び反革命罪もしくは反革命分子を隠匿〔窩藏〕することを行った者は、過去の犯罪の軽重を問わず、全て訴追することができる。

第83条 中華人民共和国成立以降の犯罪については、以下の期間を経過したとき訴追されない。

- (一) 法定最高刑が拘役の場合、1年。
- (二) 法定最高刑が5年未満の有期徒刑の場合、5年。
- (三) 法定最高刑が5年以上10年未満の有期徒刑の場合、10年。
- (四) 法定最高刑が10年以上の有期徒刑、無期徒刑の場合、15年。
- (五) 法定最高刑が死刑の場合、20年。

反革命罪については、前項の訴追期限の制限を受けない。

³⁷ 高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（15）135頁。高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（17）294～295頁などに収録。

³⁸ 高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（15）146頁。高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（17）321～322頁などに収録。

³⁹ 高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（15）156～157頁。高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（17）350～351頁などに収録。

第84条 訴追期限は犯罪の日から計算し、犯罪行為が連続もしくは継続状態にある場合、犯罪行為終了の日から計算する。

訴追期限内に再び犯罪を行った場合、前罪の訴追の期限は後罪の日から計算する。

第85条 人民検察院、人民法院、公安機関が強制処分をとった後、捜査もしくは裁判から逃避した場合、訴追期限の制限を受けない。

第27稿では、再び「反革命罪については、訴追期限の制限を受けない」との規定が設けられている。これにより条文上、新中国成立以降の反革命罪も訴追時効の対象外となった。また、「犯罪を行ってから、一貫して勤労し、法を守り、時効期限の2分の1以上を経過した場合、処罰を軽くすることができる」との規定も廃止され、「人民検察院、人民法院が強制処分をとった後、捜査もしくは裁判から逃避した場合」の効果も「時効期限が2倍に延長される。ただし、25年を超えることはできない」ではなく、「訴追期限の制限を受けない」に改められた。第27稿から、人民検察院などが強制処分をとった場合、訴追時効にかかることがないと解釈できる条文ができたことになる⁴⁰。また、訴追時効の制限を受けない強制処分をとる主体に「公安機関」が追加され、これにより住居監視や逮捕などがなされたときに訴追時効にかからないこととなった⁴¹。すなわち、第27稿から79年刑法および97年刑法施行下での訴追時効制度が事実上「立案もしくは告発〔控告〕時効」となる条文ができたと言える。Ⅱ 1. で述べたように、刑法大綱草案にもこれに類する条文が規定されていたが、初稿からは規定されていなかった。第27稿第85条は79年刑法第77条の条文と文言が類似しており、第27稿における修正こそが79年刑法第77条の元となったと言えるだろう。

ところで、これらを総合すると、新中国成立前の犯罪に言及している点、無期懲役、死刑が法定最高刑の犯罪の訴追時効期間が超過した場合であっても、最高人民検察院の許可を得れば訴追できるとの規定が存在しない点、新中国成立後の反革命罪が一律に訴追時効の対象外となっている点などの差異はあるものの、文革前最後の刑法草案である第27稿、第30稿および第33稿における訴追時効制度は、概ね79年刑法上の訴追時効制度に類似している。そのため、79年刑法上の訴追時効制度の原形は第27稿の段階でできていたと言えよう。

また、第21稿および第22稿第85条と第27稿、第30稿および第33稿第82条は一見すると同

⁴⁰ 79年刑法第77条および97年刑法第88条も、①訴追機関に着目し、強制措置（立案）がとられたときに、そののみをもって訴追時効にかかることはないとする、もしくは②被疑者に着目して強制措置（立案）がとられ、かつ被疑者が捜査や裁判から逃亡するための行動を意図的に行った場合に訴追時効にかかることはないとするの二通りの解釈ができる（郭召軍（2002）、「追訴時効無限延長的適用条件探析」『中国律師（中国・中華全国律師協会）』2002年8期、73頁）。しかし、79年刑法および97年刑法の施行下では、①の解釈による法運用が行われている。

⁴¹ 少なくとも79年刑法施行下では、79年刑法第77条に言う「強制措置」とは、出頭命令〔拘伝〕、護送〔取保候審〕、住居監視、勾留〔拘留〕、逮捕をいうと解釈されている。王国枢（主編）（1981）、『刑事訴訟法概論』中国・北京大学出版社、93頁。張子培（主編）（1982）、『刑事訴訟法教程』中国・群衆出版社、123～124頁。

じ条文に見えるが、「隠匿」という言葉の中国語での表現が、「隠藏」から「窩藏」に修正された。国語辞典的になると、中国語の「隠藏」は「見つからないように隠れる」⁴²、「窩藏」は「犯罪者や違法品、盗品を隠す」という意味である⁴³。この意味からすると、確かに反革命分子の隠匿には、「隠藏」より「窩藏」という表現の方が適切だろう。刑法草案の修正作業は、単なる条文の改廃にとどまらず、用語の用法も含めて修正をしていたと言える。

6. 文革前の刑法草案における訴追時効制度の総括—中間的考察

文革前の刑法草案における訴追時効制度を概観すると、既に第27稿の段階で79年刑法における訴追時効制度に「近い」制度が完成していたとすることができる。I 3. でも述べたように、刑法大綱草案は、後の刑法草案の叩き台とはなったものの、正式な起草委員会で検討されたものではないため、初稿から第33稿までの訴追時効制度とは少々様相が異なる。時効完成の判断基準は、捜査開始時であると明確に規定しているからである。しかし、これは特異なことではなく、ソビエト連邦の法制度を真似たものであると考えられることもII 1. で述べた。しかし、初稿ではこのような規定が引き続き置かれることはなく、訴追時が時効完成の判断基準であると読めるようになっている。

初稿では、訴追時効制度に関する規定は一条しか存在しない。これに対し、第13稿では訴追時効制度に関する規定は六条あり、さらに連続犯、継続犯の時効の起算点なども規定されている。訴追時効制度に関する規定は、初稿から第13稿までで大幅に充実したと言える。残念なことに刑法草案のうち、第1稿から第12稿までが管見の限り非公開となっているために、第1稿から第12稿まで、1955年6月から1956年11月までで訴追時効制度にどのような変化があったのかは分からない。この間の刑法草案の条文がどのようなものであり、どのように修正されてきたのかを明らかにすることは今後の課題と言えよう。

III 文革後の刑法草案における訴追時効制度

1. 第34稿

I 3. で述べたように、文革の終了とともに停止していた刑法起草作業が再開された。これにより、《中華人民共和国刑法草案》連合修正チーム〔《中華人民共和国刑法草案》聯合修訂組〕が1978年12月に作成したのが第34稿である。なお、この《中華人民共和国刑法草案》連合修正チームは、全国人民代表大会常務委員会弁公庁、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、中国社会科学院法学研究所、北京大学法律系、中国人民大学法律系、中央政法幹部学校、北京政法学院などから構成されていた⁴⁴。第34稿では、第73条～第75条

⁴² 中国社会科学院語言研究所詞典編輯室（編）（2005）、『現代漢語詞典』（第5版）中国・商務印書館、1628頁の「隠藏」の項目。

⁴³ 中国社会科学院語言研究所詞典編輯室（編）・前掲註（42）1432頁の「窩藏」の項目。

⁴⁴ 高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（17）365～366頁。

に訴追時効制度が規定されており、その条文は以下の通りである。

第34稿⁴⁵

第73条 犯罪は以下の期限を経過した場合、訴追できない。

- (一) 法定最高刑が拘役の場合、1年。
- (二) 法定最高刑が5年未満の有期懲役の場合、5年。
- (三) 法定最高刑が5年以上10年未満の有期懲役の場合、10年。
- (四) 法定最高刑が10年以上の有期懲役、無期懲役の場合、15年。
- (五) 法定最高刑が死刑の場合、20年。

重大な反革命分子は、前項の訴追期限の制限を受けない。

第74条 人民検察院、人民法院、公安機関が強制措置〔措施〕をとった後、捜査もしくは裁判から逃避した場合、訴追期限の制限を受けない。

第75条 訴追期限は犯罪の日から計算し、犯罪行為が連続もしくは継続状態にある場合、犯罪行為終了の日から計算する。

訴追期限内に再び犯罪を行った場合、前罪の訴追の期限は後罪の日から計算する。

文革終了後の1978年という新中国成立から29年というある程度の時間が経過した時期に作成されたためか、第34稿からは、新中国成立前の犯罪に対する条文が見られなくなった⁴⁶。その結果、第33稿よりもさらに79年刑法における訴追時効制度の規定に近づいている。

また、これまでも「人民検察院、人民法院、公安機関が強制処分をとった後、捜査もしくは裁判から逃避した場合、訴追期限の制限を受けない」との規定はあったが、第34稿からは「強制措置〔措施〕をとった後」という表現に修正されている。これも国語辞典的というと、中国語の「処分」は「犯罪者もしくは過ちを犯した人に対して情状に応じて処罰を決定すること」⁴⁷、「措施」は「ある状況に対してとった処理方法」という意味である⁴⁸。すなわち、「処分」は、「裁判所による有罪判決」に近い意味であり、まだ起訴されていない段階で人民検察院、人民法院、公安機関が執る措置に対する表現としては「措置〔措施〕」の方が適切と言えるだろう。ここでも第27稿に続き用語の用法も含めた修正がなされたとと言える。

⁴⁵ 高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（15）167頁。高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（17）378～379頁などに収録。

⁴⁶ 高銘暄・前掲註（11）77頁も同様に述べる。また同頁は第33稿第82条の規定が削除されたことについても「大陸における過去の反革命分子は概ね肅清しきった時期になり、さらに海外を逃亡している反革命分子が祖国に帰ることを促進する党および国家の政策により、この規定を削除した」と述べている。

⁴⁷ 中国社会科学院語言研究所詞典編輯室（編）・前掲註（42）204頁の「処分」の項目。

⁴⁸ 中国社会科学院語言研究所詞典編輯室（編）・前掲註（42）238頁の「措施」の項目。

2. 第35稿

1979年2月に《中華人民共和国刑法草案》修正チーム〔《中華人民共和国刑法草案》修訂組〕が第35稿を作成した。なお、この《中華人民共和国刑法草案》修正チームは第34稿の《中華人民共和国刑法草案》連合修正チームと同じ構成であった⁴⁹。なお、第35稿は、その正式名称が「中華人民共和国刑法草案（修訂二稿）（第35次稿）」となっており、修訂一稿は、文革前の刑法草案を参照して元中央人民政府法制委員会と人大常委会弁公庁法律室が国家経済委員会、国家基本建設委員会などに意見を求めた上で作成していた。この修訂一稿に各地の関連部門や各地の政法院校の意見を聞き、さらに修正したのが修訂二稿である⁵⁰。第35稿では第72条～第74条に訴追時効制度が規定され、その条文は以下の通りである。

第35稿⁵¹

第72条 犯罪は以下の期限を経過した場合、訴追できない。

- (一) 法定最高刑が労役の場合、2年。
- (二) 法定最高刑が5年未満の有期懲役の場合、5年。
- (三) 法定最高刑が5年以上10年未満の有期超刑の場合、10年。
- (四) 法定最高刑が10年以上の有期懲役、無期懲役の場合、15年。
- (五) 法定最高刑が死刑の場合、20年。20年を経過しても、訴追が必須の場合は、最高人民検察院に報告しその許可を得なければならない。

第73条 人民検察院、人民法院、公安機関が強制措置をとった後、捜査もしくは裁判から逃避した場合、訴追期限の制限を受けない。

第74条 訴追期限は犯罪の日から計算し、犯罪行為が連続もしくは継続状態にある場合、犯罪行為終了の日から計算する。

訴追期限内に再び犯罪を行った場合、前罪の訴追の期限は後罪の日から計算する。

第35稿では、反革命罪を訴追時効制度の適用除外とする規定がなくなり、代わりにこれまでになかった「法定最高刑が死刑の場合、訴追時効を経過しても、最高人民検察院の許可を得れば訴追できる」との規定が置かれた。第35稿における全ての反革命罪の法定最高刑が死刑となっていたわけではない（例えば、反革命罪のうち、敵に寝返る罪の法定最高刑は10年の有期懲役（第35稿第79条）、スパイ罪の法定最高刑は無期懲役であった（第35稿第82条））。しかし、多くの反革命罪の法定最高刑が死刑であることから、第34稿にあった「重大な反革命分子は、前項の訴追期限の制限を受けない」との文言を変えた規定であると

⁴⁹ 高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（17）400頁。

⁵⁰ 高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（17）400～401頁。

⁵¹ 高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（15）180頁。高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（17）413頁などに収録。

言えよう。これにより、第34稿などは何をもって「『重大な』反革命分子」とするのが不明確であったが、第35稿からはどの犯罪行為が訴追時効にかからない可能性があるのかが明確になった。しかし、それと同時に反革命罪ではないが法定最高刑が死刑である犯罪、例えば殺人罪（第35稿第147条）なども最高人民検察院の許可を得れば訴追時効にかからないこととなり、訴追時効にかからない犯罪の範囲が広がったと言える⁵²。また、一律に訴追時効にかからないわけではなく、最高人民検察院の許可があれば訴追時効にかからないため、犯罪者の側からすると、自身の行為は訴追時効にかかるのかかからないのかが分からず、不安定な状態に置かれるという状態にもなったと言える。なお、この条文が置かれたことにより、時効期間が異なる以外は79年刑法上の訴追時効制度がここに完成したと言える。

なお、第35稿第72条（一）には初稿以来、訴追時効の規定には見られない「労役」という文言が再び見られる⁵³。労役とは、群衆の監督下での労働改造で⁵⁴、1か月以上1年以下の期間処される刑罰をいう（初稿第13条、第35稿第28条）。初稿および第35稿以外の刑法草案には、労役という文言の刑罰は規定されておらず、代わって拘役が規定されている（第13稿第40条、第33稿第32条、第34稿第27条など）。Ⅲ 3. で見るように第36稿からは再び「拘役」が「労役」に代わって刑罰として規定されるため、「労役」という文言は初稿以来、第35稿に突如現れたことになる。なぜ第13稿以降、「拘役」を刑罰としてきたにも関わらず、第35稿のみ「拘役」に代わって「労役」が規定されたのかは不明であるが、このような影響で、訴追時効制度の規定にも突如「労役」という文言が現れている。

3. 第36稿

全国人大常委会法制委員会弁公室は、1979年3月31日に第36稿を作成した。第36稿では第77条～第79条に訴追時効制度が規定されており、その条文は以下の通りである。

第36稿⁵⁵

第77条 犯罪は以下の期限を経過した場合、訴追できない。

- （一）法定刑の最高刑が拘役の場合、1年。
- （二）法定刑の最高刑が5年未満の有期徒刑の場合、5年。

⁵² この点につき高銘暄・前掲註（11）77頁は第33稿と79年刑法を比べてとき「反革命罪については、前項の訴追期限の制限を受けない」という規定が削除されたことについて、「反革命罪と通常の犯罪にはその性質上区別があるが、どちらも刑法に規定されている犯罪であり、時効の規定は通常の犯罪に対して意義があり、反革命罪に対しても意義があり、反革命罪を特に時効の対象から除外することは許されないと考えられたため、この規定は削除された」と述べる。

⁵³ なお、刑法大綱草案第17条には「労役」という文言が見られる。

⁵⁴ 労働改造とは、労働能力のある犯罪者に対し、労働を強制することを通じて、社会主義を実践し、犯罪などを行わない新人に改造するという刑罰である。周明東＝許章潤〔ほか〕（選編）（1987）、『労働改造法学概論参考資料』中国・中央広播電視大学出版社、243頁。

⁵⁵ 高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（15）193頁。高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（17）447～448頁などに収録。

- (三) 法定刑の最高刑が5年以上10年未満の有期徒刑の場合、10年。
- (四) 法定刑の最高刑が10年以上の有期徒刑の場合、15年。
- (五) 法定刑の最高刑が無期徒刑、死刑の場合、20年。20年を経過しても、訴追が必須の場合は、最高人民検察院に報告しその許可を得なければならない。

第78条 人民法院、人民検察院、公安機関が強制措置をとった後、捜査もしくは裁判から逃避した場合、訴追期限の制限を受けない。

第79条 訴追期限は犯罪の日から計算し、犯罪行為が連続もしくは継続状態にある場合、犯罪行為終了の日から計算する。

訴追期限内に再び犯罪を行った場合、前罪の訴追の期限は後罪の日から計算する。

Ⅲ 2. で述べたように、第35稿の段階で時効期間を除き、79年刑法における訴追時効の規定は完成しているため、第36稿以降については特に大きな変化はない。しかし、これまで時効期間の規定に「法定最高刑」という表現を用いていたのが、第36稿では「法定刑の最高刑 [法定刑的 最高刑]」という表現になっている点や、第27稿第85条や第34稿第74条、第35稿第73条では「人民検察院、人民法院、公安機関が強制措置をとった後」と表現されていた規定が第36稿第78条では「人民法院、人民検察院、公安機関」と人民法院が先になるという順序の変化が見られる。もっとも、人民法院を先に規定するという表現は、第13稿第84条にも見られる。

「法定刑の最高刑」という表現は「法定最高刑」を丁寧に表現しようとしたのだろうと考えられる。また、人民法院を先に表現している点については、人民法院の方が重要であると考えたためだろう。すなわち、第21稿から第35稿起草時には、人民法院より人民検察院の方が上位にあると考えられていたが（すなわち、刑事訴訟は糾弾的な側面が強いということである）、第36稿起草時には、人民法院の方が上位にあると考えられたのではないかということである（刑事訴訟は糾弾的な側面ばかりではないということを表しているものと思われる）⁵⁶。

4. 第37稿

全国人大常委会法制委員会弁公室は1979年5月12日に第37稿を作成した。第37稿では第75条～第77条に訴追時効制度が規定され、その条文は以下の通りである。

⁵⁶ もっとも、三権分立を採用していない中国においては、人民法院も人民検察院や公安機関と一体となって犯罪者を糾弾する機関となっている（坂口一成（2009）、『現代中国刑事裁判論——裁判をめぐる政治と法』北海道大学出版会、1～3頁）。そのため、ここで述べている人民法院が上位にあり、「刑事訴訟は糾弾的な側面ばかりではない」とは、あくまで条文の文言上そのように見せる意図があるという意味に過ぎず、実際に「中国の刑事訴訟が第36稿から糾弾的な側面が消えた」というわけではない。

第37稿⁵⁷

第75条 犯罪は以下の期限を経過した場合、訴追できない。

- (一) 法定最高刑が拘役の場合、1年。
- (二) 法定最高刑が5年未満の有期懲役の場合、5年。
- (三) 法定最高刑が5年以上10年未満の有期懲役の場合、10年。
- (四) 法定最高刑が10年以上の有期懲役の場合、15年。
- (五) 法定最高刑が無期懲役、死刑の場合、20年。20年を経過しても、訴追が必須の場合は、最高人民検察院に報告しその許可を得なければならない。

第76条 人民法院、人民検察院、公安機関が強制措置をとった後、捜査もしくは裁判から逃避した場合、訴追期限の制限を受けない。

第77条 訴追期限は犯罪の日から計算し、犯罪行為が連続もしくは継続状態にある場合、犯罪行為終了の日から計算する。

訴追期限内に再び犯罪を行った場合、前罪の訴追の期限は後罪の日から計算する。

第37稿では、第36稿で「法定刑の最高刑」と表現していた部分が、再び「法定最高刑」という表現に戻っている。やはり「法定刑の最高刑」という表現は、少々くどいと起草者が感じたためだろう。ところで、第36稿のみ「法定刑の最高刑」としていた点からも刑法草案の起草現場はかなり試行錯誤していたことがうかがえる。

5. 第38稿

第5回全国人大第2回会議秘書所〔五届全国人大二次会議秘書処〕は1979年6月30日に第38稿を作成した。第38稿における訴追時効制度の規定は以下の通りである。この第38稿が全国人民代表大会を通過して79年刑法になったため、第38稿の訴追時効制度の規定は79年刑法と全く同じである。

第38稿⁵⁸

第76条 犯罪は以下の期限を経過した場合、訴追できない。

- (一) 法定最高刑が5年未満の有期懲役の場合、5年。
- (二) 法定最高刑が5年以上10年未満の有期懲役の場合、10年。
- (三) 法定最高刑が10年以上の有期懲役の場合、15年。
- (四) 法定最高刑が無期懲役、死刑の場合、20年。20年を経過しても、訴追が必須の場合

⁵⁷ 高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（17）475～476頁などに収録。

⁵⁸ 高銘暄＝趙秉志（編）・前掲註（17）509頁などに収録。

合は、最高人民検察院に報告しその許可を得なければならない。

第77条 人民法院、人民検察院、公安機関が強制措置をとった後、捜査もしくは裁判から逃避した場合、訴追期限の制限を受けない。

第78条 訴追期限は犯罪の日から計算し、犯罪行為が連続もしくは継続状態にある場合、犯罪行為終了の日から計算する。

訴追期限内に再び犯罪を行った場合、前罪の訴追の期限は後罪の日から計算する。

6. 文革後の刑法草案における訴追時効制度の総括—中間的考察

II 6. で述べたように、文革前の第27稿の段階で79年刑法における訴追時効制度に「近い」制度は既に完成していた。そのため、文革後の刑法草案における訴追時効制度は大きな修正はされていない。文革後の刑法草案における訴追時効制度で、大きな修正と言えるのは、時効期間の規定のみである。時効期間については、第38稿に至るまで相当に議論がなされたのだろう。もっとも、他に大きな修正はなかったとは言っても、第36稿のみ「法定刑の最高刑」や「労役」という表現を用いるなど、文言の表現を含めて試行錯誤しながらの修正をしようとしていたと思われる跡を見ることはできる。

IV おわりに

本稿では、新中国における刑法草案段階での訴追時効制度の変遷を見てきた。そこから明らかになったことは、現在の訴追時効制度の原形と言える規定は文革前の第27稿に見ることができるということである。また、訴追時効制度については、註40でも述べたように、79年刑法第77条や97年刑法第88条の解釈方法が複数あることから法改正をするべきとの主張もある⁵⁹。しかし、中国政府レベルでは、これまで訴追時効制度に関する条文については全く改正に関する話題はない。その意味では、第27稿に規定された訴追時効制度こそが中国政府にとっての完成形であり、これを改正する必要はないということなのだろう。

I 1. で述べたように、訴追時効制度については、その実態が「立案もしくは告発〔控告〕時効」となっており、問題視されている。しかし、条文そのものは、刑法大綱草案で明確に時効完成の判断基準が捜査開始時であると規定おり、初稿から第22稿は訴追時を判断基準にしているように読め、第27稿以降から註40で述べたような複数の解釈ができるようになっている。ここから言えることは、まず起草委員が委員会の検討なく作成した刑法大綱草案に、捜査開始時を時効完成の判断基準とする条文があり、委員会での検討を経て

⁵⁹ 于志剛（1998）、『追訴時効制度比較研究』中国・法律出版社、277頁。李双宇（2005）「關於我国刑法追訴時効的思考」『成都行政学院学报』13卷2期、36頁など。

いた初稿ではその条文が撤廃され、第22稿までは訴追時を判断基準にしているように読める条文が置かれている点から、中国政府には当初は訴追時効制度を「立案もしくは告発〔控告〕時効制度」とする意図はなかったと考えられるということである。第27稿第85条の「人民検察院、人民法院、公安機関が強制処分をとった後、捜査もしくは裁判から逃避した場合、訴追期限の制限を受けない」との規定も「人民検察院、人民法院が強制処分をとった後、捜査もしくは裁判から逃避した場合、訴追期限は2倍に延長される。ただし、25年を超えることはできない」との規定から捜査もしくは裁判からの逃避のペナルティを強化しただけのように見え、刑法起草時には「訴追時を時効完成の判断基準とする」と考えられていたものと考えられる。つまり、現在の訴追時効制度が事実上「立案もしくは告発〔控告〕時効制度」となっているのは、刑法典が完成した後の公安、人民法院による法運用と言えるのではないだろうか。

本稿は、刑法草案段階での訴追時効制度を見てきた。そこで明らかになったことは、現在の訴追時効制度は事実上「立案もしくは告発〔控告〕時効制度」となっているが、新中国の刑法起草時には、訴追時が時効完成の判断基準であると読める条文を作っていたということである。すると、次の課題は、いつ頃から「立案もしくは告発〔控告〕時効制度」として運用しようとしたのかという点を明らかにすることである。

参考文献

・日本語文献（50音順）

小森田秋夫（編）（2003）、『現代ロシア法』東京大学出版会。

坂口一成（2006）、「中国刑法における『反革命の罪』から『国家安全に危害を加える罪』への改正の意味」『ノモス（関西大学法学研究所）』18号、49-61頁。

坂口一成（2009）、『現代中国刑事裁判論—裁判をめぐる政治と法』北海道大学出版会。

徐益初＝井戸田侃（編著）（1992）、『現代中国刑事法論（現代中国法叢書第3巻）』法律文社。

高橋孝治（2016）、「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究（慶應義塾大学）』111号、71-100頁。

高橋孝治（2017）、「中台人的交流に関する公訴時効制度（訴追時効制度）の考察」『問題と研究（台湾・国立政治大学国際関係研究センター）』46巻3号、93-119頁。

高見澤磨＝鈴木賢（2010）、『中国にとって法とは何か—統治の道具から市民の権利へ（叢書中国の問題群3）』岩波書店。

高見澤磨＝鈴木賢〔ほか〕（2016）、『現代中国法入門』（第7版）有斐閣。

平野龍一＝浅井敦（編）（1982）、『中国の刑法と刑事訴訟法』東京大学出版会。

・中国語文献（ピンインアルファベット順）

白有忠（2010）、「憶《刑法草案（修訂二稿）》的起草情況」『百年潮（中国中共党史学会）』2010年2期、30-33頁。

陳衛東（主編）（2014）、『刑事訴訟法』（第4版）中国・中国人民大学出版社。

陳忠林（主編）（2012）、『刑法総論』（第2版）中国・高等教育出版社。

- 樊崇義（主編）（2009）、『刑事訴訟法学』中国・中国政法大学出版社。
- 高銘暄（2012）、『中華人民共和国刑法の孕育誕生和發展完善』中国・北京大学出版社。
- 高銘暄＝趙秉志（編）（1998）、『新中国刑法立法文献資料總覽（上冊）』中国・中国人民公安大学出版社。
- 高銘暄＝趙秉志（2007）、『中国刑法立法之演進』中国・法律出版社。
- 高銘暄＝趙秉志（編）（2015）、『新中国刑法立法文献資料總覽』（第2版）中国・中国人民公安大学出版社。
- 郭召軍（2002）、「追訴時効無限延長の適用条件探析」『中国律師（中国・中華全国律師協會）』2002年8期、73頁。
- 賈宇（主編）（2009）、『刑法学』中国・中国政法大学出版社。
- 李光燦（1984）、『中華人民共和国刑法論（上冊）』吉林人民出版社。
- 李双宇（2005）、「關於我国刑法追訴時効的思考」『成都行政学院学报』13卷2期、34-36頁。
- 龍宗智＝楊建広（主編）（2012）、『刑事訴訟法』（第4版）中国・高等教育出版社。
- 歐武夫（Wolfhart）（林依仁（訳））（1996）、『中共刑法評析』台湾・蔚理出版社。
- 譚世貴（主編）（2009）、『刑事訴訟法学』中国・法律出版社。
- 王敏遠（主編）（2012）、『中国刑事訴訟法教程』（第2版）中国・中国政法大学出版社。
- 王国枢（主編）（1981）、『刑事訴訟法概論』中国・北京大学出版社。
- 王国枢（主編）（2013）、『刑事訴訟法学』（第5版）中国・北京大学出版社。
- 王文杰（2006）、『嬗變中之中國大陸法制』（第2版）台湾・國立交通大學出版社。
- 于志剛（1998）、『追訴時効制度比較研究』中国・法律出版社。
- 于志剛（1999）、『追訴時効制度研究』中国・中国方正出版社。
- 張子培（主編）（1982）、『刑事訴訟法教程』中国・群衆出版社。
- 中国社会科学院語言研究所詞典編輯室（編）（2005）、『現代漢語詞典』（第5版）中国・商務印書館。
- 周明東＝許章潤〔ほか〕（選編）（1987）、『労働改造法学概論参考資料』中国・中央廣播電視大学出版社。
- 「民主和法制」『人民日報』1978年7月13日付1～2面。

第2次世界大戦後のメコン河開発における 日本の技術協力に関する一考察

—プレク・トノット計画（カンボジア）の事例—

A Design for the Technical Cooperation of Japan towards Comprehensive
Development of Lower Mekong Basin after the Second World War:
A Case Study of the Prek Thnot River Development Project
in the Kingdom of Cambodia

藤本 穰彦・友次 晋介

FUJIMOTO Tokihiko, TOMOTSUGU Shinsuke

Abstract

This paper will examine the actual situation of the comprehensive development of Lower Mekong Basin after the Second World War on historical information (not only diplomatic analysis but also civil engineering aspects). When a country will construct dam facilities on the Mekong River, the issues are not domestic but international issues. Therefore, in 1957, the Committee for Coordination of Investigation of the Lower Mekong Basin was established, supported by the UN-ECAFE.

In this paper, in the 1950-60s, a process for building up the comprehensive development plan of Lower Mekong Basin will be analyzed, from the points of view of the Japanese technical cooperation. In addition, the Prek Thnot power plant and irrigation development project in the kingdom of Cambodia will be analyzed as a case study of leading donor and technical cooperation project of Japan. Through these analyses, this paper will point out how multilateral technical cooperation projects were illustrated in Lower Mekong Basin during the last 50 years.

要 旨

第2次世界大戦後の1950～60年代に、東南アジアで構想されたメコン河下流域の総合開発が本論の研究対象である。国際河川メコン河の開発は、その対象地点を含む国家の国内問題ではなく、メコン河流域諸国とそれにかかわる国際関係のなかで計画される。戦後のメコン河開発は、誰がどのように構想したのか。メコン河開発に対する日本の技術協力は、どのようなものとしてはじまり、すすめられたのか。本論ではまず、1950～60年代に構想されたメコン河下流域の総合開発構想への日本の参加過程を分析した。次にその構想の支流開発計画の一部で、「日本主導で」すすめられたプレク・トノット計画（カンボジア）を分析した。事例の分析にあたっては、現地フィールドワークを通して、当時の工事担当者へのインタビューを行い、建設資料

や図面を収集し、工事の到達点と現状を分析した。プレク・トノット計画は1970年代のカンボジア内戦で中断し、現在も未完のプロジェクトとなっている。内戦終了後も計画の再構成が浮上しては消えている。本論の最後では、現在の社会・自然環境に即してプレク・トノット計画を研究するための今後の課題を示した。ある特定の社会資本整備に関する国際工事の事例を丁寧に見ていくことから、メコン河下流域諸国の社会構造変動と諸国間関係史を分析していく。本論は、工事と政治を共にみていく視点から東南アジアの国際関係史研究をすすめるための試論である。

1. はじめに

日本の技術協力の歴史を考えると、第2次世界大戦後のメコン河開発はひとつのハイライトである。日本のメコン河開発への関与は、どのようなものとしてはじまり、すすめられたのか。本論では、1950～60年代に構想されたメコン河下流域開発構想への日本の技術協力を注目する。そのうえで、その構想の支流開発計画の一部で、「日本主導で」すすめられた「プレク・トノット（川）電力開発灌漑計画」（以降、プレク・トノット計画）の事例を分析する。

分析にあたっては、当時の報告書や計画資料、日本の外務省外交史料館所蔵の戦後外交史料のほか、カンボジア、オーストラリア、アメリカでも資料を収集した。また現地フィールドワークにより収集した質的資料（当時の工事担当者へのインタビュー、建設資料や図面など）を分析に使用した。ただし、日本側資料を中心とした分析となっており、カンボジア側の対応やカンボジア社会に内在した反応や応答についての分析、プレク・トノット計画に参加した関係各国の政治過程の分析、重要な役割を果たしたアメリカ側の分析などは、将来の課題であることを予め断っておく。

以下の順に論じる。研究の背景として第2節では、第2次世界大戦後のメコン河開発をめぐる主体の変化と計画論的ポイントをまとめる。第3節では、メコン河の開発構想への日本のかかわりを分析する。第4節および第5節では、日本主導の国際工事の視点からプレク・トノット計画の事例を分析し、カンボジア内戦期までの工事の到達点を示す。最後に本論をまとめると共に、現在の社会・自然環境に即してプレク・トノット計画を研究していくための今後の課題と展望を述べる。

2. メコン河開発の主体をめぐって—1950年代を中心に

メコン河開発の歴史を振り返る意味

メコン河は、チベット高原を水源とし、雲南省を経て、東南アジア大陸部を縦断して南シナ海に注ぐ、流域面積795,000km²、延長4,425kmにおよぶ大河である。⁽¹⁾ 豊富な水資源と

⁽¹⁾ 吉松昭夫・小泉肇、1996、『メコン河流域の開発—国際協力のアリーナ』、山海堂：3-5頁。同書によれば、1995年にイギリスの王立地理学会が、メコン河の源流点を中国の「ルプサ峠」（海拔4,975m）に確定したという。

潜在的な経済価値のため、フランス植民地時代から多くの為政者に開発の欲望をかき立ててきた河でもある。しかし第2次世界大戦直後から1990年代に至るインドシナ半島での戦乱のために「開発主義」⁽²⁾の時代をやりすごし、総合的な開発には手がつけられなかった。

1990年代以降、アジア開発銀行の「拡大メコン圏 (Greater Mekong Sub Region)」構想、ASEAN メコン河流域開発協力、近年では中国の「一帯一路」構想とあいまって、流域諸国それぞれの、さらに流域諸国から成る地域開発の経済成長ポテンシャルがクローズアップされている。実際、中国雲南省からインドシナ半島全域におよぶ広範な社会基盤（道路、橋梁、鉄道、水力発電、石油、送電線網、水パイプライン、ガスパイプラインなどの開発計画）とネットワーク整備が計画され、工事がはじまっている。

メコン河開発をめぐる関心と論争は、流域諸国の国内・地域内政治に留まるものではなく、これまでも国際関係上の様々な問題を含んできた。また気候変動や環境問題、都市化・工業化のインパクトを受けた新たな争点もある。

時代と共に移り変わっていくメコン河開発の全体像をどのように捉えていけばよいのだろうか。そのためにはこれまで誰がどのようにメコン河を開発しようとしてきたのか。どこからどのように手をつけようとしてきたのか。その歴史を振り返って考えてみるのが有効だろう。

メコン河とはどのような河なのか

メコン河とはどのような特徴をもつ河川なのか。本論の目的に即して確認しよう。メコン河に関する資料や統計をみると、ミャンマー・ラオス国境からタイ・ラオス国境へと変わるチャンセン付近で、メコン河の上流と下流を分けるのが一般的である。⁽³⁾ 上流の流域国は中国、ミャンマー、下流の流域国はラオス、タイ、カンボジア、ベトナムである。

上流域は、全流域面積の23.8%にあたる189,000km²であり、流域全体の年間流出量4,500億 m³の18.2% (おおよそ中国から16%、ミャンマーから2%)、つまり800億 m³の流出がある。下流域からは残りの約82% (おおよそラオスから35%、タイから18%、カンボジアから18%、ベトナムから11%)、約3,700億 m³が流出している。カンボジア領内のクラチェ地点 (流域面積646,000km²、河口からの距離545km) の計測で、年間平均流出量の93%が流下している。⁽⁴⁾

⁽²⁾ 開発経済学者の末廣昭によれば、開発主義とは、「工業化の推進を軸に、個人や家族や地域社会ではなく、国家や民族などの利害を最優先させ、そのために物的人的資源の集中的動員と管理を図ろうとするイデオロギー」を指す。ただし「開発」の中味は必ずしも一義的ではない。工業化を軸とする経済開発を中心にすえつつも、教育や保健衛生といった社会開発、生活インフラの整備、国民の意識改造なども「開発」に含まれる (末廣昭、1998、「開発主義とは何か」、東京大学社会科学研究所編、『20世紀システム4 開発主義』、東京大学出版会：2頁)。

⁽³⁾ 川合尚、1993、「メコン川総合開発の動向—暫定メコン委員会の15年間」、『熱帯農業』37 (3)：241-242頁。

⁽⁴⁾ 国際協力事業団、1990、『メコン川の開発—メコン委員会が支えるもの』、国際協力総合研修所：5頁。川合、前掲、243-244頁。なおメコン河への流入について下流域では、左岸からの流入量が右岸からよりもはるかに多いことが知られている。アンナン山脈を持つラオスやベトナム中央高地、カンボジア東部の降雨量が多いからである (川合、1993、前掲、243頁)。

クラチェから少しくだり、コンポンチャムからプノンペン付近を頂点として「メコンデルタ」が広がっていく。49,520km²の面積をもつ巨大なデルタである（そのうちカンボジア領約26%、ベトナム領約74%）。傾斜はほとんどなく、河道は幾筋にも分岐していく。9～11月にかけて河川が増水する。雨季には河岸から水が溢れ、広大な面積（10,000km²程度）が冠水する。洪水の年には30,000km²が冠水したこともあるという。⁽⁵⁾

メコン河開発の前身

メコン河流域では有史前後より人びとが交わり、様々なネットワークが発達していたことが知られている。メコン河本流が南北の地域世界をつないだことはもちろん、メコン河本流へ流れ込む大小様々な支流が、東西移動の道となり、広範で緻密な流域ネットワークが形成されていた。⁽⁶⁾

メコン河が近代的な開発の対象となるのは19世紀である。フランスがメコン河へのアプローチを開始したことにはじまる。メコン河を中国奥地への交易水路として活用できるか、その可能性を探るためであった。1866年には、ラグレー（Doudart de Lagree）海軍中佐を隊長とする6人編成の探検隊が派遣された。ラグレー調査隊は、サイゴンを出発してメコン河の遡上を開始したのち、サンボールの急流、コーン滝の瀑布、ケマラートの急流に阻まれ、遡行を中断した。この調査隊は、メコン河を組織的に調査した初の試みであったと記録されている。⁽⁷⁾

フランス領インドシナ連邦が成立して以降、フランスは工学的意図を明確にしてメコン河への関与を深めていった。1895年にラオスのビエンチャンに最初的水位観測所を設置したことにはじまり、メコン河下流域の140箇所雨量観測所が設置された。気象・水文観測網をメコン河下流一帯に整備した。「流域の開発を検討するに当たって、これらの気象・水文資料は今もって貴重な基礎資料とされている。」⁽⁸⁾

この時期、メコンデルタでの運河浚渫、用水路網の開発と農地整備、本流の河道整備、コーン滝迂回のための鉄道敷設、プノンペン港の建設、道路の整備・改良、ゴムやコーヒーのプランテーション開発など、植民地経営の基盤形成がすすめられた。⁽⁹⁾

⁽⁵⁾ メコンデルタの水文環境と土地利用については、高谷好一（京都大学東南アジア研究所・当時）の研究グループがその特徴をよく捉えている。Takaya Yoshikazu, 1974, A Physiographic Classification of Rice Land in the Mekong Delta, "Southeast Asian Studies", vol.12 (2) : pp.135-142. 海田能宏、1975、「デルタ稲作農業の自然環境とデルタの開発構図」、『東南アジア研究』13 (1) : 58-74頁。川合尚、1975、「メコンデルターそのメコン水系全体計画の中での位置づけ」、『東南アジア研究』13 (1) : 161-180頁。海田能宏、1995、「20年ぶりのメコンデルタ紀行」、『東南アジア研究』33 (2)、267-282頁。

⁽⁶⁾ 桜井由躬雄・石井米雄、1999、「メコン・サルウィン川の世界」、石井米雄・桜井由躬雄編、『新版世界各国史5 東南アジア史Ⅰ大陸部』、山川出版社：79-110頁。

⁽⁷⁾ ラグレー調査隊の探検については次の文献に詳しい。Milton Osborne, 1975=1999, River Road to China: The Search for the Source of the Mekong ; 1866-73, Atlantic Monthly Press.

⁽⁸⁾ 吉松・小泉、1996、前掲：22頁。

⁽⁹⁾ 桜井由躬雄、1999、「植民地下のベトナム」石井・桜井編、1999、前掲：315-321頁。吉松・小泉、1996、前掲：22-23頁。

メコン河開発を担うのは誰か：国連 ECAFE、アメリカ、メコン委員会

第2次世界大戦後のメコン河流域では、フランスに代わって、国際連合アジア極東経済委員会（the United Nations Economic Commission for Asia and the Far East、UN-ECAFE、1947年設立）⁽¹⁰⁾ とアメリカが、メコン河開発の主役に浮上した。1949年、国連 ECAFE 内に洪水調整局（Bureau of Flood Control）が設置された。同局は、1951年に予備調査を行ない、1952年に『メコン河—ある国際河川—の洪水調整と水資源開発に関する技術的諸問題に関する予備調査報告書』を発行した。⁽¹¹⁾ この報告書は、メコン河開発に関する戦後最初のレポートである。⁽¹²⁾

アメリカもまた、ルーズベルト大統領がニューディール政策のもとに成功させたテネシーバレー開発公社（TVA）モデルの輸出と、東南アジアにおける反共戦略の2つの観点からメコン河開発に関心をもっていた。⁽¹³⁾ アメリカ国際協力庁（International Cooperation Administration、ICA）は、1955～56年にアメリカ内務省開拓局が調査した結果をうけて、本格的なメコン河流域開発計画を策定し、メコン河下流域国のカンボジア、ラオス、タイ、南ベトナム⁽¹⁴⁾ へ参加を求めた。⁽¹⁵⁾

河川工学を専門とする技術官僚の堀博は、国連 ECAFE（1952年）とアメリカ内務省開拓局（1956年）のふたつのレポートを次のように評価している。

「1956年のアメリカの報告書以前に出された国連のレポート、すなわち、1952年の ECAFE の報告書とこの1956年のアメリカの報告書は、いずれもフランス統治時代の舟運改善や洪水調整など単一目的の狭い観点に立つメコン河下流のそれぞれの改良策のレベルを脱している。すなわち、しっかりした広範囲の基本データをまず収集した上で、下流域全体の住民の生活向上のために土地と水の有効利用を画り、沿岸国がバランスのとれた総合的な流域開発の概念を持って一体になって開発計画に取り組む必要があるとしている。これらの報告書によって、下流域の開発政策担当者の眼は大きく

⁽¹⁰⁾ 1974年に ESCAP（= United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific）に名称変更。

⁽¹¹⁾ UN-ECAFE、1952、“Preliminary Report on Technical Problems Relating to Flood Control and Water Resources Development of the Mekong : An International River”。

⁽¹²⁾ 国際協力事業団、1990、前掲：14頁。

⁽¹³⁾ Nguyen Thi Dieu、1999、“The Mekong River and the Struggle for Indochina : Water、War and Peace”、Praeger Pub Text : pp.78-88。

⁽¹⁴⁾ なぜ北ベトナムは下流域国として参加が要請されていないのか。この疑問について国際政治学者の山影進は次のように説明している。「メコン河の東側分水嶺は、ごく一部を除いて北ベトナム国境西側のラオス領内か両国の国境線そのものであったため、メコン河流域開発に北ベトナムを関与させる必要がなかった」（山影進、2003、「メコン河開発の紆余曲折—水系・流域・地域をめぐる国際関係」、『国際問題』521：59頁）。

⁽¹⁵⁾ USA-Bureau of Reclamation、1956、“ICA Reconnaissance Report on Lower Mekong River Basin”。堀博はこのレポートを次のように評価している。「1950年代、メコン河下流域には信頼すべき基本データ（水文、気象、地形、地質、経済社会データ）がきわめて乏しかった。それにもかかわらず、1956年3月にアメリカ政府内務省開拓局が提出したこのメコン河下流域踏査報告書は結構まとまっており信頼度も高い内容を持っている」（堀博、1996、『メコン河—開発と環境』、古今書院：88頁）。しかし「カンボジア政府があくまで承諾しなかったため、結局米国の思惑は実現しない結果になった」（山影、2003、前掲：59頁）。

開かれた。」⁽¹⁶⁾

国連 ECAFE は、1952年の予備報告書をうけて1956年に本格的な調査を実施した。その結果は1957年に『メコン河下流域における水資源の開発』として出版された。この報告書では、下流域の水資源開発のポテンシャルが降雨量、河川流量、地形などから割り出され、水力、舟運、灌漑、洪水調整についての利用状況と将来需要が分析されている。⁽¹⁷⁾

その結果、ルアンブラン、パモン、タケク、ケマラート、コーン滝、サンボールの本流6ヶ所のダム開発と、トンレサップ湖を制御する稼動堰の開発が提言された。その後、パモン、ケマラート、コーン滝、サンボールにトンレサップをくわえた5つの開発地点について詳細な調査が実施された。

また実施調整機関の設立と資金・技術面での国際協力（国際機関や各国からの開発援助の受け皿となる組織）の必要性が提言されたことも、国連 ECAFE（1957年）報告書の特徴である。1957年10月、メコン河下流域の4ヶ国は、メコン河下流域調査調整委員会（通称、メコン委員会、the Committee for Coordination of Investigations of the Lower Mekong Basin）を創設した。これは国連 ECAFE（1957年）報告書の提言をうけて、メコン河の水系と下流域に関する基礎調査や水資源開発計画の策定を推進するために設立されたものである。⁽¹⁸⁾

下流域4ヶ国ではそれぞれに、「国内メコン委員会（National Mekong Committee）」が設置され、主要な政府機関が横断的に参加することで、積極的な国内調整を行っていくことが求められた。

メコン委員会は、政府それぞれからの全権代表によって構成され、4ヶ国の全会一致で議決する仕組みが採用された。その目指すところは、下流域4ヶ国の全会一致による合意に基づき、国際機関や各国からの技術・財政援助を要請し、総合流域開発プロジェクトを推進することにあった。⁽¹⁹⁾ メコン委員会の事務局は、国連 ECAFE の協力のもと、タイ・バンコクの国連 ECAFE 本部内に設置された。⁽²⁰⁾

メコン委員会の設立をひとつのメルクマールとして、1960年代にメコン河開発の基本構

⁽¹⁶⁾ 堀、1996、前掲：89頁。

⁽¹⁷⁾ UN-ECAFE、1957、“Development of Water Resources in the Lower Mekong Basin、Flood Control Series；no. 12”、Bangkok、United Nations.

⁽¹⁸⁾ 中国とミャンマーが参加しなかった理由として次のような分析がある。「当時（1957年）は、上流のビルマや中国は政治的にこの国際機関のメンバー国にすることはできなかった。当時中国は国連のメンバーではなかったし、ビルマはビルマで、政治的のみならず地域的にもほとんどメコン河の流域開発とは無縁だとして共同開発論議に関心を示さなかったからである」（堀、1996、前掲：98-99頁）。

⁽¹⁹⁾ 農業土木の技術者としてメコン委員会に派遣されていた海田能宏（京都大学東南アジア研究所・当時）によれば、「4ヶ国の合意で議決していくということは徹底されていた。合意があれば着手。出来なければしない。下流のベトナムがうんと言わないと上流部のダム開発はひとつもすすまない。この4ヶ国合意についてはものすごく敏感だった。4ヶ国の思惑を忖度することは、当時、環境問題より重視されていたかもしれない。」（2017年12月8日のインタビュー）

⁽²⁰⁾ The Committee for Coordination of Investigations of the Lower Mekong Basin、1957、“The Statute of the Committee for Coordination of Investigations of the Lower Mekong Basin”。

想が本格的に練られていった。治水、灌漑、舟運、水力発電、排水、農業、漁業、経済・社会開発など様々な分野を横断・総合して、メコン河下流域の本・支流全ての水資源を開発する構想であった。メコン委員会というメコン河下流域諸国が集う合意形成の場に、国際機関と世界各国が関与するかたちで、メコン河開発構想が検討されていく基本枠組みがこのとき出来上がった。

3. メコン河開発の基本的考え方をめぐって—1960年代の日本の関与を中心に

第一次メコン・プロジェクト

メコン河開発はどのようなビジョンと構想でなされようとしていたのか。次にメコン河開発の基本的考え方が形成された過程を分析する。1957年11月～12月にかけてアメリカ・ニューヨークの国際連合技術援助局は、調査団を派遣した。Raymond A. Wheeler 中將（アメリカ陸軍工兵隊を退役し、当時国際復興開発銀行技術顧問）を団長としたフィーラー調査団である。参加した技術者は、G. Duval（フランス諮問技術者）、久保田豊（日本工営社長、日本諮問技術者）、John W. McCammon（ケベック水力委員会前総支配人、カナダ諮問技術者）、Kanwar Sain（インド政府中央水資源水力委員会議長、後のメコン委員会技術部長）の4名、国連 ECAFE 事務局（中国人技術師の譚葆泰を含む）、国連本部、アメリカ陸軍工兵隊がフィーラー調査団をサポートした。

調査後ただちに、フィーラー調査団による報告書『メコン河下流域の包括的開発のための調査研究と投資の計画』がまとめられ、1958年1月に発表された。測量や航空写真作成などの地形調査、流量と水位の観測による水文調査、下流域の経済、農業、地下資源についての調査、本流のダム開発により期待される電力、灌漑、舟運の改善、洪水調整をふまえた総合的な開発効果の予測、下流域の主要支流調査と開発ポテンシャルの評価、これらの項目について基礎調査を実施することの重要性が提言され、それぞれの事業費（概算）が示された。⁽²¹⁾

国連（1958年）調査は、アメリカ内務省開拓局（1956年）調査と国連 ECAFE（1957年）調査の参加者をもとに調査団が構成されていた。したがって国連（1958年）報告書は、アメリカ内務省と国連 ECAFE 双方の対話の結実であるといえる。⁽²²⁾ 国連（1958年）調査で提言された調査研究に対して、1959～1964年の5年間の事業期間が設定された。これに、国連、フランス、アメリカ、ニュージーランド、イギリス、オーストラリア、カナダが支援を申し入れた。「メコン・プロジェクト」の第一次事業期間がスタートした。

⁽²¹⁾ United Nations, 1958, “Program of Studies and Investigation for Comprehensive Development of Lower Mekong Basin”, UN Survey Mission, Published in Bangkok. (= 通商産業省公益事業局、1958、『メコン川下流域総合開発調査研究計画書（全訳）』.)

⁽²²⁾ 山影、2003、前掲：59頁。

日本の参加

日本は何に協力し、どのように参加したのか。日本はメコン河主要支流の踏査調査を3年で行う仕事を引き受けた。⁽²³⁾ ただちに日本政府メコン踏査団が組織された。久保田豊を団長に、日本工営株式会社、電源開発株式会社、東京電力株式会社の技術者、外務省、通産省、農林省、建設省などが参加して3度の調査が実施された。⁽²⁴⁾ 1959年に提出された『メコン川主要支流踏査第1次報告書』では、メコン河下流域の4ヶ国から依頼された34支流の調査をベースに、それぞれの国での優先計画が2件ずつ提案され、詳細調査の必要性が提言された。⁽²⁵⁾

メコン委員会は、国連特別基金（UN Special Fund、後の国連開発計画 UNDP）の資金協力で、流域4ヶ国ごとに1支流のフォローアップ調査を実施した。ラオスのナム・グム多目的ダム開発計画およびその支流のナム・リク、カンボジアのバツタンバン川流域開発計画、タイのナム・ポン・ダム開発計画、ベトナムのセサン川上流域開発計画の4計画が選ばれた。⁽²⁶⁾ 開発計画策定のための本格的な調査が各国でスタートした。

日本提案の総合開発計画から IBP1970へ

日本政府メコン踏査団の最終報告は1961年に提出された。最終報告書では、依頼を受けた34支流での102箇所の有望開発地点計画だけでなく、本流に10箇所の連続ダム群（北からパグベン、ルアンブラバン、サヤブリ、バモン、ブンカン、タケク、ケマラート、パクセ、ストゥントレン、サンボール）を建設する総合開発計画が提言された。10箇所の本流ダムから1,000万 kW を超える電力を生み出し、多数の支流ダム建設とあわせて1,500～1,700万 kW の電力をメコン河下流域に創出し、地域内を長距離送電線網でネットワークする構想であった。

この計画には、メコン河下流域4ヶ国にそれだけの電力を必要とする工業を興す（単に流域諸国内の市場を満たすだけでなく、工業製品を世界に輸出する工業基地となる）ことが含まれていた。タイ東北部やカンボジアでは、ダム建設による灌漑と排水を計画的にすすめ、農業生産力を高める戦略が同時に描かれた。さらにストゥントレン・ダム構想（ストゥントレンにハイダムを建設することで、舟運の難所であるコーン滝全体を水面下に沈

⁽²³⁾ このメコン河支流調査が、戦後日本の（賠償責任ではないかたちでの）国際協力のスタートであるとみる論者もいる。「それ以前の日本は、過去の行為に対する賠償責任をとる形でいくつかの開発、例えばビルマ、ベトナムなどの水力調査、開発を支援してきたが、ここで初めて国連機関を通じ、国際的開発協力を途上国地域に実施するというきわめて望ましい、未来へ通じる技術協力の道が拓けたのであった。…中略…この国連調査への参加こそ、戦後日本再生後の真の輝かしい海外協力の第一歩であったことを強調したい」（堀、1996、前掲：101頁）。

⁽²⁴⁾ 第1次調査は1959年1月～3月までの60日間、第2次調査は乾季の1959年12月～1960年3月までの97日間、第3次調査は雨季の1960年9月から10月にかけての50日間実施された（吉松・小泉、1996、前掲：27頁）。

⁽²⁵⁾ 日本政府メコン踏査団、1959、『メコン河主要支流踏査第1次報告書』。

⁽²⁶⁾ これら4支流の調査のうち日本企業が担当したのが、ラオスのナム・グム・ダムと南ベトナムのセサン上流の計画調査であった（いずれも日本工営株式会社が受注）。

めてしまう日本提案の新構想)に示されるように、本流にハイダムの階段をつくっていくことで、メコン河の河口からタイ、ミャンマーへと舟を遡上させることも叶う。反対に上流のミャンマーやタイ東北部からは、木材を河口まで流下させることが可能になる。このような総合構想であった。

当時、久保田豊が診ていたメコン河開発の風景とはどのようなものか。その設計思想を記す一文がある。

「メコン河に対して、舟運の便を改善し兩岸の平地を灌漑し、水力を開発し併せて洪水を調整するいわゆる多目的開発の必要性が大きく要請されるのである。舟運の改善といってもこうした大きい河に対して長大な水路を浚渫によって水深を増すことはほとんど不可能で、それよりも年間流量を出来るだけ調節して渇水季流量を補給することにより水深を増して吃水の深い船を通すことである。そのために流路中に適当な地点を選んでいくつかの堰堤を築いてそれより上流の浅瀬を水没せしめて水深を増し、下流には調整した水を放流して渇水季の水深を増す。また堰堤地点には水力発電所とともに閘門を設けて船を上下流に連絡せしめる。幸いこの河は平均河川勾配が緩いので堰堤によって膨大な貯水量が得られ、背水が遠くまで延びるので流量調節ならびに発電に甚だ効果的である。発生電力は関連地域の工業化に役立て、舟運によって促進される域内の農林・鉱産資源の開発と相俟って原材料の供給と製品の搬出を容易にすることが可能となる。」⁽²⁷⁾

このような水力、工業、農林業、舟運の多目的ダム建設によるメコン河下流域の総合開発構想が、最初に日本から提案された。⁽²⁸⁾ これに対してメコン委員会は、1964年から1970年にかけて、国連 ECAFE の助言を受けながら、流域開発計画をとりまとめていった。メコン委員会から1970年に、報告書“Report on Indicative Basin Plan” (IBP1970) が発表された。⁽²⁹⁾ IBP1970では、1971年～2000年の開発ロードマップが描かれ、本流17箇所⁽³⁰⁾、支流87箇所⁽³¹⁾のダム開発を、短期・長期のタイムテーブルに整理して順次開発をすすめていく計画が提言された。ただしその多くは、日本政府メコン踏査団1961年報告に基づいたものであった。⁽³²⁾

⁽²⁷⁾ 久保田豊、1957、「東南アジア水力開発協力の実態」、『アジア問題』(11月号)：39頁。

⁽²⁸⁾ Mekong Reconnaissance Team Organized by Government of Japan, 1961, “Comprehensive Reconnaissance Report on the Major Tributaries of the Lower Mekong Basin”.

⁽²⁹⁾ Mekong Secretariat, 1970, Report of Indicative Basin Plan (IBP1970).

⁽³⁰⁾ IBP1970の本流ダム開発計画を読み解くには次の指摘が重要である。「事務局が検討した本流ダム17件の開発プロジェクトのなかには計画相互の代替案が含まれている。したがって、下流域本流の連続開発は、実際は候補17箇のうち9ないし10件を選んで開発を実施することになる」(堀、1996、前掲：133頁)。

⁽³¹⁾ 日本政府メコン踏査団1961で提言された102地点のうち、山岳地帯にあり、人家がなく、アプローチが困難な地点が候補地から外された。

⁽³²⁾ 堀、1999、前掲：106、130頁。

しかしながら、1960年代後半から70年代のベトナム戦争、カンボジア内戦とその後のポル・ポト時代のため、メコン委員会の活動とメコン河本流の開発は大きく停滞することになった。⁽³³⁾

4. メコン河支流開発への日本の独自関与

日本が独自に開始した技術協力

次にメコン河支流開発への日本の独自の関与についてみていこう。日本政府メコン踏査団の支流調査報告のなかで、早期開発計画の有望地点が提案された。1959年の第一次報告書で提案されたうちの4地点の調査が、国連特別基金の支援でスタートした。これに対して、1960年の第2次報告書で追加提案された3件、プレク・トノット（カンボジア）⁽³⁴⁾、ナム・ブン（タイ）、スレポク上流（ベトナム）は、日本政府が独自に技術協力を行い、調査を進めた案件である。カンボジアのプレク・トノット計画を事例に、日本が独自に技術協力を開始した計画がどのように展開し、どこまで到達したのかを分析していこう。⁽³⁵⁾

プレク・トノット川とはどのような川なのか

プレク・トノット川流域の特徴を確認しておこう（図1）。プレク・トノット川は、プノンペンの西方、カハナン・パサ山（1,177m）を源とする流路延長232kmの河川である。流域面積は5,050km²で、最上流部の山岳地帯を抜けたあとの川は、勾配1/2,500～1/3,000で平地地帯を蛇行しながらゆるやかに流れる。下流にはコンボン・スプーがあり、その後はシアヌークビループノンペン間を連絡する国道4号線に沿ってプノンペン方面へ向かって流れていく。プノンペン南部でバサック川へと合流する。

1953年～1973年の年平均降水量は1,312mm（プノンペン観測所）である。アンロン・トゥック（Anlong Touk、図1の▲■地点）における、1964年～1969年における年平均流出量は39.4m³/s（最大426m³/s、最小0.27m³/s）である。1991年時点の流域の土地利用は、森林（67.7%）、水田（20.6%）、その他農業（6.6%）、都市エリア（0.2%）となっている。⁽³⁶⁾

⁽³³⁾ メコン委員会のその後の活動については以下の文献を参照。国際協力事業団、1990、前掲。川合、1993、前掲。堀、1996、前掲：第6章。笠井利之、2003、「メコン川流域の開発と環境を考える」、『立命館国際研究』15（3）：201-223頁。

⁽³⁴⁾ イスラエルも支援を約束し、灌漑に関する調査を行った。日本はダム開発と電力の調査を行った。

⁽³⁵⁾ 1955年12月に締結された「日本・カンボジア友好条約」直後、独立後間もないカンボジアを支援するための経済協力計画が、ある種の「興奮」をともなって構想されていたという（初鹿野直美、2017、「実現しなかった日本・カンボジア経済協力計画—日本の開発援助黎明期の興奮と頓挫」、『アジア研ワールド・トレンド』256：54-60頁）。

⁽³⁶⁾ Takeuchi K, Jayawardena A. W, Takahasi Y. ed, 1995, “Catalogue of Rivers for Southeast Asia and the Pacific”, vol I -2. 1, UNESCO-IHP Regional Steering Committee for Southeast Asia and the Pacific Publication : 34-42頁。

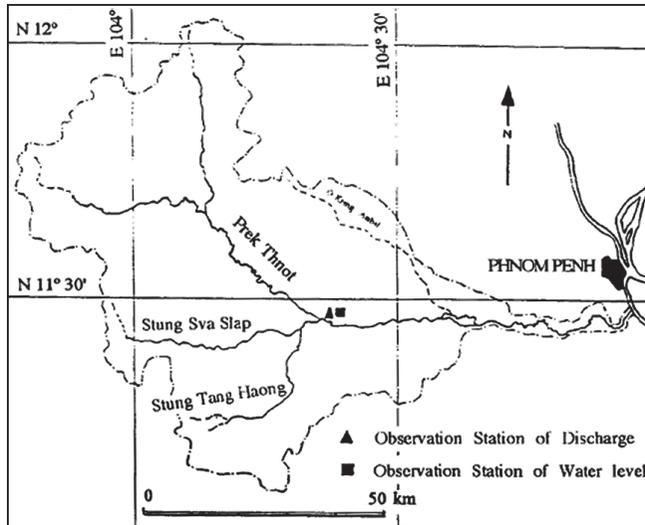


図1 プレク・トノット川流域の位置⁽³⁷⁾

メコン河支流開発とプレク・トノット川への注目

海外技術協力事業団から委託を受けた日本工営株式会社は、久保田豊を調査団長として、1961年10月から1962年5月まで調査を行った。1962年12月に『カンボジア王国プレク・トノット河開発予備報告書』がまとめられている。航空写真を図化するための測量、地質調査、農業調査（概略）、雨量計の設置と観測開始、各種資料収集（気象、水文、農業、畜産、電力事情、行政、統計、その他諸問題についての調査）が行われた。

その結果プレク・トノット計画は、「他のメコン下流域の諸計画中最も開発する価値のある計画の一つである」と結論された。⁽³⁸⁾ プレク・トノット川流域は首都プノンペンに近く、将来的な電力需要が見込まれること。開発計画地域は乾燥地帯であり、農民が灌漑用水を熱望していること。さらに、「かんがい以外の目的に優先するものであるが、かんがい施設が完備する迄の当分の間（十数年間）かんがいのために作られたこのダムを使つて発電を行なった場合を単独に取り上げてみても十分に採算が取れる」（原文ママ）ことが、計画をポジティブに評価する理由として報告されている。したがって報告書では、農業用水路と農地が整備されるまでの間、プレク・トノット計画は発電計画として着手すると述べられている。

⁽³⁷⁾ Takeuchi K, Jayawardena A. W, Takahasi Y. ed, 1995, 前掲：39頁。

⁽³⁸⁾ 日本政府プレク・トノット河調査団、1962、『カンボジア王国プレク・トノット河開発予備報告書』。同時期にサンボール計画の調査も完了していたが、「その後その（＝サンボール計画）実施が棚上げされ、より容易に建築しうる小規模なダムの一つとしてとり上げられたプレク・トノット・ダム建設について、日本政府は援助協定を締結した」という（栗野鳳、1985、「カンブチア問題についての考察」、『広島平和科学』8：110頁、カッコ内は筆者が加筆）。

5. プレク・トノット計画と工事

計画と交渉

プレク・トノット計画の形成過程についてみていこう。プレク・トノット計画は、プレク・トノット川とスタン・トン川との合流地点に計画された灌漑、発電、洪水調整を目的とした多目的ダム建設計画である。1959年～1962年の日本政府プレク・トノット調査団による全体予備調査の後、1962年～1965年のイスラエルによる農業灌漑調査、1964年～1965年のオーストラリアによるダムおよび発電施工計画の作成を経て、1966年にオーストラリア、カンボジア、イスラエル、日本、メコン委員会の技術者を集めた技術委員会による総合的な最終報告書『プレク・トノットカンボジア第Ⅰ期建設準備報告（18,000kWの発電と18,500haの灌漑）』がとりまとめられた。⁽³⁹⁾

幾つかの丘陵を連結して築堤される5つの小ダムと、本川を横切る主ダムから成るアース・フィルおよびロック・フィル形式のダムで、提高28.5m、提長10.3km、計画洪水量4,400m³/s、最終的な有効貯水量は980,000,000m³と計画された。ダムと同時に18MW（9MW×2基）の発電所と（さしあたり）5,000haの農業灌漑施設（分水堰、調整堰、水路）が建設される計画となった。⁽⁴⁰⁾

1968年9月、国連ECAFEとメコン委員会の支援のもとでカンボジアが主催し、プノンペンで開催された電力灌漑計画国際会議では、日、英、豪、加、伊、印、蘭、西独、フィリピン、パキスタンの計11カ国（カンボジアを含めて）が参加したプレク・トノット計画への協力枠組みが合意された。同年11月、ニューヨークの国連本部にて「プレク・トノット川（カンボディア）電力開発かんがい計画のための管理措置に関する協定（略称、プレク・トノット計画管理協定）」が署名される。この協定により、計画・工事の実施責任はカンボジア政府が負い、建設・運営はダム公社（La Societe nationale des Grands Barrages）が担当し、カンボジア国立銀行が資金管理を行うことが決まった。⁽⁴¹⁾

果たして、プレク・トノット計画に対する、総計19,245,900ドル相当額の贈与及び借款がカンボジア政府に申し入れられた。日本は最大のドナー国として4,215,000ドル（償還20年の借款）、4,215,000ドル（贈与）を申し入れた。その他内訳は以下のとおりである。オーストラリア2,075,000ドル（Snowy Mountains Hydro-Electric Authorityの技術役務に充当される贈与）、カナダ2,000,000ドル（贈与）、西ドイツ1,000,000ドル（金利3%、償還25年の借款）、イギリス1,000,000ドル（無利子、償還20～25年の借款）、フランス1,000,000ドル（金利3.5%、償還20年の借款）イタリア1,000,000ドル（金利3%、償還18年の借款）、オランダ

⁽³⁹⁾ Technical Working Party (Australia, Cambodia, Israel, Japan and the Mekong Committee Secretariat), 1966, "Prek Thnot Cambodia First Stage (18,000kW Power and 18,500ha Irrigation) Pre-Construction Report", Phnom Penh.

⁽⁴⁰⁾ 荒井力、1970、「プレクトノットダム建設工事」、『建設の機械化』(239)：44-47頁。横田知昭、1970、「プレク・トノット・ダム計画—カンボディアに対する多数国援助」、『水利科学』13(6)：115-128頁。

⁽⁴¹⁾ 海外技術協力事業団開発調査部、1968、「メコン河支流開発計画—カンボディアにおけるスタンサンケル開発計画およびプレクトノット開発計画に関する資料」。

1,000,000ドル（贈与）、UNDP 810,900ドル（灌漑用水路の図面作成費の贈与）、デンマーク500,000ドル（贈与）、インド200,000ドル（資材及び役務提供の贈与）、パキスタン150,000ドル（資材および役務提供の贈与）、フィリピン80,000ドル（図化費用の贈与）。⁽⁴²⁾

その後、1969年1～5月に国際入札が実施され、前田建設とトーメン（東洋綿花）の合弁グループが落札し、1969年8月、工事が開始された。

内戦下のプレク・トノット工事

工事開始から半年が過ぎた1970年3月、ロン・ノル将軍によりシハヌーク国王が追放された。カンボジア内戦が本格化するなかでプレク・トノット工事はどのようにすすめられたのか。工事担当者の記録から再構成していこう。⁽⁴³⁾

1970年のシハヌーク追放は、工事担当者にとっては「ハプニング」であったという。その後、1970年6月21日にはコンポン・スプーで大規模な戦闘が起これ、プレク・トノット工事は中断する。日本人技術者60名が帰国した。1970年7月、カンボジア側からの早期の工事再開希望を受けて、残った8名で工事再開が決定された。ただしダム建設予定地から離れ、下流の分水堰工事、建設機械と施設の保守・管理、各国からの物資調達がメインの業務となった。この時期に日本とフランスに対して、永久プラント（水車、発電機、ゲート）製作の続行もカンボジア側から要請された。

現場では1970年8月に工事が再開され、プノンペンから現場へ、技術者は毎日車で通った。通勤路では度々戦闘が発生したという。「非常に変則的かつ非能率な施工状態」が1971年9月まで続いた。1971年9月25日、ダム建設現場の重機置き場が砲撃を受け、工事は再び中断することとなった。11月、損傷した機器をプノンペンに運び、修理することが決定した。1972年2月には分水堰工事が再開された。

前田建設工業株式会社の目黒良夫は、工事の中断と継続をめぐるカンボジア政府の思惑を次のように振り返っている。

「発注者（カンボジア政府ダム公社）は国際的協力のもとで実施されており、かつ一大国家プロジェクトである本プロジェクトが中断することは、現時の国の立場にいろいろな面で悪影響を及ぼすところが大きいため、なんらかの形で本プロジェクトが継続

⁽⁴²⁾横田、1970、前掲：116頁。贈与協定については、佐藤俊一、1969、「プレク・トノット・ダム（カンボディア）に対するわが国の援助」、『時の法令』（693）：37-40頁を参照。なお各国の機械・資材割り当ては以下のとおりである。オーストラリア：モータスクレーパー9台、カンボジア：燃料油、カナダ：クローラドリル6台、コンプレッサ9台、鉄筋、フランス：ホイールローダ3台、パワーショベル2台、イタリア：ダンプトラック20t 20台、8t 12台、イギリス：ブルドーザD-8 9台、ホイールローダ4m³ 4台、日本：発電機一式（水車：荏原、発電機：明電舎）、ダンプトラック8t 13台、ブルドーザD125A 5台、D85A 6台、トラッククレーン35t 1台、15t 2台、クラッシングプラント250t/h一式、パッチャプラント0.6m³ 3形、工用発電機、無線電話機、セメント、鉄筋、火薬（荒井、1970、前掲：46頁）。

⁽⁴³⁾目黒良夫、1972、「カンボジアにプレクトノットダムをつくり始めて」、『土木学会誌』（57-11）：69-72頁。および、神崎紘邇氏（元前田建設工業株式会社、現CAMCAL社相談役）へのインタビュー（2017年3月26日）。

することを強く望んでおり、両者（ダム公社および中絶と延期を要望する日本側企業）の主張が一致しなかった。・・・中略・・・1970年6月以後、主工事たるダムおよび発電所工事が事実上長期にわたって中絶したわけであるが、カンボジア政府ならびに発注者はこの事実を直視することなく、ともかく分水堰という一部工事を継続することにより、プレクトノットプロジェクトが実行されていると内外ともに認めさせているようにうかがえる。」⁽⁴⁴⁾

プレク・トノット工事の全体は、1973年5月の分水堰の完成をもってストップした。その年の8月には、出来上がった分水堰の一部がクメール・ルージュにより爆破される事件が起きている。

日本とフランスで製作されていた永久プラント資材は、1972年2月～8月の間に、ノンペンへ到着した後、保管用倉庫に納入され、今もそのままあるはずだという。⁽⁴⁵⁾

内戦後のプレク・トノット計画

長く中絶された工事を再開する可能性を調査するため、前田建設工業とトーメンのグループは、1987年にカンボジア入りし、資機材の状況をチェックして回った。日本工営も工事再開のための環境アセスメント調査を1994年に行うなど、再開へ向けた動きもみられた。「プレクトノットプロジェクトはかつて日本が開発しかけていたが戦乱で中止されている。今、再開が真剣に考慮されている」⁽⁴⁶⁾、と期待を述べていた技術官僚もいる。しかし2018年6月現在、全体計画はストップしたままであり、未完のプロジェクトとなっている。⁽⁴⁷⁾

⁽⁴⁴⁾ 目黒、1972、前掲：70-71頁。カッコ内は筆者が加筆。

⁽⁴⁵⁾ 2017年3月26日、神崎氏へのインタビュー。

⁽⁴⁶⁾ 堀、1996、前掲：73頁。

⁽⁴⁷⁾ 吉松・小泉による次の指摘もある。「1989年に入って、カンボジア問題に関するバリ国際会議が開かれ、続いて1989年9月にはベトナム軍がカンボジアから完全撤退するなど、情勢に変化が見られた。ベトナム軍の撤退の直後に、オーストラリアのカトリック教団（ダム部門）、スウェーデン政府（発電部門）、オランダNGO（灌漑部門）等がスポンサーとなって、プレクトノット計画の再開に向けての再調査が開始され、この調査結果は1991年12月に報告書として提出されている。この調査では、ダムの設計に若干の修正が加えられたものの、概ね着工時の設計に沿った形で工事の再開が勧告されている」（吉松・小泉、1996、前掲：74-75頁）。また堀も同様の指摘をしている。「1989年、現地で環境アセスメントが試みられたがゲリラ活動で中止となっている。しかし、先般、オーストラリアのNGOがこの計画の見直し作業を行った。カンボジア政府はこの再建に大きな期待をかけてはいるが、貯水池の環境問題と、灌漑便益の激減という経済問題にぶつかり計画は実現に至っていない。計画としては、原案のとおり1万8000kWの出力の水力発電所が造られることになっており、前記（432頁）キリロムープノンペン間送電線に乗せて首都の電力不足解消に貢献することになる」（堀、1996、前掲：433頁、カッコ内は筆者が加筆）。この報告書は、「Prek Thnot Multipurpose Project : Reappraisal Report Vol. 1」を指すものだと思うが、本論執筆時点で見つけられていない。

6. おわりに

戦後のメコン河開発は誰がどのように構想したのか。そのなかでメコン河開発に対する日本の技術協力は、どのようなものとしてはじまり、すすめられたのか。本論ではメコン河開発構想への日本の参加過程を分析したうえで、プレク・トノット計画の事例を分析した。

日本が当初引き受けたのは、メコン河下流域の4ヶ国から依頼された34支流について踏査調査を行い、それぞれの国での優先計画を2件ずつ選定し、開発案件を組成する仕事であった。しかし久保田豊を団長とする日本政府メコン踏査団は、1961年の最終報告で、依頼を受けた34支流102箇所を開発提案に留まらず、本流に10箇所の連続ダム群を建設する流域総合開発計画を提案した。久保田の提案は、10箇所の本流ダムから1,000万kWを超える電力を生み出し、多数の支流ダム建設とあわせて1,500~1,700万kWの電力をメコン河下流域に創出し、地域内を長距離送電線網でネットワークする総合開発構想の提案であった。水力、電力、工業、そして農林業と舟運のための多目的ダム建設によるメコン河下流域の総合開発を最初に構想したのは日本であった。この提案の多くが、その後のメコン委員会の開発計画に反映されていった。

支流開発では、日本政府メコン踏査団の支流調査報告のなかで提案された有望地点のうち、日本政府が独自に技術協力をを行い、計画・工事をすすめたものが3件ある。そのうち本論では、プレク・トノット計画を事例として、日本主導の計画がどのように展開し、内戦下で中断するまでにどこまで到達したのかを分析してきた。

プレク・トノット計画は、工事再開へむけて動いている関係者がいるものの、未だ計画の再構成には至っていない。この計画はなぜ再構成が難しいのか。本稿を閉じるにあたり、現在の社会環境に即して計画論的課題を整理することで、今後の研究に見通しをつけたい。

プレク・トノット計画の再構成のためには、カンボジアの社会から内在的にその意味を問い直す必要がある。プレク・トノット計画をめぐるのは現在、次のような論点が、計画再生の阻害要因として報告されている。第1に、水没予定地域1,633世帯の移転と所得保障の見通しが立たない。⁽⁴⁸⁾ 第2に、乾燥地域住民の農業への期待・意欲の逡減（所得向上の見込みが低い、乾季の猛暑のなか働きたくないなど）。第3に、新たなステークホルダー（工業的農業の拡大による土地所有の集約化など）との関係をどのように整理するかなど、検討しなくてはならない点がある。

これに反して、近年のプノンペンの経済発展、それに伴う国道4号線沿いの物流拠点化と工業化は、工業用水と電力のニーズを高めている。コンボン・スプーヤカンダル・スタンなど、流域内の都市を洪水から防御するニーズもある。つまり首都圏の拡大のなかにプレク・トノット川流域が含まれてきたということだ。首都圏防災と都市計画の総合計画と

⁽⁴⁸⁾ Kanzaki Kouji, “Prek Thnot Dam is Necessary to Prevent Flooding”: pp.1-51 (2017年3月26日収集資料、未公開)。水没世帯数は同書の予測値であり、公的な数値は管見の限り公表されていない。

という観点から、プレク・トノット計画を新たに再考する意義があるかもしれない。

さらにメコン河下流域という地理的な視点からプレク・トノット川流域システムの意味を考えると、気候変動によるメコンデルタへの環境影響をいかに予測し、対応するかという課題もある。プレク・トノット川は、メコンデルタ河口の流況に影響を与える最後の流入河川である。流域の治水と農業、エネルギー戦略を、気候変動対策の観点からどのように再構築するか。とくに水力エネルギーに対する新たな期待が流域全体でクローズアップされており、環境への影響を十分に考慮しながら、未利用資源を活用することは研究課題である。

なおプレク・トノット計画へは、工事再開を望む現地技術者の声は今も寄せられているという。⁽⁴⁹⁾ 現地で計画策定や工事に携わった技術者にとっては未完のプロジェクトを完成に至らせたいという強い思いがあることだろう。これらの声については冷静に受け止める必要がもちろんある。ただしプレク・トノット計画は、全体として未完のプロジェクトとはいえ、内戦下のカンボジアにおいても一部工事が継続され、完成した施設もある。計画と工事に携わった技術者のローカル・ネットワークが形成されていた。⁽⁵⁰⁾ このようなネットワークは、メコン河下流域各地の工事現場で形成されていたことだろう。現場で蓄積された経験とネットワーク、それは後年に続く日本の技術協力の人的・社会的基盤となり、現在に受け継がれている大きな財産となったはずだ。技術者のネットワークや現地の技術者養成の経験は、一朝一夕に構築できるものではなく、一帯一路をはじめとする近年の中国などの技術協力には欠けたものであろう。どのようなネットワークが形成され、また現存しているのか、この点についても今後の研究課題である。

本論では、メコン河下流域の開発構想への参加と支流開発プロジェクトの個別の経験から、第2次世界大戦後の日本の技術協力の歴史の一端をひも解いてきた。メコン河流域諸国、東南アジアへの日本の技術協力は、どのようなものとしてはじまり、すすめられたのか。この問いを歴史的に明らかにする研究は端緒についたばかりである。プレク・トノット計画の事例研究をひとつ取り上げても、多様な論点を含んでおり、研究アプローチや分析視角がまだまだ設定できる。個別の社会資本整備をめぐる工事を丁寧に見ていくことから、東南アジアの社会構造変動を分析する。戦後日本の国際復帰とメコン河流域開発をめぐる諸国間関係史を分析する。これらの課題も研究の射程のうちに在る。⁽⁵¹⁾

⁽⁴⁹⁾ 2017年3月26日、神崎氏へのインタビュー。

⁽⁵⁰⁾ 国際協力事業団、1990、前掲：18頁。

⁽⁵¹⁾ 本論の投稿後に、次の成果が公開された。Hiromi Mizuno, Aaron S. Moore, John DiMoiad, 2018, “Engineering Asia: Technology, Colonial Development and the Cold War Order”, Bloomsbury. この書籍の発行を記念し、編者・著者を招いた国際ワークショップ「冷戦期アジアにおける科学技術の交流と制度化」(土屋由香主催、2018年7月14日、於：京都大学)が開催された。筆者らも参加し、第2次世界大戦後の東南アジアにおける技術協力をめぐる歴史研究・国際関係史研究の知見と課題を共有した。現在筆者らは、プレク・トノット計画に対する日本政府の対応、つまり計画が日本政府内で承認されていく意志決定過程を、国際関係史の視点から分析した論文「日本の対東南アジア開発援助の深化の契機としてのカンボジア・プレク・トノットダム計画—外された梯子と日本、そして冷戦・開発・メコン川流域諸国間関係」(仮)の投稿を準備している。

【付記】

本稿は、クリタ水・環境科学振興財団2016年度研究助成（社会科学・人文）「カンボジア王国ブラック・トノット川における多国間電力開発灌漑計画の現状評価」、京都大学東南アジア地域研究研究所2017-2018年度東南アジア研究の国際共同研究拠点「1960-70年代カンボジア王国におけるブラック・トノット多国間電力開発灌漑計画の形成史に関する研究」（ともに研究代表・藤本穰彦）の成果の一部です。また査読者の先生方から丁寧かつ的確なご指導を頂きました。ここに記して感謝申し上げます。

印刷全般

(学術書、学会機関誌・ポスター・チラシ、日英翻訳出版、テキスト、名刺等)

学術学会、イベントの運営支援

(最大800人規模の学会用会場提供・運営支援等)

翻訳・通訳 (日↔英)

(翻訳全般、電話通訳、コミュニケーション講座)

西南学院オリジナルグッズ販売

(ボールペン、ポーチ、扇子、西南チロリアン、セナフィー等)

卒業生の就職支援・アルバイト紹介、 生花販売、保険代理事業等



株式会社キャンパスサポート西南は
東アジア学会を全面的にサポート。



学校法人 西南学院グループ

株式会社 キャンパスサポート西南

福岡市早良区百道1丁目14-29

TEL.092-823-3576 FAX.092-823-3590

URL <http://www.cs-seinan.co.jp>



編集後記

『東アジア研究』第24号をお届けいたします。

今回は査読付き論文2本、研究ノート2本の計4本の論考を掲載しております。阿部会員・閻会員の論文は中国国有企業退職者の再就職状況を取り扱った研究で、梁会員の論文は日韓 SNS 企業のコーポレート・ガバナンス報告書の事例研究です。また高橋会員の研究ノートは中国刑法における公訴時効制度の変遷を取り扱っており、藤本会員と友次会員の研究ノートはカンボジアにおける多国間開発援助の事例分析を行っています。ともに力作となっておりますので皆様ぜひご一読ください。投稿者とレフェリーの先生方に厚くお礼申し上げます。

次号は2018年6月に開催された第28回大会の特集号となります。共通論題「東アジアを動かすキー・パーソン」にてご報告いただいた先生方の報告論文を掲載いたします。学会当日の議論と同様にハイレベルな論文が掲載されることとなりますので、ぜひご期待ください。

(編集担当企画委員：西田顕生・荒木雪葉)

東アジア研究 (東アジア学会機関誌) 第24号

発行日：2019年1月

発行：東アジア学会

事務局：〒805-8512

福岡県北九州市八幡東区平野1-6-1

九州国際大学 木村貴研究室

Tel: 093-671-8913

Mail: ta-kimura@law.kiu.ac.jp

※本書の無断転載は難くお断りいたします。
予め学会事務局あて許諾を求めてください。



East Asian Studies
vol.24 2019 January

The Regional Background of Re-employment and Business Startups by
Unemployed People in Fushun, China **ABE Yasuhisa, YAN Yang**

A Comparative Study on Information Disclosure of Corporate Governance:
Focusing on the Corporate Governance Reports of SNS Companies
in Japan and South Korea **YANG Jeongwoo**

Study of Changes in the Statutory Prescription System in
Chinese Draft of Criminal Law **TAKAHASHI Koji**

A Design for the Technical Cooperation of Japan towards Comprehensive
Development of Lower Mekong Basin after the Second World War:
A Case Study of the Prek Thnot River Development Project
in the Kingdom of Cambodia **FUJIMOTO Tokihiko, TOMOTSUGU Shinsuke**